

史跡平沢官衙遺跡 再整備基本計画・ 基本設計

令和4年(2022年)3月

〔対象期間〕

令和4年度(2022年度)から
令和12年度(2030年度)まで



史跡平仄官衙遺跡 再整備完成鳥瞰図

序

つくば市の北部、平沢に所在する平沢官衙遺跡は、古代律令制下の常陸国筑波郡衙正倉院に比定される遺跡です。昭和50年（1975年）から県営住宅団地建設に先立って実施された発掘調査によりその重要性が確認され、その後の保存活動を受けて昭和55年（1980年）12月4日に国の史跡に指定されました。平成5・6年（1993・94年）度に面的な確認調査を実施し、その成果を基に復元整備を行い、平成15年（2003年）4月には「平沢官衙遺跡歴史ひろば」として開園しました。

平沢官衙遺跡は、その歴史的重要性や周囲の山並みを含めた景観から、市民の学習や憩いの場として活用され、市民の誇りとなりました。しかし、近年は復元建物の屋根などの傷みが激しく、憂慮される状態となっていました。つくば市教育委員会では、平成31年（2019年）2月につくば市の文化財保護行政全体の基本計画として『つくば市文化財保存活用計画』を策定、令和3年（2021年）3月には、平沢官衙遺跡の現状や課題を整理した上で、今後の保存や再整備を含む維持管理、活用の基本方針を定めた『史跡平沢官衙遺跡保存活用計画』を策定しました。

本『史跡平沢官衙遺跡再整備基本計画・基本設計』は、これらの計画に基づいて、これまでの調査・研究・整備の成果を継承しつつ、遺構表現の分かりやすさや耐久性、利便性での課題を改善することで、史跡の価値をより高めていく再整備事業の、基本的な内容を計画し、それを実現するための設計を定めるものです。再整備事業によって、市民をはじめとした多くの方々に史跡の重要性をより一層認識してもらい、史跡を未来へ引き継いでいけるよう、努めていきます。

末尾となりましたが、本事業に際しまして御協力いただきました市民の方々、また御指導、御協力いただきました関係各位に、心から感謝の意を表します。

令和4年（2022年）3月

つくば市教育委員会
教育長 森田 充

例 言

- 1 本書は、茨城県つくば市平沢 353 番地外に所在する国史跡平沢官衙遺跡の再整備基本計画・基本設計である。
- 2 本計画は、つくば市教育委員会が主体となり、令和 3 年（2021 年）度に国庫補助事業として策定した。
- 3 本計画の策定にあたっては、その一部を有限会社ウッドサークルに委託して行い、有識者からなる「史跡平沢官衙遺跡再整備懇話会」の意見を踏まえてつくば市教育局文化財課が案を作成し、つくば市文化財保護審議会の承認を得た。
- 4 本計画の策定にあたっては、文化庁文化資源活用課整備部門、茨城県教育庁総務企画部文化課の指導・助言を得た。
- 5 本計画の執筆、編集はつくば市教育教局文化財課、有限会社ウッドサークルが行った。
- 6 本計画で使用した図や写真のうち、北条中台遺跡の図は公益財団法人茨城県教育財団から提供を受けた。その他は、つくば市教育委員会及びつくば市、有限会社ウッドサークルが撮影・所蔵のものを使用した。地図はつくば市都市計画図 1/2,500 を使用した。

目 次

第1章 計画策定の経緯と目的

第1節 計画策定の経緯	1
第2節 計画の目的	1
第3節 懇話会の設置・経緯	2
第4節 関連計画との関係	2
1 本計画の位置付け	2
2 関連基本計画類概要	3
3 『つくば市文化財保存活用計画』における平沢官衙遺跡の施策	5
4 『史跡平沢官衙遺跡保存活用計画』における再整備の施策	5

第2章 計画地の現状

第1節 自然的環境	7
1 位置と地勢	7
2 気候	7
3 地形	7
第2節 社会的環境	8
1 交通	8
2 観光	8
第3節 歴史的環境	9
1 旧石器時代・縄文時代	10
2 弥生時代・古墳時代	10
3 古代	11
4 中世	13
5 近世	13
6 近・現代	14

第3章 史跡平沢官衙遺跡の概要および現状と課題

第1節 史跡指定の状況	16
1 指定状況	16
2 指定地の状況	17
第2節 史跡などの概要	18
1 発掘調査	18
2 史料調査	21
3 整備の状況	23
4 現況調査	25
5 近隣・周辺地域の文化財	26
第3節 史跡等の公開活用のための諸条件の把握	30
1 アンケート調査	30
2 見学利用の状況	30
3 活用利用の状況	31
4 施設管理・運営の状況	31
5 施設維持・修繕の状況	32

6 周辺の文化財の活用状況.....	33
第4節 課題の抽出.....	34
1 利用上の課題	34
2 整備の課題	34
3 近隣・周辺文化財との関係での課題.....	36
第4章 基本方針	
第1節 基本理念と基本方針.....	36
1 基本理念	37
2 基本方針	38
第5章 整備計画	
第1節 整備計画の概要.....	39
1 現状調査	40
2 計画概要	41
第2節 実物大復元建物の再整備.....	43
1 校倉（1号建物・SB19）.....	43
2 土倉（2号建物・SB18）.....	46
3 板倉（3号建物・SB33）.....	48
4 階 段	51
第3節 造園的整備施設の再整備.....	54
1 柱位置表示	54
2 説明板	59
3 鉄 柵	64
4 園 路	65
5 その他便益施設	67
第4節 情報発信.....	68
第6章 活用・維持管理の計画	
第1節 公開活用計画.....	69
1 見学利用の拡充	69
2 活用イベントの充実	69
3 近隣・周辺地域の文化財・施設等との連携... ..	70
第2節 維持管理計画.....	70
1 実物大復元建物	70
2 造園的施設	71
3 その他	71
第7章 事業計画	
第1節 整備事業計画.....	72
第2節 活用・維持管理の事業計画.....	73
付属資料	
資料1 アンケート結果.....	77
資料2 現況調査結果.....	83
引用・参考文献.....	152

第1章 計画策定の経緯と目的

第1節 計画策定の経緯

茨城県つくば市の北部に位置する平沢官衙遺跡（以下本遺跡とも記す）は、古代律令制下の常陸国筑波郡衙正倉院に比定される遺跡である。昭和50年（1975年）から県営住宅団地建設に先立って実施された発掘調査により、官衙的色彩の強い遺構群が確認され世に知られることとなり、保存運動の結果、昭和55年（1980年）12月4日付けで国の史跡指定を受けた（当時は茨城県筑波郡筑波町）。旧筑波町は翌55、56年（1980、81年）度に指定地を買収、57年（1982年）度には古代郡衙の復元整備事業を計画したが実現には至らなかった。

その後、つくば市誕生後の平成4年（1992年）度から本格的に事業が開始されることとなり、5・6年（1993・94年）度に範囲及び遺構確認のための面的な発掘調査を実施、8年（1996年）度に全体基本計画、9年（1997年）度に立体復元建物基本設計を作成し、14年（2002年）度までの6年で復元整備工事を行った（調査、整備とも指導委員会を組織）。15年（2003年）4月「平沢官衙遺跡歴史ひろば」として開園した。

平沢官衙遺跡歴史ひろばは、開園時におよそ年間2万4千人弱だった入場者数は、年度毎に増減を繰り返しながらもほぼ倍増し、現在は年間5万人前後が訪れる史跡公園として多くの市民に親しまれている。

しかし、復元整備から20年近くが経過し、実物大復元建物や柱位置表示の施設では老朽化が顕著となってきており、安全な見学に支障が生じるようになった。その対策として、平成30年（2018年）度に策定した、つくば市の文化財行政の基本方針を定めた『つくば市文化財保存活用計画』では、平沢官衙遺跡の再整備事業を早期に着手する取組として位置付けた。また、令和2年（2020年）度には、今後の保存や維持管理、活用の基本方針を定めた『史跡平沢官衙遺跡保存活用計画』を策定し、再整備事業を早期計画と位置付けた。

以上の経緯を受けて、本計画・設計で、早期計画と位置付けた再整備事業の基本的な内容を定めることとし、中長期の課題とした案内所については、別途検討する。

第2節 計画の目的

文化財保護の大きな目標は、文化財の価値をより高めながら次世代に引き継ぐことである。そのためには市民をはじめとする多くの人に文化財の価値が知られ、文化財の保存に理解が得られていくことが必要である。

平沢官衙遺跡は、筑波郡衙正倉院跡としての史跡の価値を体感できる歴史ひろばとして復元整備することで、多くの見学者を受け入れ、地域住民とともに様々な活用ができるようになった。そして現在は、単なる経年劣化への対応だけでなく、20年間の運営で得た知見や周辺環境の変化等も生かし、史跡をさらに魅力的なものとするのが求められている。

以上のことから、本基本計画の目的は、これまでの調査・研究・整備の成果を継承しつつ、遺構表現の分かりやすさや耐久性、利便性での課題を改善することにより、史跡の価値をより高める再整備事業を計画することとする。また、基本設計は、基本計画の内容を具体的に実現できるよう、整備手法や事業全体の工程、費用等を定めるものとする。

なお本計画の期間は再整備事業の5年間とその後の活用・維持管理期間とし、保存活用計画の改訂を行う令和12年度（2030年）度までとする。

第3節 懇話会の設置・経緯

本計画の策定において、「史跡平沢官衙遺跡再整備懇話会開催要項」に基づいて、史跡平沢官衙遺跡再整備懇話会を開催した。懇話会は考古学、文献史学、建築学、造園学の学識経験者とともに、地元平沢地区区長で組織し、文化庁文化資源活用課整備部門（記念物）、県教育庁総務企画部文化課の指導・助言を得た。事務局は市教育局文化財課が担当した。

令和3年（2021年）

8月27日 第1回 史跡平沢官衙遺跡再整備懇話会

- ・再整備の方針について
- ・来場者アンケートの結果報告について
- ・史跡の現状確認調査の結果報告について
- ・修繕内容の提案について

10月12日 第2回 史跡平沢官衙遺跡再整備懇話会

- ・再整備の方針について
- ・再整備の内容について

12月23日 第3回 史跡平沢官衙遺跡再整備懇話会

- ・再整備の方針について
- ・再整備の内容について
- ・再整備事業計画について

2月18日 第4回 史跡平沢官衙遺跡再整備懇話会

- ・修正のとりまとめ、最終確認

○史跡平沢官衙遺跡再整備懇話会名簿

学識経験者（考古学）	田中 裕	茨城大学人文社会科学部 教授
学識経験者（文献史学）	三谷芳幸	筑波大学人文社会系 准教授
学識経験者（造園学）	黒田乃生	筑波大学芸術系 教授
学識経験者（建築学）	海野 聡	東京大学大学院工学系研究科建築学専攻 准教授
地元代表	柳原茂男	平沢地区区長
指導・助言	岩井浩介	文化資源活用課整備部門（記念物）文化財調査官
	舟橋 理	茨城県教育庁総務企画部文化課文化財保護主事

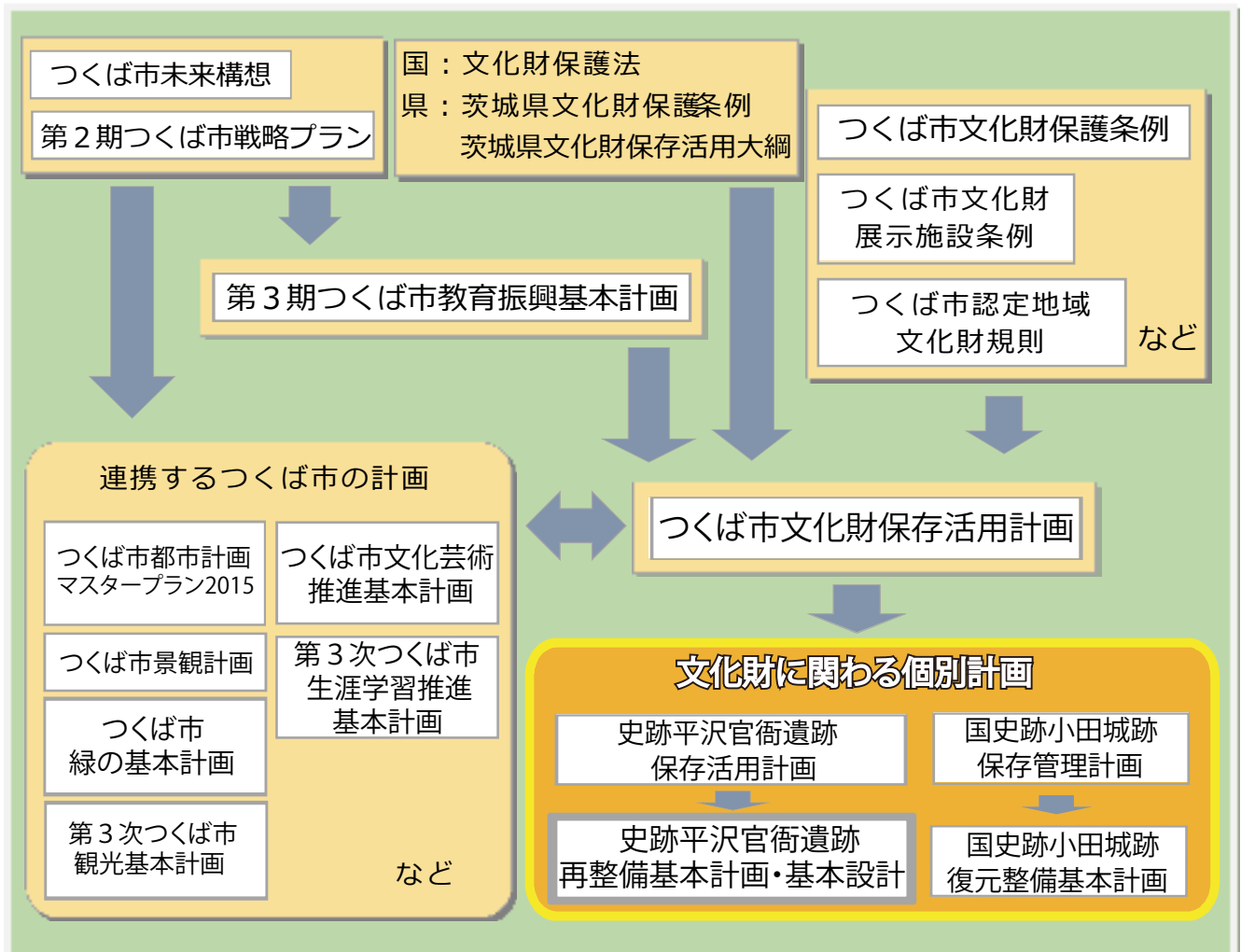
第4節 関連計画との関係

1 本計画の位置付け

つくば市では、まちづくりの基本的な指針となる『つくば市未来構想』と、未来構想に掲げられた、21世紀半ばを目指す「まちづくりの理念」や「目指すまちの姿」、そのマイルストーンとなる「2030年の未来像」の実現に向けて必要な施策等を示した『第2期つくば市戦略プラン』に基づきまちづくりを行っている。これらに加え、市の教育に関しては、『つくば市教育振興基本計画』を上位計画に位置付けて『市文化財保存活用計画』が策定されている。

また、つくば市の基本計画類のうち、文化財課との検討を経て庁内各部局が策定した文化財の保存・活用に関連している『つくば市都市計画マスタープラン2015』、『つくば

市景観計画』、『つくば市緑の基本計画』、『第3次つくば市観光基本計画』、『つくば市文化芸術推進基本計画』、『第3次つくば市生涯学習推進基本計画』などを『つくば市文化財保存活用計画』(以下『保存活用計画』とする)と並立し連携する計画とした。さらに、この『保存活用計画』に基づいて『史跡平沢官衙遺跡保存活用計画』、『国史跡小田城跡保存管理計画』、『国史跡小田城跡復元整備基本計画』などの個別計画を位置づけており、本『史跡平沢官衙遺跡再整備基本計画・基本設計』もここに含まれるものである。



各種計画の相関図

2 関連基本計画類概要

市の諸計画に盛込まれる文化財保護行政は、以下のとおり多岐にわたる。

(1) 上位計画

① 『つくば市未来構想』(令和2年(2020年)3月改定)

21世紀半ばまでを計画期間とした市のまちづくりの基本的な指針。目指すまちの姿Ⅰ「魅力をみんなで創るまち」における2030年の未来像の中で、「つくばの資産と新たなセンスが融合することで新しい魅力が創り出される」とされ、「つくばの資産」の中には、豊かな自然環境、歴史と文化等が含まれている。

② 『第2期つくば市戦略プラン』(令和2年(2020年)3月策定)

「つくば市未来構想」に掲げられた「目指すまちの姿」の実現に向け、戦略的・計画

的に取り組むために策定されている。基本施策 I -2 「資源をみがき、魅力あふれるまちをつくる」の中の個別施策 I -2- ③「文化芸術の推進及び文化財保存と活用」の主要プロジェクト中で、「史跡の保存活用計画を策定し、平沢官衙遺跡の再整備をする」と述べられている。また、指標として、文化財展示施設（5施設）の利用者数 76,130 人（過去3年間の年間平均）を 84,000 人（2024 年度）に増加させるとしている。

③『第3期つくば市教育振興基本計画』（令和3年（2021年）3月策定）

基本目標2の「学び」の多様性に対応する場と機会を整え、個性が花開く教育を推進する」の基本方針7「学びを支える施設を整備する」のうちの施策2で、「つくばの歴史・伝統文化を体験できる場の整備」を掲げる。その「伝統文化・郷土の歴史等に触れる機会の充実」の中で「小田城跡歴史ひろばや桜歴史民俗資料館などの文化財展示施設および市内にある各種指定文化財を適正に維持管理する」としている。

（2）連携する計画

①『つくば市都市計画マスタープラン2015』（平成28年（2016年）1月策定）

つくば市における各種の都市計画を定めていくための指針となるもの。まちづくりの目標1では「豊かな自然・農村・文化・街並みを守り、引き継いでいくまち」とあり、古くから培われてきた歴史・文化と、研究学園地区が織りなすつくばの特徴ある街並みは、将来にわたって守り、引き継ぐべき貴重な資産である、と述べられている。さらに、具体的施策として「平沢官衙遺跡や小田城跡をはじめとした歴史的・文化的資源を保全・修景・整備することによって、観光やコミュニティの活性化に繋げていくことが求められます。」とされている。

②『つくば市景観計画（第1回変更）』（平成24年（2012年）6月変更）

つくば市景観計画では、良好な景観形成に関する方針、良好な景観形成のための行為の制限に関する事項などを定めており、地域の個性をいかした景観の維持・継承・創造を積極的に進めることとしている。つくば市の景観特性と景観構造として、「歴史的文化的財が作り出す文化的景観、魅力ある商店街の既成市街地の景観など、特徴的な景観も形成されています」とある。また、良好な景観の形成に関する方針では、「平沢官衙遺跡、小田城跡等の歴史的・文化的資源が残されている地域では、これらの資源を活用した景観形成を図ります。」とされている。

③『つくば市緑の基本計画（改訂版）』（平成28年（2016年）3月改訂）

つくば市が長期的な視点から定める緑とオープンスペースに関する総合的な計画である。都市公園以外の公園緑地の一つとして、史跡が17件（天然記念物含め緑として捉えられるもの）挙げられている。また、これまでの主な緑の推進施策の実施状況の中に、つくばライフを楽しむ緑の拠点づくりとして小田城跡の整備、新たに整備する緑の拠点として金田官衙遺跡を含むオープンスペースの整備が挙げられている。

④『第3次つくば市観光基本計画』（令和4年（2022年）4月策定予定）

つくば市の観光分野の大きな方向性を示すものとして策定している。計画の基本理念「つくばと“つながる”つくばが“つながる”—つくばの自然・科学・歴史・文化で人と地域と世界をつなぐ—」の中で、歴史と文化が含まれており、それらもすべて観光資源の一つと捉えている。また、基本方針では、市内周遊観光の促進として、小田城跡、平沢官衙遺跡などの歴史的資源の活用による市内周遊観光を推進などが挙げられている。

⑤『つくば市文化芸術推進基本計画』（平成31年（2019年）3月策定）

つくば市の文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため策定。計画の基

本的方向の1つとして「多様な文化と伝統が調和するまちつくば」を掲げ、この基本施策として「地域に根付いた伝統の継承・発展」を挙げている。ここでは、「つくばに根付く歴史的、芸術的、学術的な魅力・価値を有する有形・無形の文化財等、地域の貴重な文化資源を保存、継承」とともに、「観光資源としても活用していく」と述べられている。

⑥『第3次つくば市生涯学習推進基本計画』（令和3年（2021年）3月策定）

これまでの取組を検証し、昨今の社会情勢や市民要望の変化に対応した、生涯学習推進に向けて策定している。生涯学習関連施設として、文化財展示施設類の5館が挙げられている。また、基本方針の一つ「学びの力をいかすことができる生涯学習の推進」で、施策の柱・方向性として「地域で学び合う生涯学習」の「地域で学ぶきっかけ作り」として、「地域で学びを始められるきっかけとして、講座等学習機会を提供することで、自らの関心に応じた学習ができるようにしていきます。」とし、その中で「文化財展示講座事業」が挙げられている。

3 『つくば市文化財保存活用計画』における平沢官衙遺跡の施策

現在のつくば市の文化財行政の基本計画となる『つくば市文化財保存活用計画』で記載されている平沢官衙遺跡に関わる施策内容は、以下のとおりである。

継続する取組

- ・歴史や文化財の周知を進めるため、展示施設で常設展示内容を更新する以外にも巡回企画展を開催し、講演会・講座等を文化財課主催のみならず「筑波山地域ジオパーク推進協議会」（市経済部観光推進課ジオパーク室が事務局本部）等の関係部局と共に、平沢官衙遺跡のような地域の地質・地形との関わりの深い文化財を、筑波山地域ジオパークの見どころの一つとして活用する。
- ・平沢官衙遺跡等の歴史ひろばの所在を広く周知するため、市関係部局や地元NPO法人・地元関係団体と連携して、定期的にイベントを開催するとともに、地域振興の拠点としても活用する。
- ・市内小中学校への支援事業として、つくばスタイル科授業での施設解説や出前講座を実施し、市教育研究会社会科研究部、「ちびっ子博士事業」との連携も進める。

新規開始・充実・強化を図る取組

- ・状況に応じて史跡周辺その他の埋蔵文化財の内容確認調査等を進める。
- ・意識調査でも多様な意見があった展示施設のあり方を多角的に調査し、将来的な統一的文化財施設の設置や展示施設の統廃合の要否について検討する。
- ・市民が市の歴史や文化財に触れ、文化財行政を知る機会を作ることを目的に、市が育成・組織する文化財サポーターによる、展示施設や文化財の解説の他、学校支援業務への協力、文化財の見廻り、イベント時の補助、展示の作成等の活動を検討する。
- ・復元建物屋根等の経年劣化が進んだ平沢官衙遺跡歴史ひろばについて、国庫補助事業としての再整備に向けた保存活用計画を策定し、文化庁との調整ができたときには、早期に再整備事業に着手する。

4 『史跡平沢官衙遺跡保存活用計画』における再整備の施策

『史跡平沢官衙遺跡保存活用計画』では、再整備について「見学者と周囲の住民の安全を確保しながら活用をさらに拡大するための再整備事業に早急に着手する」としている。その内容は「当初整備の内容を基本に」「素材などの再検討を含む大規模修繕」、「不

具合の生じている整備内容の改修」を行うとし、施設ごとの再整備案を掲げる。事業計画としては10年間を定めており、おおむね5年程度の早期、5～10年程度の中・長期のうち、早期として再整備事業を位置付けている。しかし、手狭との課題のある案内所の再整備については、市内に複数存在する展示施設全体での位置づけや、平沢官衙遺跡案内所の利用方法等を検討する必要、増築の場合の用地確保等の観点からも、中・長期的な課題として位置づけ、再整備事業の内容には含めないものとしている。

第2章 計画地の現状

第1節 自然的環境

1 位置と地勢

つくば市は、茨城県の南西部に位置し、茨城県の県庁所在地水戸市から南西に約50km、首都東京からも北東に約50kmの距離に位置しており、面積は283.72km²で県内4番目の広さになる。北に関東の名峰筑波山を擁し、東方にはわが国の湖で第2位の面積を有する霞ヶ浦を控え、あわせて水郷筑波国定公園に指定されている。また、筑波山地を除く市域の大部分は、筑波・稲敷台地と呼ばれる標高20～30mの関東ローム層に覆われた平坦な地形であり、南北に流れる小貝川、桜川、谷田川、西谷田川などの河川は、周辺の平地林、畑地あるいは水田等と一体となって落ち着いた田園風景を醸し出している。

平沢官衙遺跡は桜川の左岸、筑波山地を構成する尾根を北に、筑波山地から続く台地や桜川低地を南に臨む、標高約30mの独立台地上に立地している。

2 気候

気候は、年間平均気温が14.9度であり、年間降雨量は、1,407.0mmとなっている（平成28年度）。また、降雪は年に2～3回程度で、特に冬季に吹く「筑波おろし」と呼ばれる乾いた冷たい風は、筑波山南部地域の特徴である。

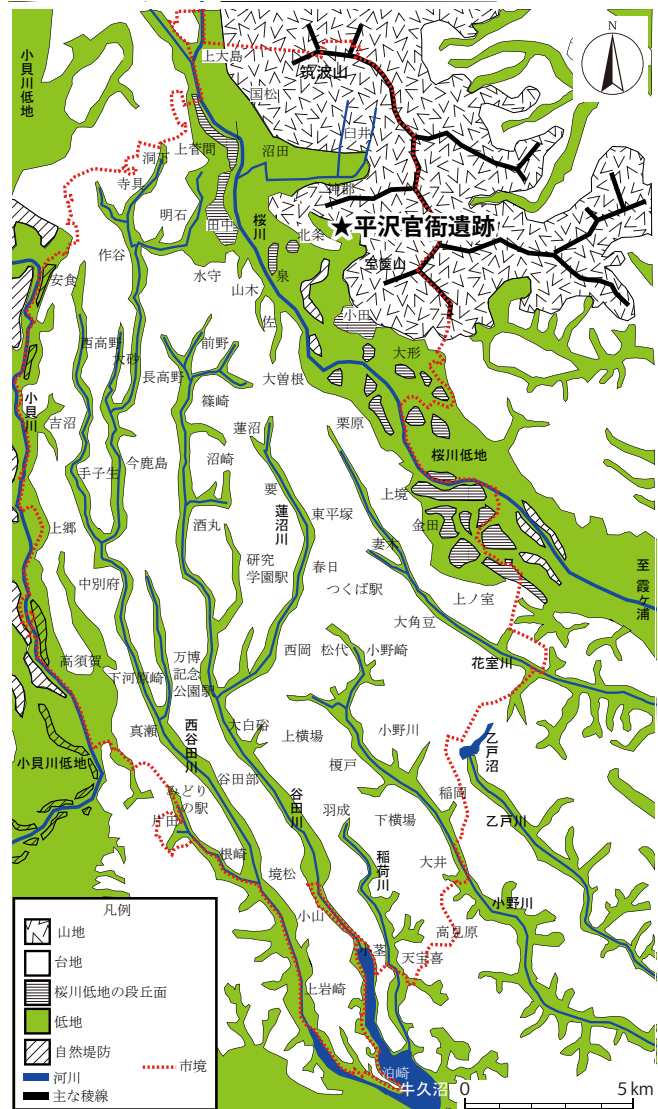
3 地形

(1) 筑波山地

標高877mの筑波山を最高点に、標高300～400mの尾根が屈曲しながら南北・東西にのびている。平沢周辺の山地で産出する変成岩は古墳の石棺・石室や中・近世の板碑として、小田周辺の山地で産出する花こう岩は中世の石塔等に利用された。

(2) 桜川と桜川低地

桜川市に源流がある桜川は、つくば市内を流れて霞ヶ浦に注いでいる。川沿いの桜川



つくばの地形

低地の標高は2～20 mで、現在の桜川の水量に比べて広大な低地は約3～2万年前までここを流れていた古鬼怒川の氾濫原に由来している。

(3) 小貝川と川沿いの低地

栃木県那須烏山市に源流がある小貝川は、末流は利根川に合流する。低地の標高は10 m前後である。小貝川は過去に何度も流れを変えていて、古代には鬼怒川との区別がされていなかった。川沿いの低地には自然堤防や旧河道の痕跡が散在している。

(4) 筑波・稲敷台地

標高20～30 mの台地の上には赤土と呼ばれる関東ローム層が堆積している。また、台地を流れる花室川・小野川・谷田川等の中小河川は、霞ヶ浦や牛久沼に注いでいる。これらの河川流域の低地は標高5～25 mであり、河川につながる小支谷が台地内部まで樹枝状に入り込んでいる。

第2節 社会的環境

1 交通

南北に細長い市域の中には、南西－北東方向に常磐自動車道、東西方向に首都圏中央連絡自動車道の高速道路が通り、市役所から自動車で東京（箱崎ジャンクション）まで約50分の所要時間であることに加え、国道6号、125号、408号等の国道や東大通り、土浦学園線などの主要県道を有し、市道も管理延長が約3,700 kmを超えるなど道路網が発達している。

また鉄道では、つくばエクスプレスによりつくば駅から秋葉原駅まで最速45分の所要時間であるとともに、沿線のJRや私鉄等ともアクセス可能な他、高速バスでも県内・県外各地への路線がある。つくば市内にはこのような道路、鉄道等の各種交通の結節点が存在し、人や物が行き交う拠点となっている。

平沢官衙遺跡は、前述の国道125号に近接する場所に位置し、北条から筑波山へ向かう歴史ある参道の「つくば道」や、廃線となった関東鉄道「筑波線」を活用した自転車道である「つくば霞ヶ浦りんりんロード」からアクセスしやすい場所にある。公共交通機関では、つくばエクスプレスつくば駅から「つくバス」が、JR土浦駅から関東鉄道バスが運行されており、同じ場所に設けられた「大池・平沢官衙入口」・「平沢官衙入口」の各停留所から徒歩約5分となっている。

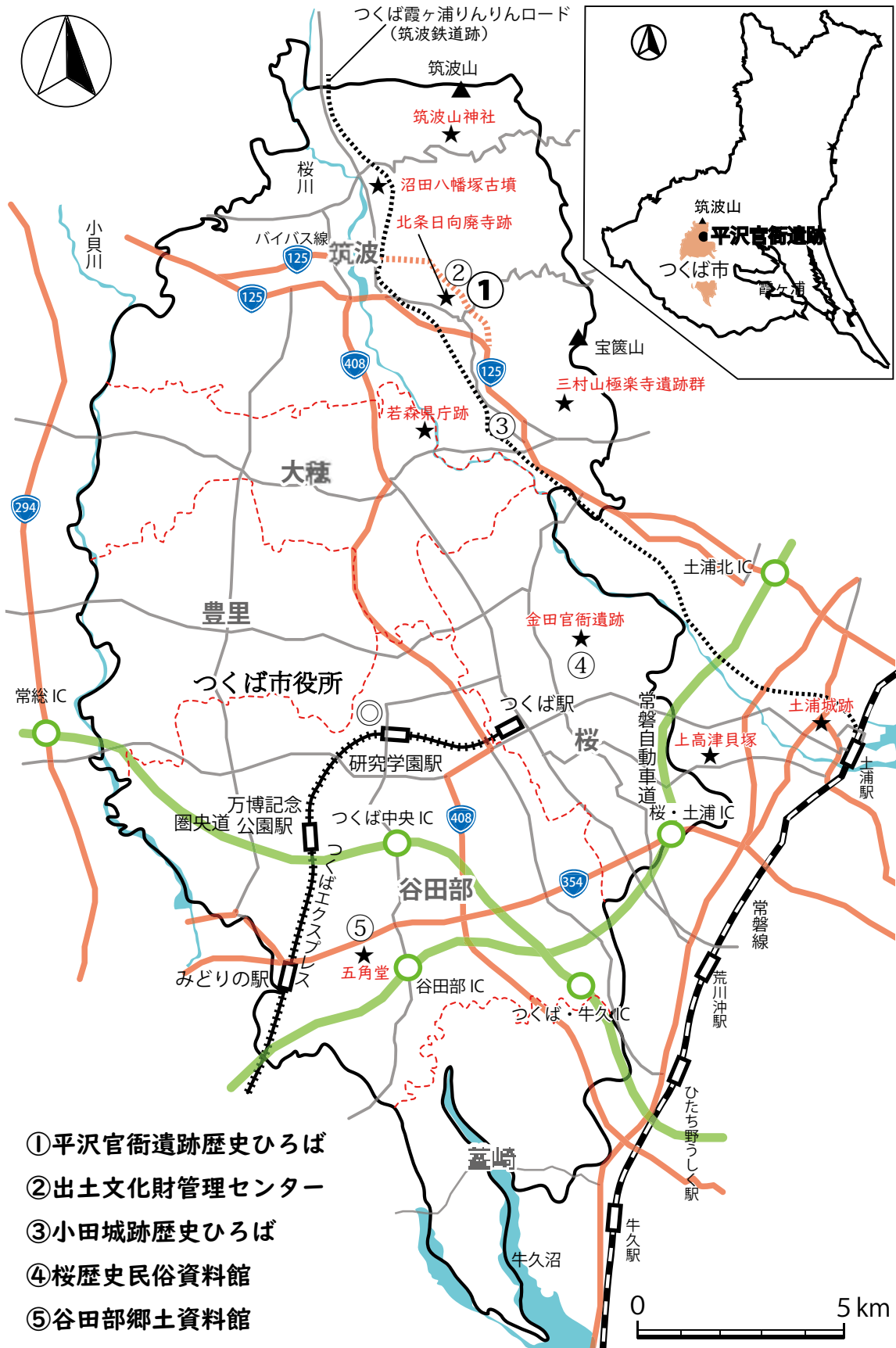
また、市内西側では、工事が進行している国道125号線のバイパス線が、事業着手時期未定ながらも平沢官衙遺跡の南側、大池公園との間を通過することが計画されており、平沢官衙遺跡へのアクセスの向上が期待される一方で、景観への影響や騒音への懸念も生じている。

2 観光

つくば市の観光は、水郷筑波国定公園に指定されている筑波山を中心とした「筑波山地区」、国の施策により整備された研究学園都市を中心とした「研究学園地区」、これらを除く田園地域である「周辺地区」に分けられる。

筑波山には、様々な植物が生育するとともに、名所・旧跡が点在し、中腹には筑波山神社があり、年間を通して多くの参拝者や登山者が訪れている。平成28年（2016年）9月には、この筑波山を含む地域一帯が日本ジオパークにも認定されている。市内2番

目に高い山である宝篋山にも、その景色が良いことから多くの登山者が訪れている。平沢官衙遺跡は筑波山地域ジオパークの見どころの一つとなっており、歴史文化的な観光資源として位置付けられている。また、筑波山山麓を通過する旧筑波鉄道廃線敷を活用



つくば市全体図

した「つくば霞ヶ浦りんりんロード」は、令和元年（2019年）11月に、国土交通省（自転車活用推進本部）が推進するナショナルサイクルルートとして指定されており、サイクリストの増加が見込まれる。つくば市では北条にある旧筑波東中学校を活用して、筑波山ジオパークと自転車の拠点施設を計画し、一層の活性化を目指している。

研究学園地区には、多くの研究所があり、宇宙航空研究開発機構筑波宇宙センターや産業技術総合研究所、昭和60年（1985年）に開催された科学万博の際に第二会場として整備されたつくばエキスポセンターには多くの団体客も訪れている。また、周辺地区では、緑豊かな田園地区であることを生かし、ブルーベリー摘み取りや田植え・稲刈り体験などのグリーン・ツーリズム事業が実施され、多くの来訪者がある。

第3節 歴史的環境

1 旧石器時代・縄文時代

つくば市域で人の生活が初めて確認できるのは、旧石器時代の約3.5万年前頃で、ほかの時代と比べると遺跡数は少ないものの、東岡中原遺跡（1、番号は「主要遺跡位置図」参照）、下河原崎谷中台遺跡（2）、手代木田向西遺跡（3）など、県内では比較的多くの遺跡が発掘調査されている。平沢官衙遺跡の西側台地上に所在する北条中台遺跡（4）でもナイフ形石器等が出土している。当時は気候が寒冷で、地形や生物相も現在と大きく異なっており、花室川の河床や周囲の崖面ではナウマンゾウなどの大型哺乳類の化石が多く見つかっている。



ナウマンゾウ下顎骨

縄文時代には、つくば市域に多くの集落遺跡があり、北条中台遺跡でも縄文時代中期等の土坑約400基、竪穴住居跡36軒等が確認されている。市南東部の下広岡遺跡（5）の中期の土坑群では炭化した堅果類やそれを調理したクッキー状炭化物が発見されており、北条中台遺跡でも森を基盤とした生活があったことを想起させる。一方、桜川下流域の上境旭台貝塚（6）や小貝川流域の吉沼大六天貝塚（7）、西谷田川下流域の小山台貝塚（8）等、汽水域の水辺に近かった場所では縄文時代後・晩期の貝塚が多く確認されており、つくば市域の中でも多様性が窺える。



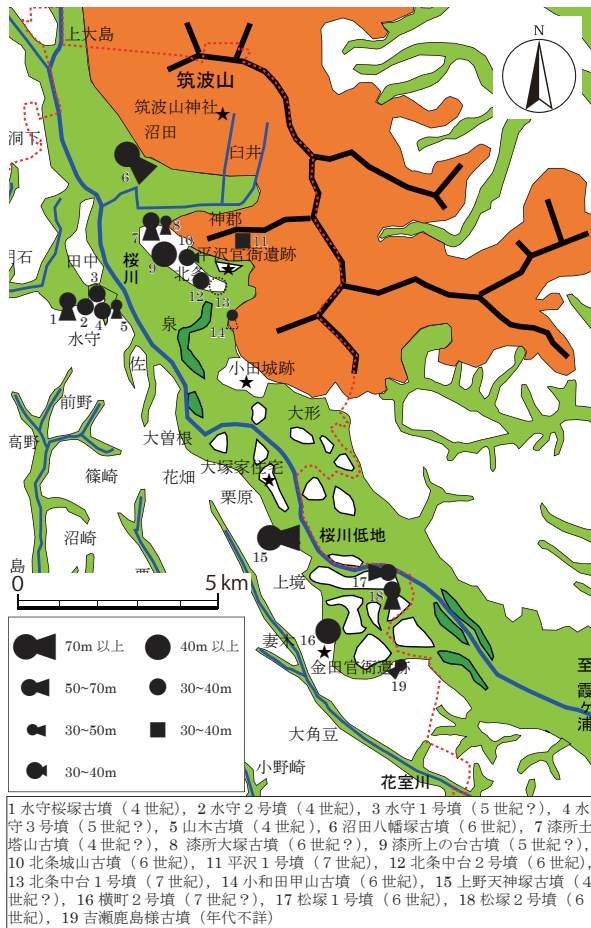
市内出土縄文土器

2 弥生時代・古墳時代

弥生時代のつくば市域では、茨城県内他地域と同様に見つかっている遺跡が少ないが、平沢官衙遺跡の近くには神郡条里遺跡（9）、北条中台遺跡、明石遺跡（10）、水守遺跡（11）等が散在している。市域の弥生時代の遺跡のほとんどが後期のもので、低地を臨む台地上に比較的多く、玉取向山遺跡（12）のような台地内の小支谷に臨むものも認められる。

また、弥生時代後期末から古墳時代初め頃になると、苅間六十目遺跡（13）のように、小貝川・谷田川流域の筑波台地の遺跡を主に、在地の土器に混ざって南関東地方の特徴を持つものが多く出土していることも、特徴的である。

古墳時代のつくば市域では集落遺跡が急増し、古墳も400基以上築造された。大型の古墳は筑波山麓地域と桜川下流域に多く分布している。特に筑波山麓地域では、4世紀から7世紀まで大型古墳が連綿と造り続けられた。平沢官衙遺跡の周辺でも、巨大な横穴式石室が設けられた北条中台古墳群(14)1・2号墳や平沢古墳群(15)1号墳が築造されており、6世紀後半から7世紀中葉頃までの首長墓と評価できる。『常陸国風土記』によると7世紀中葉に評(こおり)が設置される以前には常陸国はなく、つくば市域は筑波国造が治めた筑波国に含まれる



桜川流域の古墳



古墳時代以前主要遺跡位置図

と考えられているとともに、筑波山麓地域の首長系譜が筑波国造や筑波郡司に繋がっているとする見方が強い。

また、筑波山麓地域ではないが、もう一つの大型古墳の分布域である桜川下流域も、古代河内郡衙の推定地である金田官衙遺跡(16)の所在地と重なっており、首長系譜と郡司との関係が推測される。

3 古代

大化の改新以降、日本が律令国家としての体制を整備していくなかで地方制度も定められた。全国は約60の国に分けられ、国はさらに郡に分けられて、郡には役所(郡衙)が置かれ、郷や里としてまとめられた複数のムラを治めた。

奈良時代の『常陸国風土記』や平安時代の『和名類聚抄』等の文献史料には、断片的ながらつくば市域の状況や地名が記載されている。つくば市域は北半が筑波郡に、南半が河内郡に含まれ、平沢官衙遺跡は筑波郡の、金田官衙遺跡は河内郡の郡衙跡と考えられている。郡衙跡の周辺には、筑波郡では北条中台廃寺（17）、河内郡では九重東岡廃寺（18）と、各地域最古となる寺院跡も確認されている。郡衙跡や周辺の集落跡では、墨書土器や遠方からの搬入品の出土も多く、都等からの新たな文物がいち早く伝わった地域の中心地であったことがわかる。なお、同一自治体内に郡衙跡が2か所存在し、ともに国指定史跡となっている例は、全国でも他に見られない。

また、『常陸国風土記』に筑波山の神の伝承が記載されているように、筑波山は古くから信仰の対象となっており、山中には古墳時代以降の祭祀遺跡が確認されている。また、平安京遷都の前後となる延暦年間（782～806年）には徳一が筑波山寺を開き、弘仁14年（823年）には筑波の神が官社となる等、信仰の山として整備されていった。なお、『万葉集』には「筑波山」を詠んだ歌が、山としては最多の25首収録されているほか、『常陸国風土記』や『万葉集』は嬬歌が行われていたことを伝えている。

一方、『常陸国風土記』は河内郡の条を欠いており、つくば市域南半の文献資料に乏しいが、つくばエクスプレス沿線開発に伴って大規模な発掘調査が相次ぎ、考古資料が蓄積されているところである。特に島名熊の山遺跡（19）は、この時期の県内最大級の集落跡で、溝で囲まれた区画の中に掘立柱建物が規則的に並ぶ一画が確認され、官人の装束に関わる遺物や墨書土器、木簡が出土するなど、古代島名郷の中心的な集落跡と考えられる。

平安時代の9世紀後半になると律令政治の崩壊が始まり、10世紀には武士が力を持つようになった。承平5年～天慶3年（935～941年）の平将門の乱の後、将門を討伐した平貞盛は都へ出て清盛ら平家（伊勢平氏）につながっていくが、常陸国には貞盛の弟である繁盛の子孫が残り、国衙機構を支配し郡内の公領を私領化していった。

この頃までには平沢官衙遺跡でも高床倉庫群が無くなったと想定され、律令体制の崩壊と官衙の機能喪失を示すものと考えられる。その後常陸平氏の本宗家は多気氏を名乗り、筑波山麓地域の北条に拠点を置くことは、郡衙周辺が引き続き文物の集積地として機能していたためとも推測される。多気氏との関係がわかる史・資料は少ないが、北条に所在する平安時代末の日向廃寺跡（20）は多気氏の栄華を物語る史跡といえる。



古代・中世主要遺跡位置図

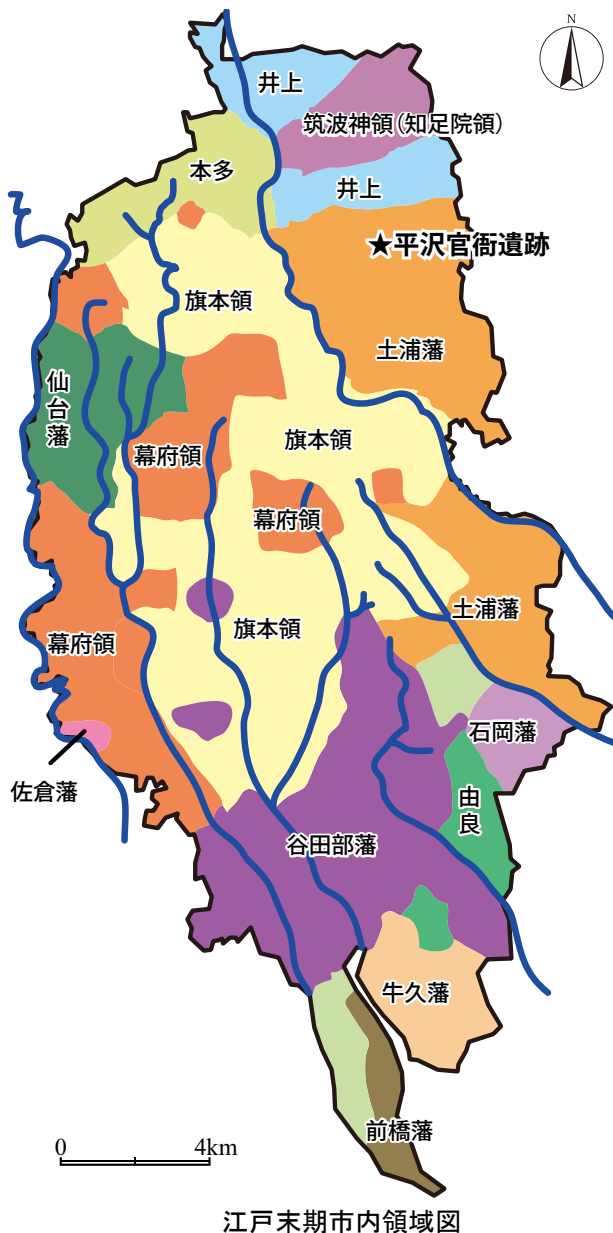
4 中世

鎌倉時代になると、源頼朝の重臣であった八田知家が常陸国の守護になり、建久4年（1193年）には多気氏を謀略によって失脚させて、常陸国内での勢力を確保した。知家の子孫は、筑波山麓地域のうち平沢・北条地区から約3km南東の小田に館（21）を構えて、小田氏を名乗った。また、真言律宗の高僧忍性は、小田の宝篋山南麓に所在した三村山極楽寺（22）を建長4年（1252年）からの10年間、関東布教の拠点とし、三村山極楽寺はその後も室町時代まで栄えた。政治と宗教の中心を併せ持つこととなった小田は、中世を通じて常陸国内屈指の一大中心地となった。

小田氏は、南北朝の争乱等の数々の権力争いや戦乱に巻き込まれながらも、戦国時代まで常陸国



石造宝篋印塔



南部で勢力を保ち続けた。しかし、16世紀後半になると、越後国の上杉氏や相模国の後北条氏を中心とする関東地方をめぐる争いの中で、常陸国北部（常陸太田市）を拠点とした佐竹氏等に小田城を奪われてしまった。市内には、このような動きを示す城館跡が数多く残っている。

小田氏が常陸国南部を広く支配する中、平沢・北条周辺を中心地としての役割は減退した。それでも、日向廃寺跡から南西へ約1kmの小泉館跡（23）が明応5年（1496年）に小田家内紛を起こした小田頭家の居館跡とされていることや、16世紀後半に大規模な山城跡である多気城跡（24）が築かれたこと等から、重要な拠点と認識されていたことが窺える。

5 近世

江戸時代、江戸から近かったつくば市域は、その多くが幕府や旗本の領地として細分された。常陸国南部での経済の中心は、水戸街道と霞ヶ浦の水運が接する土浦に移り、中世の一大中心地であった小田や平沢、北条は土浦藩領となった。

筑波山では、徳川家光の命により神

仏習合の知足院中禅寺の整備が行われて門前町が発展した。なお、明治時代の神仏分離により寺院の施設は廃絶したが、筑波山神社と筑波山大御堂として現在につながっている。

中世小田城の城下町で、土浦藩の陣屋が置かれた小田も町場として栄えた。北条は早くから定期市が立っており、街道の結節点としての重要性が増していく江戸時代後半以降は在郷町として大きく発展していった。

また、つくば市域では広域に影響を及ぼすような大きな中心地がなくなったが、谷田部藩の城下町として整備された谷田部や、幕府の利根川東遷に関わる利水事業や水運により栄えた小貝川沿岸の吉沼や上郷、真瀬のような村々が、在郷町として発達し、近代以降につながる伝統的集落の基礎ができた。

なお、江戸時代後期に谷田部で「からくり伊賀」と呼ばれた発明家、飯塚伊賀七が活躍したことは特筆される。

6 近・現代

つくば市域は、明治4年(1871年)の廃藩置県後、複雑な変遷の末、明治8年(1875年)に茨城県に統合された。このような動向の中、新政府樹立から廃藩置県までの4年間、東関東各地の幕府領を管轄する若森県が設けられ、県庁が若森に置かれたことは、つくば市域での特徴的なできごとであった。県の下での行政区分も複雑な変遷を経るが、明治11年(1878年)に郡とほぼ近世を引き継ぐ町村が設置されることとなった。つくば市域は筑波郡と新治郡に分かれており、筑波郡役所は谷田部に、新治郡役所は土浦に置かれ、大正15年(1926年)まで行政機関として機能した。なお、平沢官衙遺跡の所在地は、明治時代の地図によると畑として利用が確認され、少なくとも明治時代以降は畑として利用されていたものと思われる。

明治から大正にかけて、近代化が進む中で各地に鉄道が敷かれた。大正7年(1918年)には筑波山麓地域を經由して土浦駅と岩瀬駅を結ぶ筑波鉄道が開通し、小田・北条・筑波にも駅が設置された。特に近代の北条は江戸時代後期からの経済発展がさらに進み、筑波山麓地域を代表する市街地として成長した。



小田城本丸跡内を走る筑波線

昭和になって観音台に海軍の谷田部航空基地、西高野・作谷・安

食に陸軍の西筑波飛行場が作られた際には、近在する谷田部、吉沼は軍との関係が強い街となった。また、大正9年(1920年)に館野に設置された高層気象台は、研究学園都市を構成する国の研究機関として現在まで存続している。

昭和20年(1945年)の第二次世界大戦終戦後、民主制度の諸改革がなされた。昭和30年(1955年)前後の町村合併ではつくば市域の3町17村が6町村となった。これらのうち筑波山麓地域を含む筑波町では、町役場が北条に置かれた。

昭和38年(1963年)の閣議了解、昭和45年(1970年)の筑波研究学園都市建設法の成立を経て、筑波大学や多くの研究機関が集まる研究学園都市の建設が始まった。科学の街となった「つくば」では、昭和60年(1985年)には国際科学技術博覧会(つくば

万博)が開催された。昭和62年(1987年)には大穂町・豊里町・谷田部町・桜村が合併し、つくば市が誕生した。翌年には筑波町を編入、平成14年(2002年)に荃崎町が加わって、現在のつくば市となった。平成17年(2005年)にはつくばエクスプレスが開通、沿線開発の進行により都市として現在も一層の発展をしている。

6町村合併後のつくば市域は、偶然にも『常陸国風土記』にある「筑波国」に含まれる範囲となったが、中心地は研究学園地区となった。研究学園都市は合併前の6町村では周辺部にあたる台地内部の平地林を主に設置されたが、合併により研究学園地区の周辺を伝統的な市街地が取り囲む配置となった。現在は研究学園地区が発展する一方で周辺の市街地は活性化策が必要となっており、筑波山や自然・歴史的資源が豊富な筑波山麓地域は、つくば市の奥座敷として、市内外の方々の観光やレジャー、癒しの場としての活性化が期待されている。



国際科学技術博覧会(つくば万博)

第3章 史跡平沢官衙遺跡の概要および現状と課題

第1節 史跡等指定の状況

1 指定状況

指定告示より

名 称：平沢官衙遺跡

指定基準：特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準 史跡

官報告示：昭和55年12月4日付け文部省告示第173号

所在地：茨城県筑波郡筑波町大字平沢字平 353 番ほか 54 筆

指定説明文（概要）：平沢官衙遺跡は、筑波山の南方の台地に所在する地方官衙遺跡であり、瓦・土器等の出土品により、奈良時代から平安時代に属するものと考えられる。規則的に配置された掘立柱建物群、礎石群、竪穴式住居跡及びそれらを取り囲む大溝の遺構が発掘調査により確認されている。遺構の規模・配置及びこの地域の歴史的な位置付けから郡の正倉と推定され、地方官衙の代表的な遺跡として重要である。

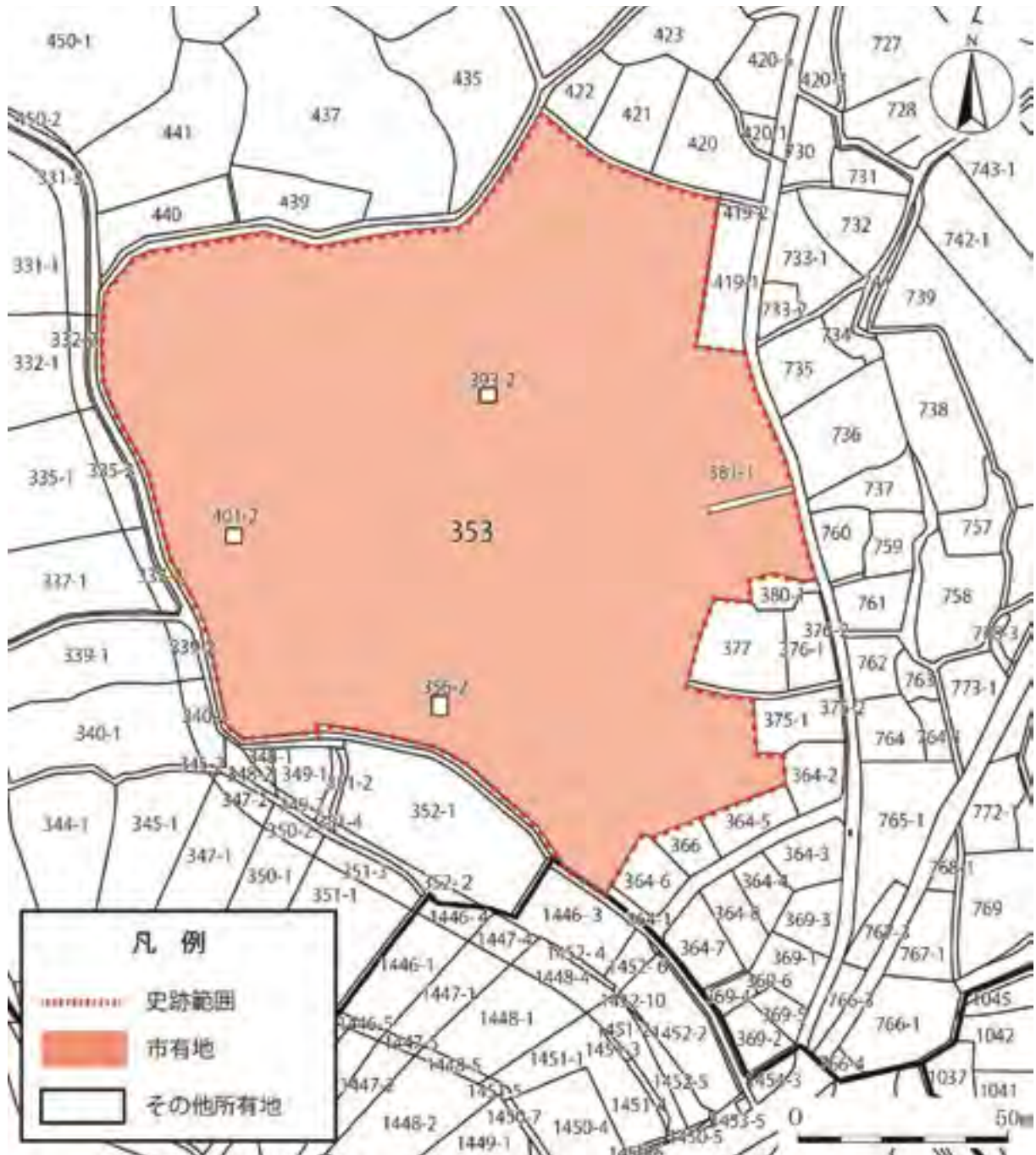


指定時の史跡範囲地籍図

2 指定地の状況

(1) 土地所有の状況

国指定史跡平沢官衙遺跡は、昭和 61 年（1983 年）に 4 筆を除き合筆し地籍を更正した。面積は 32,445 m²となった。合筆したつくば市大字平沢字平 353 番地は市有地で、面積は 32,315 m²、指定地の 99.6%を占める。4 筆 130 m²は財務省の国有地である。



史跡範囲地籍図

(2) 土地の利用状況

国指定史跡範囲を「平沢官衙遺跡歴史ひろば」として復元整備し、公開している。管理団体の指定はされていない。

第2節 史跡等の概要

1 発掘調査

発掘調査は、調査時期と内容から、昭和50年（1975年）に開始された史跡指定前の県営住宅団地建設に伴う第1期調査、史跡指定後の復元整備事業に伴う第2期調査、史跡外の個人住宅建築に伴う第3期調査の大きく3期に分けている。調査主体は、第1期調査が茨城県、第2・3期調査がつくば市である。なお、すべての出土遺物及び調査記録は、つくば市教育委員会で保管している。

隣接地も含めてこれまでに3期・8次にわたる発掘調査が実施されてきたが、いずれもほぼ郡衙正倉院内での確認調査であり、郡庁その他の要素を考える資料を得るような調査は行われていない。

調査成果については、史跡内で実施した整備に伴う発掘調査と、史跡地周辺で実施した試掘・確認調査に分けて記述する。

(1) 史跡内での調査

① 遺構と遺物の概要

遺跡の中央平坦面を中心に、東西210m、南北150mの範囲内で柵列跡（以下、SAと略記）5列、建物跡（同SB）59棟、大・中・小の溝跡各1条（同SD、建物を囲むものや近世以降と思われる攪乱溝は除く）、堅穴住居跡（同SI）25軒、小穴無数等を確認した。

建物跡の種類は、基礎構造別では掘立柱建物52棟、礎石建物7棟、平面構造別では側柱建物17棟、総柱建物34棟、不明8棟だった。平面形式では側柱建物は規模不明が多いなか桁行6間、梁行3間（6×3間と記す）が4棟と多かった。総柱建物は4×3間、3×3間、3×2間の中規模建物が18棟と多く、桁行5間以上の大型建物も5棟となっている。また、遺跡東側に位置する総柱建物11棟は、身舎まわりに柱穴をもっていた（建物外周柱穴列と呼ぶ）。

これら建物跡は、建物方位が史跡の北西側に位置し磁北にはほぼ合う一群（西区）と南東側に位置し約15度振れる一群（東区）に分かれている。一見不規則な建物配置も、各群内でもわずかな方位差で数棟がまとまって平面配置が「L」字形や「コ」字形となるようになっており、きわめて規則的な配置と言える。出土遺物が同時期の建物があり総柱建物に重複が無いことから、方位差がありながら併存する建物も多いと考えられる。

大溝跡は西溝（SD01）110m、北溝（SD02）150mほどを確認したが、両者ともそれぞれ東と南へさらに延びており、台地東端で確認した段差が東法面を削平された大溝と想



調査状況全体空中写真



掘立柱建物跡確認状況

定できれば西溝との間隔は約 210 mとなる。南溝は確認していない。全体的に埋まった覆土を掘り直して小規模な溝にしていることが確認できた。上述した建物跡の大多数は大溝跡内に配置されているが、北側のSB01～05はこの溝の上に建っている。

小溝跡は南東側建物群のやや離れた一群同士の間で確認した。柵列跡は北部と南東部で建物跡と重複する形で確認し、いずれも柵列跡の方が古い。竪穴住居跡は古墳時代後期のものが主で、掘立柱建物跡に壊されているものがある。



遺構確認状況模式図（1：2,000）

出土遺物は、遺構覆土・埋土をほとんど掘下げなかったため、少量の土師器、須恵器、瓦、硯、陶磁器、炭化米（SB01・45柱掘りかた）、柱材（SB18同。タブ材。径40cm程）等となっている。建物跡からの出土量は特に少なく、そのなかでは8世紀から9世紀前半にかけてのものが多く。



出土土師器・須恵器



出土タブ材・瓦



出土炭化米

② 遺跡の時代と性格

上述のように遺物出土量は少なく、全遺構の年代を明確にするのは困難だが、前述したように同一方位は同時期とし、出土遺物と遺構重複関係から前後関係や年代を想定することにより、以下の5期分類が可能になった。

I期は東区東南に柵列 SA04・05 が作られた時期で、重複関係から8世紀初頭以前と考えられる。他の遺構の有無は不明である。II期は中型建物を主に東区ではSB45～49・52・53などと区画施設のSD15が、西区ではSB13～17・28・30・34などと同SA01が設けられた時期で、8世紀前半に位置付けられる。III期には建物が大規模化し、SB10・11・18・19・21・24・33（西区）やSB36～38・44（東区）などを建てるとともに、周囲に大溝（SD01等）をめぐるしている。時期は8世紀後半が考えられる。IV期はII・III期建物の中に中小規模の建物が造られる時期で、SB06～09・22・23・27・35（これのみ大規模）・50・51などが相当すると思われ、9～10世紀と想定される。V期は長大な側柱建物が、遺跡北部で東西方向にSB01～05、中央で南北方向にSB41～43などが建てられ、大溝も掘り直された時期で、11世紀頃に比定される。5期のうち郡衙正倉院として機能したのはII～IV期で、継続しながら変遷したと考えられる。

平沢官衙遺跡では、一部ながら炭化米の出土例を含む、高床倉庫と想定される総柱建物が中央広場を囲んで規則正しく並び、周囲を大溝が囲むということが最初の調査時から判明しており、周辺の遺跡分布もふまえて、古代律令制下の筑波郡衙正倉院と考えられた。以降の調査では総柱建物が増加するとともに、新たに側柱建物が多く発見された。側柱建物は、事務的な用途に使われたとされることが多いが、正倉院内に配置される場合には、正税帳において総柱建物の「倉」と区別されている「屋」という倉庫になることが想定される。調査成果からは、正税帳に描かれる郡衙正倉院の姿を彷彿とさせ



遺構確認状況変遷模式図

るような、多数の倉庫が中央に広場をもちながら整然と並ぶ様子が、さらに明確となったといえる。一方で、「屋」が多いことや、他の遺跡と比べて柱の掘形や建物に大規模なものが多いこと、方位が異なる建物群が同時期に併存していたことといった、他の郡衙遺跡と比較した際の平沢官衙遺跡の個性も窺えた。

(2) 史跡地周辺での調査

① 史跡南側（第2期第3次調査）

史跡南側では、平成13年（2001年）度に、整備史跡用の駐車場及び管理棟建設に伴う範囲確認の試掘調査を実施した。道路を挟み東西に分かれており、西側では、溝5条、土坑6基、不明遺構5基、東側では溝4条、土坑3基、不明遺構3基を確認し、瓦、須恵器、土師器を主体に多くの遺物が出土した。

溝は、調査区北側の地形に沿った形で確認されたが、いずれも浅く削平されており、明確に郡衙の区画施設としては確認できなかった。

② 史跡東側（第3期第1・2次調査、第2期第2次調査は（1）史跡内での調査に含める）

個人住宅建設等に伴い2か所行っている。

平成14年（2002年）度の調査では、掘立柱建物跡5棟（60～64号建物跡。全容が判明するのは2棟）を確認し、土師器・瓦・弥生土器片が少量出土した。

建物跡の平面構造・形式は、側柱建物2棟（全容判明は1×1間の1棟）、総柱建物2棟（全容判明は3×3間の南北棟1棟）、不明1棟で、全ての建物で桁・梁どちらかの方位が磁北に対し西へ11度程振れている。東区建物群よりは若干磁北に近いとずれがあるため、出土遺物からの判断ではないもののⅡ・Ⅲ期建物の中に中小規模の建物が造られる、SB61～63をⅣ期、SB64をⅤ期に相当すると考えられる。

平成29年（2017年）度の調査は上記調査地南隣接地で実施し、表土及び現代の盛土層が厚く確認されたことから、近年大幅に削平された後に盛土がなされたと考えられる。

2 史料調査

(1) 『常陸国風土記』の古代筑波郡の記述

平沢官衙遺跡が郡衙正倉院跡と考えられる古代筑波郡について、『常陸国風土記』の記載が残る。『常陸国風土記』は、現存する5つの風土記の一つであり、内容もかなり遺存していることから、常陸国だけでなく古代律令制下の地方の様子を知る貴重な史料となっている。その筑波郡（評）の条には、以下のことが記載されている。

- ① 位置…東は茨城郡、南は河内郡、西は毛野河、北は筑波岳。
- ② 地名の由来…元々は紀国と呼ばれていたが、崇神天皇の時に国造として遣わされた筑篁命（つくはのみこと）が、国名に自分の名をつけ後代に伝えたいと言ったことから筑波になった。
- ③ 富士山との因縁…昔、祖神尊が諸々の神の処へ巡行した際に日暮れとなり宿を請うた時、新嘗祭で断ったため駿河国の福慈岳は絶えず雪が降り登ることができず、宴席を設け敬い拝ったため筑波岳は人々が往来し集まって歌舞飲食することが今でも絶えない。なお、『万葉集』中で一番多く詠まれている山は筑波山である。
- ④ 嬬歌…筑波岳はけわしく高く雲より秀で、西峰は雄神といって登らせないものの、東峰は近くに泉が流れて冬も夏も絶えない。関東諸国の男女が、春の開花時、秋の紅葉時、一緒に山で会食する飲食物を持参し、乗馬や徒歩で登り、遊び楽しんでいる。
- ⑤ 地理関係…郡の西十里に騰波の江があり、そこから東が筑波郡で、南は毛野河、西と北はともに新治郡、良（北東）方向は白壁郡である。

他郡に比べて地理的な記事が残っておらず、筑波山をのぞくと筑波郡内の地名や状況は、語られていない。

筑波郡の範囲は、上述の『常陸国風土記』の記載から、自然地形となる北と西は筑波山と鬼怒川か小貝川が境界と理解でき、両者は平沢官衙遺跡が所在する現在のつくば市の北と西の境界にほぼ一致すると思われる一方、郡が境界となる東と南は明瞭でない。全国の郡域史料となっている『和名類聚抄』には、筑波郡に筑波、大貫、水守、三村、栗原、諸蒲（渚蒲）、清水、佐野、方穂の9郷の名が記載されている。現地名との対比等から、筑波郡の範囲についてはおおむね次の2説にまとめられる。

A) 小貝川東の下妻市東端及びつくば市北半（旧筑波・大穂町全域、旧桜村の北端）から、筑波山地を北縁として土浦市西北部（旧新治村から東）、かすみがうら市西部（旧千代田町）までを含む広い範囲の説。

B) 旧新治村を除く土浦市北部や旧千代田町東部は茨城郡に含まれるという狭い範囲の説。



筑波郡範囲想定図

(2) 『常陸国風土記』の建評記事

地方行政制度の初期における国造ら地方豪族の動向を知る史料として重要である。その内容は、国造が香島評や信太評の設置や多珂評・岩城評の分立を申請し、認められたとする記事で、地方制度の大きな変革期にあっても、国造らの伝統的な地方豪族が、前代に引き続き施政の担い手になっていったことを示している。平沢官衙遺跡の周辺は、前代の主要古墳と郡衙跡とが近距離に所在し、古墳の被葬者と郡司層との関係を示すと考えられる材料もあるため、建評記事の内容が検証できる事例となりうる。

(3) 筑波郡司層の人名史料

『常陸国風土記』以外に、郡司層の人名関係では、東大寺正倉院に保管されていた筑波郡から貢納された調・庸布に残る墨書のなかに天平宝字2年(758年)の年号と郡司(副擬少?領)丈部直佐弥万呂の名や同7年(763年)の年号と郡司(擬主帳)中臣部広敷の名が見られる。さらに、筑波郡司の娘である壬生宿禰小家主(女)は、孝謙天皇の信任が厚く、当初采女として宮中に仕え、その中でも一等高い掌膳となった。神護景雲2年(768年)には律令国造の職も賜っている。平城宮跡出土の木簡からは、竹波命婦とも呼ばれたらしいことが知られている。

3 整備の状況

平成9年(1999年)度～14年(2002年)度に復元整備工事を実施し、15年(2003年)度に正式に開園した。

(1) 柱位置表示

Ⅱ期(8世紀前半)・Ⅲ期(8世紀後半)の建物のうち、Ⅱ期建物群から12棟、Ⅲ期建物群から8棟、合計20棟を表示した。掘立柱建物は、柱痕のおよその平均値から直径35cmとしてタモ材を使用し、高さをⅡ期は20cm、Ⅲ期は45cmとした。礎石建物は、散在していた実物の礎石を任意の位置に設置した。また、建物規模を表示するために、建物の軒下範囲にタマリユウを植えた。大きさは他の遺跡の事例等を参考に、身舎から一律1.8mとし、外周柱穴列があるものは、それから30cmとした。またその軒下範囲を、当時の排水の関係を考慮し、10cm盛土をして表示した。

(2) 実物大復元建物

大溝跡の造られた時期であるⅢ期の中から、調査による資料性、遺構の位置・配置を考慮してSB18(土倉の双倉、復元2号建物)、19(校倉、同1号建物)、33(板倉、同3号建物)を原寸大模型として復元した。建築基準法の関係で、実物大復元建物は見学者を入れることができない施設になっている。

(3) 説明板

総合説明板は、来園者の主導線となる案内所駐車場に1か所1基を、実物大復元建物説明板は、3棟分のもの1基を、建物群から少し離れた位置に設置した。柱位置表示の説明板は、建物毎に1基を地面と同じ高さで設置している。

(4) 案内所

当初66.3㎡であったものを、平成17年(2004年)に86.1㎡に増築している。

- ・面積：86.1㎡(建築面積)。延床面積72.8㎡+ピロティ(下屋)面積13.3㎡
- ・構造：木造平屋建て。屋根は亜鉛めっき鋼板・瓦棒葺(芯木なし)。外壁は杉縁甲板。
- ・内部：管理人室6.6㎡、ガイダンスコーナー33.6㎡(増築前23.7㎡)、トイレ(男・女・多目的)32.6㎡(同22.7㎡)。倉庫は屋外にプレハブを設置。
- ・展示：出土遺物を展示・解説し、郡衙遺跡や建築構造などをパネルで説明。また、史跡紹介や復元建物建設過程等のビデオを上映。

(5) 便益設備その他

① 防犯・防火設備

各実物大復元建物へ避雷針を直接設置した。また、建物群の防犯・防火対策として、施錠できるように門扉が付く鉄柵で囲み、柵内にはセンサーを設けて、案内所と同調する機械警備を設置し、消火器も設置した。

② 植栽

史跡境界の柵の代わりに、南面にハギを、他3面にネズミモチを2列で囲った。既存宅地との境には目隠しとして高木のシラカシを植えたが、その他の高木は、地下遺構への根の影響を避け、史跡内の見通しを優先させることから本数を少なくした。

③ 園路

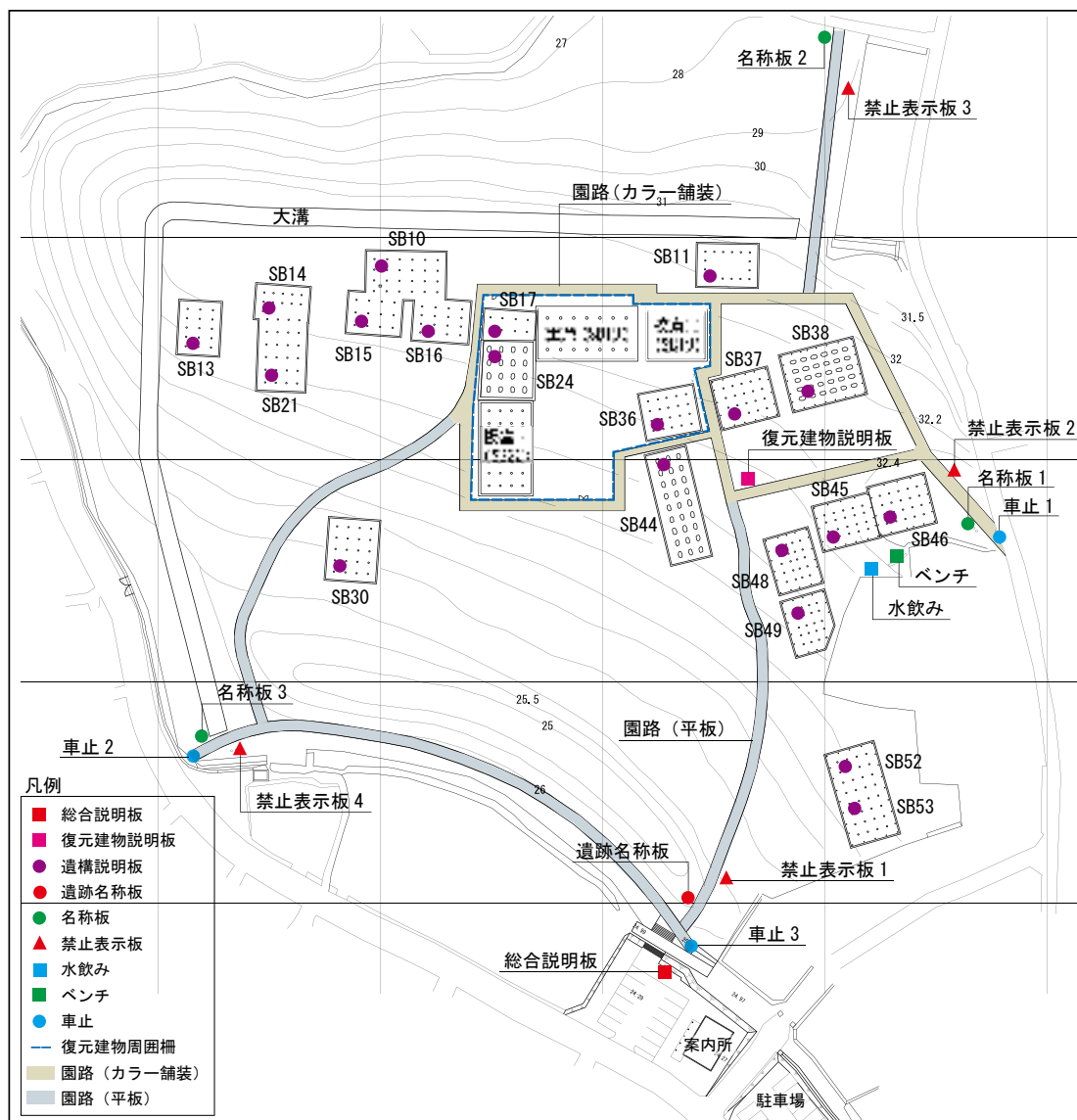
遺構表示ではないので現代風に設置し、史跡平坦面は透水性カラー舗装、斜面は雨水の通り道にならないよう、洗出平板と芝を組み合わせたものとした。

④ 休憩施設

ベンチと水飲み場を実物大復元建物が見やすい史跡の端に設置した。

⑤ 排水

盛土内には透水管を設置し、表流水や復元大溝の水も含めて、地元の土地改良区と協議のうえ、流末を史跡南西外の柵や道路側溝につなげた。南側は、水田に流出しないよう、1m弱の土堤状に盛り上げて、調整池も兼ねるようにした。



4 現況調査

本計画を作成するに当たり、歴史ひろばの現況調査を実施した。ここでは、概要を示し詳細な調査報告は、本計画の付属資料として添付した。また、課題については第4節にまとめる。

(1) 柱位置表示

当初の表示材は全て腐朽・遺失し、竹材で代用している。柱位置表示を固定していたボルトの一部に傾きやぐらつきなどがある。また、軒下範囲を表示していたタマリユウや芝生と区画した畝畔シートは全て遺失しており、すべて芝により浸食されている。10cmの盛土については土の流出はないため、芝が短いときには認識できるが、芝が伸びているときには周囲との区別があいまいとなり、地形のみでは建物規模を明確に表示できていない状況である。

(2) 実物大復元建物

いずれも、屋根を除く基本的な構造材に傷みは少ない。外観は一部北側の束柱や壁にコケやカビ、鳥糞の付着がみられる。内観は校倉・板倉で雨染みが散見され、板倉で北側壁の一部に腐朽が見られる。基礎部分も傷みはないが、コンクリートを固めた基礎の化粧砂は全てはがれているものの、長年の風化で落ち着いてきている。

屋根材については、萱屋根・板屋根ともに傷みが激しく、特に樽板を葺いた板倉の屋根は、板押さえも含めて腐朽し、部分的に脱落している。その他の材も特に木口部分での腐朽が著しい。また、見学用に設置していた階段は、4基のうち2基が腐朽し撤去している。

(3) 説明板

総合説明板・建物説明板・遺跡名称板は、いずれも史跡内での新たな発見はないため、内容的・物理的に説明板部分での使用には問題はない。構造材の木部の一部に塗料のはげや、コケ・カビの付着、埋木の欠失などがあるが、比較的良好である。名称標識にも問題はなく、一部芝の繁茂により埋没しているのみである。遺構説明板は、磁器板を平面に近く設置したため、草刈り機等による部分的な欠失はあるものの、文章や図版の欠失は極一部で、内容が不明になるほどではなく、そのままの使用は可能である。

(4) 案内所

案内所内の手洗所で利用が集中した場合に、水圧が低下する。

(5) 便益設備その他

① 防犯・防火設備

鉄柵は、部分的に錆が出ているものの、状態は比較的良好である。

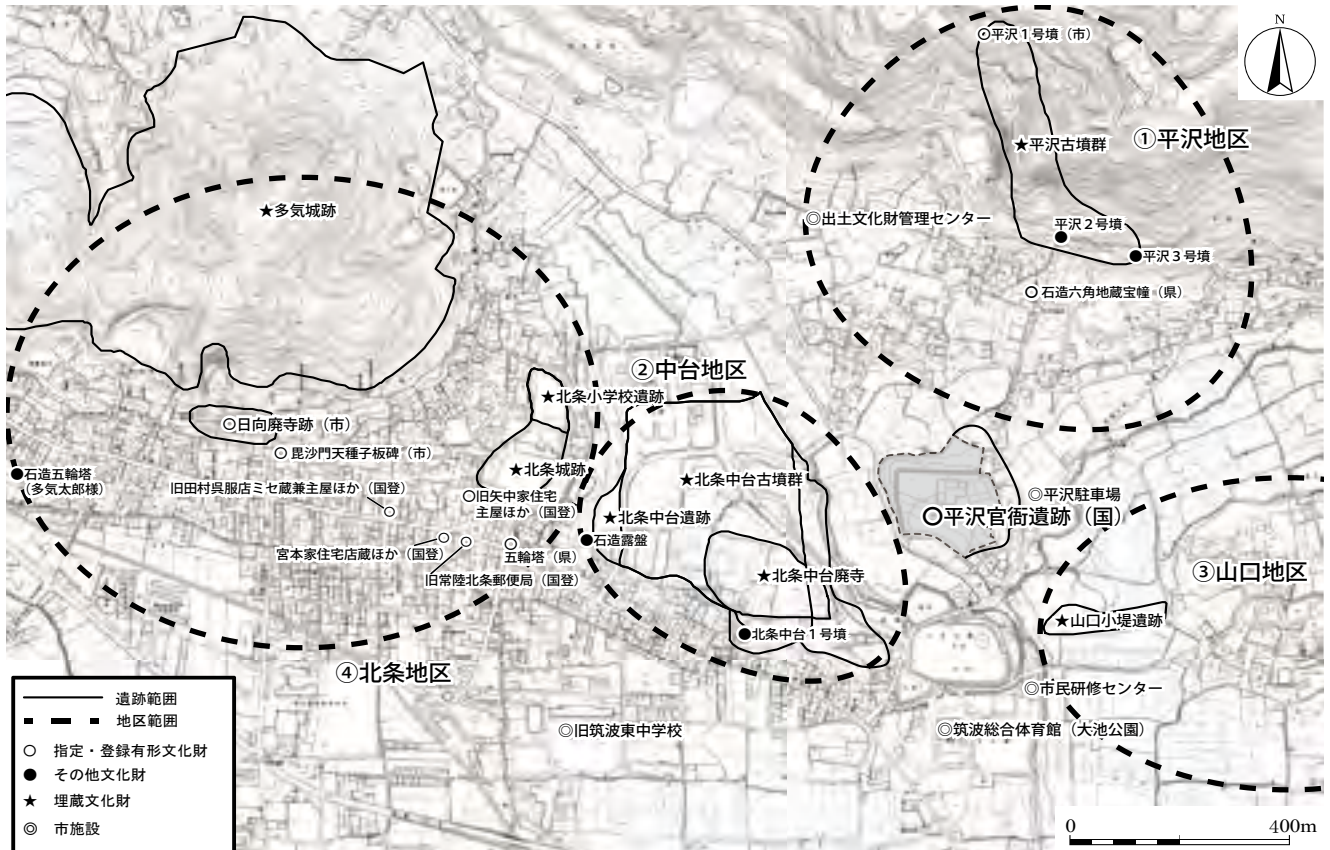
② 園路

平面の透水性カラー舗装は、砂利が分離し、利用者が砂利で滑りやすい状況である。また法面のコンクリート洗出し平板舗装は、谷側に若干の不陸を生じたものがある。

5 近隣・周辺地域の文化財

(1) 近隣地域

国史跡平沢官衙遺跡の近隣である平沢・北条地区は、古代から中世初期には常陸国内で有数の中心地であり、中世から近世・近代ではこの地域での拠点の一つであった。以下では平沢官衙遺跡の近隣地域を4地区に分けて記述する。なお、平沢官衙遺跡南に位置する大池は、古代以来の池ではないかとの指摘もある。



平沢官衙遺跡周辺の遺跡と文化財位置図 (1 : 13,000)

① 平沢地区

平沢官衙遺跡が所在する独立した台地から、その北側の丘陵までの範囲である。

丘陵斜面に散在する平沢古墳群は、横穴式石室を有する古墳5基が確認されている7世紀代の古墳群である。1号墳の佐都ヶ岩屋古墳(市指定)は、長辺35mの長方墳で、巨大な板石を組んで構築されたT字型平面の横穴式石室を有する。同時期の筑波山麓で最大級の墳丘・石室であり、筑波国造の墓と推測されることも多い。また、3号墳は一边19mの方墳で、発掘調査では横穴式石室の前面から8世紀初め頃の火葬墓が検出されている。当時の火葬が有力者層に限り広まったことを考えれば、この古墳群と筑波郡司との密接な関係を想起させる。

丘陵裾の平坦部、八幡神社境内には、16世紀末頃の石造六角地蔵宝幢(県指定)が所在する。この宝幢は、明治時代に廃された東光寺や、現在に続く平沢集落形成の開始時期に関係するものと考えられる。また、八幡神社境内周辺の広い平坦部は、郡衙関連施設の候補地の一つとされている。

これらのうち、平沢2号墳・3号墳、石造六角地蔵宝幢は、見学が可能である。



平沢古墳群 1号墳 佐都ヶ岩屋古墳 (1:500)



平沢古墳群 3号墳
須恵器壺出土状況

② 中台地区

北条地内のうち平沢官衙遺跡西側の台地上にあたる。北条中台遺跡、北条中台古墳群、北条中台廃寺が重複しており、あわせて北条中台遺跡群とも呼ばれる。北条中台遺跡群には、平沢官衙遺跡の前代の古墳や同時代の集落跡、廃寺が存在しており、この地区内の台地上平坦部も郡衙関連施設が所在する候補地とされている。

北条中台遺跡は、台地西側に所在する旧石器時代から近世までの複合遺跡で、大部分が大規模住宅地開発に伴い発掘調査されている。奈良・平安時代の竪穴住居跡も131軒見つかっており、古代の墨書土器や灰釉陶器、10世紀中～後葉の鉄鋌等の特徴的な遺物が出土した。

北条中台古墳群は6・7世紀を主とした古墳群で、1号墳のみ現存が確認できる。1号墳の墳丘は遺存しておらず、巨大な板石を組んだ横穴式石室が露出している。開発に伴う発掘調査では、その他に古墳65基が確認されており、装飾大刀や馬具等の副葬品のほか、希少な表現である頭に鳥を付けた盾持埴輪も出土した。

北条中台廃寺は、台地東側に所在している古代の瓦片の散布地である。かつては基壇状の高まりや礎石などが残存していたとされるが、現況では確認できず、位置も不詳である。重要な遺跡と予見されたため開発区域からは外されたが、先述の北条中台遺跡の発掘調査でも瓦片や須恵器製の相輪



北条中台遺跡全体図 古墳・溝 (1:5000)



北条中台遺跡全体図 住居跡・土坑・井戸など (1:5000)



北条中台廃寺表採瓦

が出土しており、この廃寺に関わる遺物と考えられる。また、台地西端には石造露盤とされる石造品が現存している。寺院遺構は未発見であるが、郡衙近隣に所在することが多い、地域最古の寺院跡となり得る。

これらのうち、北条中台1号墳と露盤とされる石造品が、見学可能である。また、北条中台遺跡群の出土遺物の一部は、市出土文化財管理センターで展示している。

③ 山口地区

平沢官衙遺跡東側の低地から宝篋山西側斜面部までの範囲である。

宝篋山西側斜面部には古墳時代後期・終末期の古墳が散在する。これらのうち山口1号墳・2号墳は、花こう岩を主とした乱石積みで構築された横穴式石室であり、石室の形態も畿内の影響を受けたものである点で、県南地域においても異色である。

低地には小堤と思われる遺構が存在し、条里地割があった可能性が指摘されている。

現況で確認できる遺構はすべて私有地内にあり、自由な見学はできない。

④ 北条地区

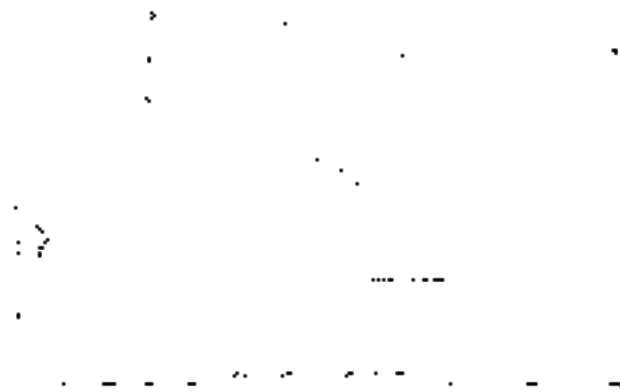
平沢官衙遺跡西側の標高129.4mの城山から、その南側に連なる低位段丘面までの範囲である。平安時代後期から鎌倉時代初期に常陸平氏の本宗である多気氏の本拠地となり、近世には在郷町として発展、その後も筑波山麓地域の中心として栄えた。

日向廃寺跡は、城山の南麓に位置する市指定文化財である。発掘調査で東西三間、南北四間の中央堂に翼廊がつく建物が確認されており、形状から阿弥陀堂と推測されている。12世紀後半頃の瓦が多量に出土しており、多気氏の創建と推測される。

日向廃寺跡の南西には、鎌倉時代前半の特徴を有する石造五輪塔が所在している。地元では「多気太郎様」と呼ばれており、建久4年(1193年)年に没落した多気氏末代、多気義幹の墓と伝承されている。なお、義幹は五輪塔の直下を流れる裏堀という用水路を築いたとも伝わっている。

城山には、大規模な山城跡である多気城跡が所在する。現在残る城郭遺構は16世紀後半頃に佐竹氏が改修したものと考えられる。また、この山は多気氏が八田氏(小田氏)と争った建久の政変に際して立て籠もった「多気山城」(『吾妻鏡』)とされるが、これまでの調査では鎌倉時代の遺物は出土していない。

中世の石造物としては、鎌倉時代の製作



日向廃寺跡 (1 : 500)



多気城跡 (1 : 15,000)

と推定されている日向廃寺跡南東の毘沙門天種子板碑（市指定）と、天文6年（1537年）に造立された八坂神社の石造五輪塔（県指定）も、所在している。

土浦方面と下妻・真壁方面を結ぶ街道沿いには、近世の在郷町から発展した古い街並みが続いている。近世・近代の建造物も一部に残っており、そのうち宮本家住宅店蔵ほか、旧矢中家住宅主屋ほか、旧田村呉服店ミセ蔵兼主屋ほか、旧常陸北条郵便局の4か所、計17件が国登録有形文化財となっている。

平成元年（1989年）に復元整備された北条日向廃寺や、上述の石造物3基が見学できるほか、登録された建造物の活用や定期公開が行われており、市観光推進課が設定したウォーキングコースである北条フットパスでも紹介されている。

（2）周辺地域

平沢官衙遺跡の南南東3kmに小田城跡、同じく南南東9kmに金田官衙遺跡と、つくば市の北部から東部にかけて、さらに2つの国指定史跡が所在している。

金田官衙遺跡は、おおよそ現在のつくば市南半、つくばみらい市、牛久市、竜ヶ崎市の範囲を管轄した、古代河内郡衙の推定地である。同一市内に2つの国指定の郡衙遺跡があることは非常に珍しい。平沢官衙遺跡と異なり、正倉院以外の郡衙を構成する建物群跡や、同時期の寺院である東岡九重廃寺も合わせて指定されているが、正倉院の全容は桜中学校があるため不明である。現在は未整備で見学できないが、出土品の一部を近在する桜歴史民俗資料館で展示している。

小田城跡は中世に常陸南部を支配した小田氏の居城跡である。北側の宝篋山南麓には、奈良西大寺の高僧忍性が10年間止住した三村寺に比定される、三村山極楽寺遺跡群もあり、中世の小田地区は古代の平沢・北条地区に替る一大中心地であった。

小田城跡では、本丸跡とその周辺の4万2千㎡を復元整備し、整備地に近い旧常陸小田駅跡に案内所と駐車場を設置、平成28年（2016年）に「小田城跡歴史ひろば」として開園した。小田城跡では整備地内だけではなく、小田地区の石造物や平沢官衙遺跡を含む周辺文化財の説明板、案内板も設置している。また、三村山極楽寺遺跡群内の石造物群も、観光客が増加している宝篋山登山道の見どころとなっている。

更に広く見ると、桜川沿いには桜川市の真壁城跡（国指定史跡）、土浦市の土浦城跡（県指定史跡）、上高津貝塚（国指定史跡）が位置しており、いずれも見学可能な史跡として公開されている。



小田城跡歴史ひろば空中写真

第3節 史跡等の公開活用の諸条件の把握

1 アンケート調査

本計画を作成するに当たり、6・7月と10・11月に平沢官衙遺跡歴史ひろば、小田城跡歴史ひろば、桜歴史民俗資料館の利用者と市ウェブサイトの閲覧者を対象に、アンケート調査を実施した。ここでは、概要を示し詳細な調査報告は、本計画の付属資料として添付した。

回答数は、6・7月に60件、10・11月に59件、計119件とそれほど多い件数ではなかったものの、ある程度の傾向は読み取れる。対象は、文化財展示施設に来ていることや、インターネットにアクセスして回答していることから、文化財や展示施設への関心が高い層であったと思われる。平沢官衙遺跡の魅力としては、「景観（山や田園風景）」が最も多く、「立体復元建物」がその次となった。この2者が合わさった景観が、平沢官衙遺跡の一番の魅力と考えられていることは想定通りであった。反面、「建物の柱表示」の評価は低かった。これは本来立体復元建物と関連させて倉庫が立ち並ぶ様子を示していた当初整備の内容ではなく、腐朽に対しての仮修復をしている現状に対しての評価と考えられる。

回答者は関心が高い層であったこともあり、歴史や文化財の施設として認識があり、文化財展示施設としての利用や活用を望む意見が多かった。その反面、文化財課でも課題としている観光施設やサイクリングの施設としての関心は、このアンケートからはやや希薄と思われ、今後この分野での宣伝等の充実が必要とされる。

今後望むものとしては、前述の内容から軽めの講座や歴史とかかわるものが多いとともに、インターネットによる情報発信が求められていることは、『史跡平沢官衙遺跡保存活用計画』の目指すところを裏付ける結果となった。また、整備に関しては歴史的なものへの不満は少なく、どちらかといえば散策や憩いの場所としての便益施設の充実を望む声が多かった。

また、案内所で案内業務をしているNPO法人平沢歴史文化財フォーラムの方々へも同様なアンケート内容での聞き取り、及び案内業務実施時の課題や問題点についても聞き取りを行った。平沢官衙遺跡の魅力については、見学者同様「景観（山や田園風景）」、「立体復元建物」をあげていることは、同様であった。ただし、整備当初を知る者が多いせいか、柱位置表示がないことによる本来の状況が表示できていないことへの懸念と、一刻も早い復旧を望む声が聞かれた。

必要とするものについても、景観に差し支える樹木や説明板よりも、説明の際に使用できる充実したパンフレットを望む声が多かった。また、一般見学者の間でいくらか要望があった外トイレについても、防犯上や管理上の関係から否定的な声が上がっていたことは、興味深いことであった。その他については、必要箇所でも引用するものとする。

2 見学利用の状況

見学者は、開園以来増加してきたが、ここ数年はおよそ毎年5万人前後である。見学の目的は、アンケート結果によると、ウォーキングなど散策、歴史や文化財の学習の利用者が多く、やや観光が少ない状況である。

平沢官衙遺跡歴史ひろば見学者数

(単位：人)

	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
利用者数	29,466	21,578	25,184	28,480	37,688	31,440	52,317	39,498	37,167
	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
利用者数	49,358	39,080	45,079	55,051	51,346	52,478	46,508	50,689	35,722

※催事の参加人数の加算の有無によりやや増減がある。

見学者への説明対応については、簡単なものは管理員が、専門的な説明対応は依頼を受けて市文化財専門員が、それぞれ行っている。説明団体数は表の通りで、年間10～20件の間で推移し、市内を中心とした小学校と生涯学習の団体が主体であるが、市内の大半の公立小中学校・義務教育学校（平成15年度54校、令和2年度45校）は見学できていない状況である。

平沢官衙遺跡歴史ひろば見学団体数

(単位：団体)

	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
説明団体	22	29	21	11	17	13	15	12	15
	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
説明団体	9	12	17	14	13	22	14	13	3

3 活用利用の状況

平沢官衙遺跡歴史ひろばでは、史跡の存在とその良さを周知するためのイベントを、NPO法人平沢歴史文化財フォーラムと協力をしながら、四季毎に年4回行っている。実物大復元建物から南へ緩やかに傾斜する地形は、天然の劇場としてコンサートなどにも活用されている。また、実物大復元建物の扉を開けて建物などの説明を行う、特別開扉を年間で10日間ほど実施している。

平成27年（2015年）度から生涯学習推進課が行っている、市内の研究施設等を巡ってのスタンプラリーである「ちびっ子博士事業」での見学対象施設となっており、例年暑さで落ち込んでいた夏季の来場者数が実施前に比べて3千人以上増加している。そのほか文化芸術や自転車等のイベントで活用されてきた。

平成28年（2016年）の筑波山地域ジオパーク（つくば市、石岡市、笠間市、桜川市、土浦市、かすみがうら市）の日本ジオパーク認定に際して、平沢官衙遺跡は筑波山地域ジオパークの見どころの一つとして位置付けられた。平沢官衙遺跡では、筑波山地域の主要な石材（斑れい岩、花こう岩、変成岩）すべてを礎石に使用しており、地元の石材をうまく利用した例として貴重な見どころにもなっている。

つくば霞ヶ浦りんりんロードは、令和元年（2019年）11月にサイクルツーリズムの推進により、日本における新たな観光価値を創造し、地域の創生を図るために、国が指定するナショナルサイクルルートにもなっている。平沢官衙遺跡歴史ひろばはその沿線に近く、官衙北側の山を越える不動峠も人気であることから、サイクリストの利用が多い観光ルートとしても注目されている。

4 施設管理・運営の状況

史跡平沢官衙遺跡では、つくば市文化財展示施設条例（平成9年3月25日、条例第27号）及び同施行規則（平成15年3月31日、教委規則第3号）に基づいて管理している。

市は、史跡の現状変更申請等の法的手続きや、施設使用許可等の市条例に定めた手続き、団体等からの依頼による史跡の専門的な説明を直接行っているが、その他の維持管理業務は市から業者へ部分委託している。

来場者の日常的な案内・清掃は、地元平沢地区で結成したNPO法人平沢歴史文化財フォーラムに委託している。案内所は通常1名勤務であるが、繁忙期やイベント時、緊急時にはボランティアとしての協力も含めて臨機応変に対応してもらっており、地元団体の利点が大きく活かしている。そのほか、維持管理業務として芝等の植栽維持管理、施設の機械警備、案内所床のワックス清掃、排水設備の定期清掃等を、それぞれ専門業者に委託している。

以上の施設管理業務に要する経費に、光熱水費、案内所・駐車場用地の賃借料、施設・設備の修繕費・工事請負費、催事運営委託料等を含めた運営費総額の、過去5年間の内訳は下表のとおりである。年度毎の基本的業務内容に変化は少なく、費用も安定的ではあるものの、労務・資材単価の上昇に応じて植栽維持管理委託料等は年々増加しており、また修繕や改修工事の必要件数も経年劣化に応じて増加傾向にある。

平沢官衙遺跡歴史ひろば年間経費

(単位：千円)

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	その他
施設管理委託料	7,097	9,354	10,042	11,141	11,196	日常管理、植栽管理、警備等
光熱水費	316	318	315	311	290	電気、上下水道
土地賃借料	148	148	138	139	139	案内所等用地
修繕工事料	190	112	183	498	1081	修繕、工事
催事等運営委託料	618	649	649	576	97	イベント
その他	179	425	192	194	225	電話、保険他
合計	8,548	11,006	11,519	12,859	13,028	

5 施設維持・修繕の状況

整備工事後に約20年間が経過し、部分的な修繕や改善をしつつ、維持管理をしてきた。その状況を以下に示す。

(1) 柱位置表示

整備後、7・8年で柱に割れが入り、平成23年(2011年)度にはほぼ朽ちてなくなった。ボルト部分が露出して危ないためロープで囲い立入禁止にしていたが、見栄えも悪いため竹を被せて仮修復を実施した。同時に別素材での本修復を検討したが早急な実施は難しかった。そのような中、平成26年(2014)度の文化庁視察に際して再整備事業について助言を得、改善に向けた調整を始めた。その後、仮修復については再び竹も朽ちたため、令和元年(2019年)度に竹の交換を行っている。

また、軒下範囲を表示したタマリユウも、芝の浸食により10年間ほどで失われたが、まずは柱位置表示を重視していたため、現在まで復旧はしなかった。

(2) 実物大復元建物

平成20年(2008年)度に、前年の台風により破損した土倉の大棟部分の修理と合わせて、屋根北半分の茅葺替え、南半分の差し茅を行った。また、令和2年(2020年)度にも、春の強風により土倉の棟部分が壊れ内部の銅板などが脱落し、これの応急措置と一部差し茅を行った。

平成20年(2008年)度の修理の際には、工事と合わせて実物大復元建物の状況調査

を行い、板倉の屋根の傷みが進んでいることや、校倉についても部材の差し替えが指摘されていた。板倉・校倉では完成後およそ20年後になる2020年には全面葺き替えが、土倉では10年後の2018年での南側の全面葺き替えと北側での差し茅が提案されていた。

(3) 説明板

平成24年(2012年)に実物大復元建物の内部状況の説明のため、見学用の階段に説明板を追加した。

(4) 案内所

平成17年(2004年)に86.1㎡に増築し、女性手洗所の便器を2基から5基に増やし、ダイレクトバルブのものに置き換えた。その後もエアコン、便器などの交換、風除室の追加や雨水排水のための溝設置工事など、その都度不具合箇所を改修を行った。

(5) 便益設備その他

① 防犯・防火設備

鉄柵は、平成22年(2010年)に塗り替えを行っており、その後は部分的な塗装の補修をしてきた。

② 植栽

史跡西側の桜が枯れたことで一部を伐採、その後は景観維持もあり植樹の追加は行っていない。

③ 園路

開園数年で芝による浸食を受けたことから、モルタルにより舗装止めを追加したものの、芝の浸食は止められていない。

6 周辺の文化財の活用状況

平沢官衙遺跡の近隣地域には、平沢官衙遺跡の本質的価値とも関連する古墳や寺院跡など遺跡や文化財が散在しているが、調査も限定的であり郡衙関連施設も含めて全体像が不明な部分が多い。また、この関連する周辺の遺跡や文化財については、平沢官衙遺跡の当初整備後に得られた新知見もあるが、いずれもが当然ながら整備内容には反映されておらず、その後の活用でも十分な関連付けはなされていない。周辺の文化財については、復元整備した日向廃寺跡や説明板のある指定文化財の石造物などを散策できるよう、観光推進課の北条・平沢のまちあるきマップや案内道標が用意されているが、まだ広く普及はしておらず、平沢官衙遺跡から周辺への案内も認知度が不足している。

整備された国史跡小田城跡は、平沢官衙遺跡から自動車で10分程と近く、また公共交通機関でもつくば駅からのつくバス、土浦駅からの関東鉄道バス、ともに同一路線に位置しているだけでなく、つくば霞ヶ浦りんりんロードからもアクセス可能な場所である。小田城跡には、徒歩などで行ける範囲での周辺の石造物や文化財を案内した説明板だけではなく、筑波山麓地域の文化財を紹介した説明板もある。

金田官衙遺跡は、現在公有化を進めている段階で、簡単なパンフレットは作成しているものの、説明板などの設置は行われていない。

第4節 課題の抽出

1 利用上の課題

小中学校の見学については、広い市域に文化財展示施設などが5館分散していることや、市所有のバスの台数が限られているため、市内全ての小中学校・義務教育学校（45校）が見学できる状況にはなっていない。また、近隣の博物館などが行っている見学以外の体験メニューなどの付加価値がないことも見学が増えない要因と考えられる。

説明依頼への対応は、文化財課職員のみでは限界があり、その他の文化財展示施設で実施している職員とともに対応するボランティアの育成が必要となっている。

史跡の価値を伝える学術的なイベントについては、実物大復元建物の扉を開けて建物などの説明を行う特別開扉以外にあまり行えていないため、説明会や講座、シンポジウムなどをより積極的に開催していくことも課題となる。

また、ユニバーサルデザインへの配慮がより求められている中で、障がい者や外国人等のより多様な方々への対応を見直していくことも課題である。現状でも法令上の要件は満たしており、往時の姿を再現していく史跡整備では対応が難しい場面も多いが、設備や環境の整備、特別な解説機会の提供を検討し、より幅広い対応を目指していく必要がある。

2 整備の課題

平成15年（2003年）に開園した「平沢官衙遺跡歴史ひろば」について、整備、現況、維持・管理と見てきたが、それらに関連する課題として整理しておく。なお、案内所についても課題はあるが、『史跡平沢官衙遺跡保存活用計画』でも中・長期の課題としていることから、今回の再整備対象からは、除外している。

(1) 柱位置表示

整備当初は、平沢官衙遺跡の本質的価値である建物が立ち並ぶ状況を、実物大復元建物と相互に関連することで表現できていたと、視察に訪れた関係者などにより評価されていた。しかし、仮修復の状態が続いている現在では、当初整備時の存在感は失われ立ち入りもできない場所となった。そのため長期にわたって価値を伝えることができておらず、アンケートでの魅力の低さにも反映していると考えられる。建物が立ち並ぶ状況を長く表現するためには、素材の見直しが課題となる。また、実物大復元建物の存在感が大きすぎてあまり目立っていないことや、25cmの高さの差で示したⅡ期・Ⅲ期の建物の時期の違いにわかりにくさがあることは難点であり、表現の工夫が課題である。さらに、当初整備時は柱位置表示がベンチの役割も担っていたが、腐朽により失われてしまったため、アンケートなどでベンチの設置が要望されている。柱位置表示の高さや形状等を決める際に、座れる場所としての役割も考慮する必要がある。

建物範囲の表現について、軒下を表示していたタマリユウがすべて芝により浸食され、失われてしまっている。この部分には高さ太さの差で身舎の柱と区別して表現されていた外周柱穴列の表示も設置されていたが、軒下が不明瞭になったことで表示の意味が分からなくなっている。さらに、建物範囲を周囲よりも10cmほど高くした表現も、芝に覆われ分からなくなっている。整然と立ち並ぶ建物群を理解するためには、個々の建物を示す柱位置表示のまとまりが分かることが必要であり、芝により失われない耐久性を持ち、つまずき等の危険も考慮された、分かりやすい建物範囲の表示が課題である。



整備当時の実物大復元建物と柱位置表示

(2) 実物大復元建物

復元建物はその工法や素材を含めて、古代の正倉のあり方を実物大でよく体感できることから、本史跡の魅力を大いに高めてきた実績がある。一方で、屋根を主とした経年劣化が進み、建物全体の維持や見学者の安全確保への悪影響が危惧される。大規模な修理が必要であるとともに、耐久性を高めるための改修や、定期・周期的な点検や小修繕、大規模修理の方針を検討する必要がある。

(3) 説明板

総合案内板と復元建物説明板は、板面の劣化もなく良好に維持できており、新たな調査やそれによる新知見もないため改修の必要性は少ない。当初整備時から変化があった周辺施設や関連した遺跡などを紹介する説明板がないことや、柱位置表示で表現された整然と立並ぶ建物群の全体像を紹介する説明板が整備個所の付近にないことなど、足りない部分も散見され、新設を含めた検討が課題となる。

柱位置表示で表現した建物毎に設置した説明板は、景観を重視して地面と同じ高さで水平に設置したため、見学者が見つけにくいという問題があるだけでなく、板面の劣化は少ないものの、板面の端に草刈りの影響と思われる小さな欠損が生じており、説明板の顕在化と保護のための対策が課題である。

また、現在は説明板の表記が日本語のみであり、多言語化への対応もなされていない。当初整備時から携帯端末の普及・進化という環境の変化があるため、史跡独自のHPを新規作成し現地から携帯端末で誘導することを念頭に、解説内容を深化させることが課題である。

(4) 便益設備その他

① 防犯・防火設備

復元建物周囲の柵内は、当初の整備で柱位置表示の配置との関係から車両の進入路が確保できないことから、作業車両等の出入口設置を断念したが、維持管理に支障をきたす場合があるため、再検討が必要である。

② 植栽

日陰のくつろげる場所が少ないことは見学に際しての難点といえるが、当初の整備で

高木植栽を少なくして見通しを良くしたためでもある。景観や遺構保護も考え合わせて、解決策の有無を探ることが課題である。

③ 園路

透水性カラー舗装は、表面の砂利がはがれて路面に浮いてしまったため歩きにくくなっていること、両端から芝の浸食があることが問題点である一方、表面以下には舗装の劣化が及んでいないため、継続した使用も可能である。今後の経年劣化の時期を考え合わせた対策を検討することが課題である。

斜面部のコンクリート洗出し平板舗装は、遠目からは隙間の芝が平板を隠すように見え、自然な景観をもたらすことに貢献しており、改変の必要性は感じられない。ただし、数か所で不陸が生じているため、修理が必要である。

④ 排水

史跡内の排水は史跡外の南西隅の柵に集まるが、その先の水路が詰まりやく、大雨の際に溢れることがあるため、現在も年1回の清掃を市が行っている。史跡整備での解決は難しいが、維持管理上の課題といえる。

3 近隣・周辺文化財との関係での課題

平沢官衙遺跡の本質的価値とも関連する近隣の文化財については、調査が限定的でありながら新知見も得られている。また、小田城跡の史跡整備や金田官衙遺跡の史跡指定、筑波山地域ジオパークの日本ジオパーク認定など、当初整備以降の大きな変更も蓄積されてきた。

これまで、近隣・周辺の文化財との関係は、案内所での展示や北条・平沢フットパスの援用があるものの、新知見等を含めた十分な紹介ができていない。しかしながら、例えば史跡整備された小田城跡と平沢官衙遺跡は、自動車・バスに加えて、つくば霞ヶ浦りんりんロードを通じた自転車でのアクセスも容易であり、特に相互作用が生み出しやすい環境にある。このような近隣・周辺の文化財との関係から、平沢官衙遺跡の価値を理解し相互の活用が促進できるような、ハード・ソフト両面での整備が課題である。

また、国道125号バイパス線については、着手時期未定であるが、建設による景観への影響は注視すべき課題である。

第4章 基本方針

第1節 基本理念と基本方針

1 基本理念

史跡の本質的価値については、史跡指定時の知見を基準として整理するものではあるが、『史跡平沢官衙遺跡保存活用計画』では、平成9年（1997年）度からの復元整備に際して整理された価値として以下の7点にまとめた。また、その後に判明した知見による価値の深化や追加を「新たな価値評価」として3点にまとめている。

史跡の本質的価値

- 1 地域の政治・経済・文化の中心である古代郡衙の正倉院跡に比定できる
- 2 郡衙正倉院の実態と変遷が分かりやすい
- 3 「筑波」という土地が持つ固有の歴史的価値がある
- 4 国造の本拠地に郡衙が設置されたことがわかる
- 5 郡衙とその周辺寺院との関係性を知ることができる
- 6 古代から中世への移行期における拠点の変遷を知ることができる
- 7 自然景観がよく残り、古代の様子を色濃く伝える

史跡の新たな価値評価

- 1 郡衙正倉院が独立した台地全体に及び、郡衙関連施設は周辺に配置された
- 2 国造から郡司への系譜の連続性を推測することができる
- 3 「大地の公園」ジオパークの舞台として、人の歴史と自然とのつながりを知る場となった

また、これらの史跡の価値と評価から、以下のとおり大綱を定めている。

平沢官衙遺跡は、『常陸国風土記』などにも登場する筑波郡に所在した、古代筑波郡衙の正倉院跡で、その全体像が分かる遺跡として国の史跡に指定された。平成15年（2003年）には、復元整備した平沢官衙遺跡歴史ひろばとして開園し、この整備事業により、平沢官衙遺跡は市民の新たな誇りとなった。市は史跡の価値を未来に伝えるために、適切な保存・整備・活用を行うための必要な措置をとる。また、周辺に広がる郡衙関連遺跡についても、学術的調査を行い、市民の協力を得ながら保存措置をとる。

本計画では、この大綱に沿った史跡の保存活用をより推進していくため、以下のとおり再整備の基本理念を掲げる。

史跡平沢官衙遺跡を、

- 史跡の価値を高めながら、史跡の魅力をより長く安全に伝えていけるようにする
- よりわかりやすく史跡の特徴を理解・体感できるようにする
- 市民だけではなく、より多くの多様な人々に利用してもらえるようにする

史跡平沢官衙遺跡は、つくば市が平成14年（2002年）度までに実施した復元整備事業により、調査・研究に基づいた筑波郡衙正倉院跡としての史跡の価値を体感できる歴史ひろばとなり、多くの見学者を受け入れ、地域とともにさまざまに活用されるように

なった。

本遺跡では、学史的にも比較的早くに郡衙正倉院の全体像が示され、整然と正倉が立ち並ぶ様子が明らかになり、三種類の実物大復元建物と柱位置表示によって、この正倉群を表示していた。特に実物大復元建物は、その工法や素材を含めて真正性を追求したことで古代の正倉のあり方を非常に強く体感させるものとなり、本史跡の魅力を大いに高めてきた。一方で、多くの建物群を示す柱位置表示が腐朽する等、当初の機能が担えなくなった箇所も生じてきた。

再整備での基本理念は、これまでの成果を継承しつつ、約20年間で劣化した機能の回復と、これまでの運営で見てきた遺構の表現の分かりやすさや耐久性、利便性での課題を改善し、さらなる活用を図ることで、史跡を未来へ継承していくことを目指すものである。

2 基本方針

基本理念を再整備内容へと反映させる上での基本方針として、以下の6つを掲げる。

(1) 整備内容の基礎として前回整備での史跡に係る調査・研究の成果を継承する。

前回整備にあたり、史跡の発掘調査成果や建物の復元内容については十分な検討を経ており、整備地内での新知見の追加や整備内容の変更を要する研究の進展も現在のところ認められない。また、3棟の実物大復元建物で空閑地を囲む一群を立体復元し顕在化するという整備を行った数少ない史跡である。それらは現在も何ら変わっていないことから、基本的な事実の認識や整備の基本配置は前回整備での成果を継承する。

(2) 多くの人から好評を得ている史跡南からの景観を維持する。

筑波山地を背景とし自然景観がよく残る独立丘陵上に所在するという立地は史跡の本質的な価値を構成しているとともに、前回整備の結果得られた実物大復元建物と相まった景観は多くの方に愛されている。再整備にあたってはこの景観を損ねない配慮をしていく。

(3) 史跡の本質的価値をよりわかりやすく伝えるため遺構表現や解説の改善を図る。

古代郡衙正倉院跡という史跡の性格や規則的に配置された高床倉庫群の時期毎の変遷がわかることは、平沢官衙遺跡がもつ本質的価値の中でも最も重要である。これらを表現する整備内容のうち、過去の姿を追求した復元建物は多くの見学者が古代官衙を体感できる成功例といえ、適正な継承を図る。一方、柱位置表示については早くに劣化してしまい、本来は実物大復元建物と並ぶ重要な要素でありながら、現時点では整然と立ち並ぶ倉庫群を表現できていないため、解説の方法と合わせて改善を図る。

(4) 遺構表現の真正性の追求に配慮しつつ、耐久性・安全性の強化を図る。

前回整備において、復元建物は本物を追求した素材・工法により復元したことで史跡を理解・体感できる成功例となった。一方で、屋根の経年劣化や鳥害は深刻であるが、これは実物大の復元建物を屋外暴露したことにより、経年変化の歴史的な痕跡が明らかとなったとも評価できることから、将来に向けて長く伝えていくため、この変化を記録として残し、過去の姿の追求に配慮しつつ耐久性・安全性の強化を図っていく。柱位置表示についても早期の劣化が認められたため、素材等の見直しを含めて改善を図る。また、適切な維持管理の負担が軽減できるよう設備の改善を図り、維持管理の方法や計画についても定める。

(5) 多様な来場者に向けた利便性を高め、史跡の本質的な価値を発信する。

前回整備では一般的な日本人の成人を見学者と想定して解説等を作成したが、外国人や聴覚障害者、子ども等、多様な見学者に対応できるよう、専用サイトを援用しつつ解説・案内方法の強化を図る。また、成果を広く発信することで、広く市民に理解されることが持続可能な史跡の保存につながることも、来園できない方々へも、史跡平沢官衙遺跡を知ってもらえるよう、専用サイトを整備するなどして継続的に情報発信を行う環境を整備する。

(6) 指定地外での新知見や環境の変化に対応した説明板等を新設する。

保存活用計画では、周辺の古代寺院との関係を史跡の本質的な価値として捉え、史跡周辺の発掘調査で得られた新知見や、筑波山地域ジオパークの日本ジオパーク認定を受けた人の歴史と自然とのつながりを知る場となったことを、新たな価値として位置付けた。また、前回整備後に史跡小田城跡の整備、金田官衙遺跡の国指定、隣接市での史跡整備の進展があり、交通手段としてもつくば霞ヶ浦りんりんロードがナショナルサイクルルートに指定されるという変化があった。これらを反映した、周辺文化財と平沢官衙遺跡との関連の理解を深める説明板の新設や専用サイトでの情報発信を行う。

第5章 整備計画

第1節 整備計画の概要

1 現状調査

再整備計画にあたり、現状諸施設の破損等の状況を調査した。調査結果の詳細は巻末の「現状調査記録」に掲載するほか、次節以降の各項に概要を述べる。

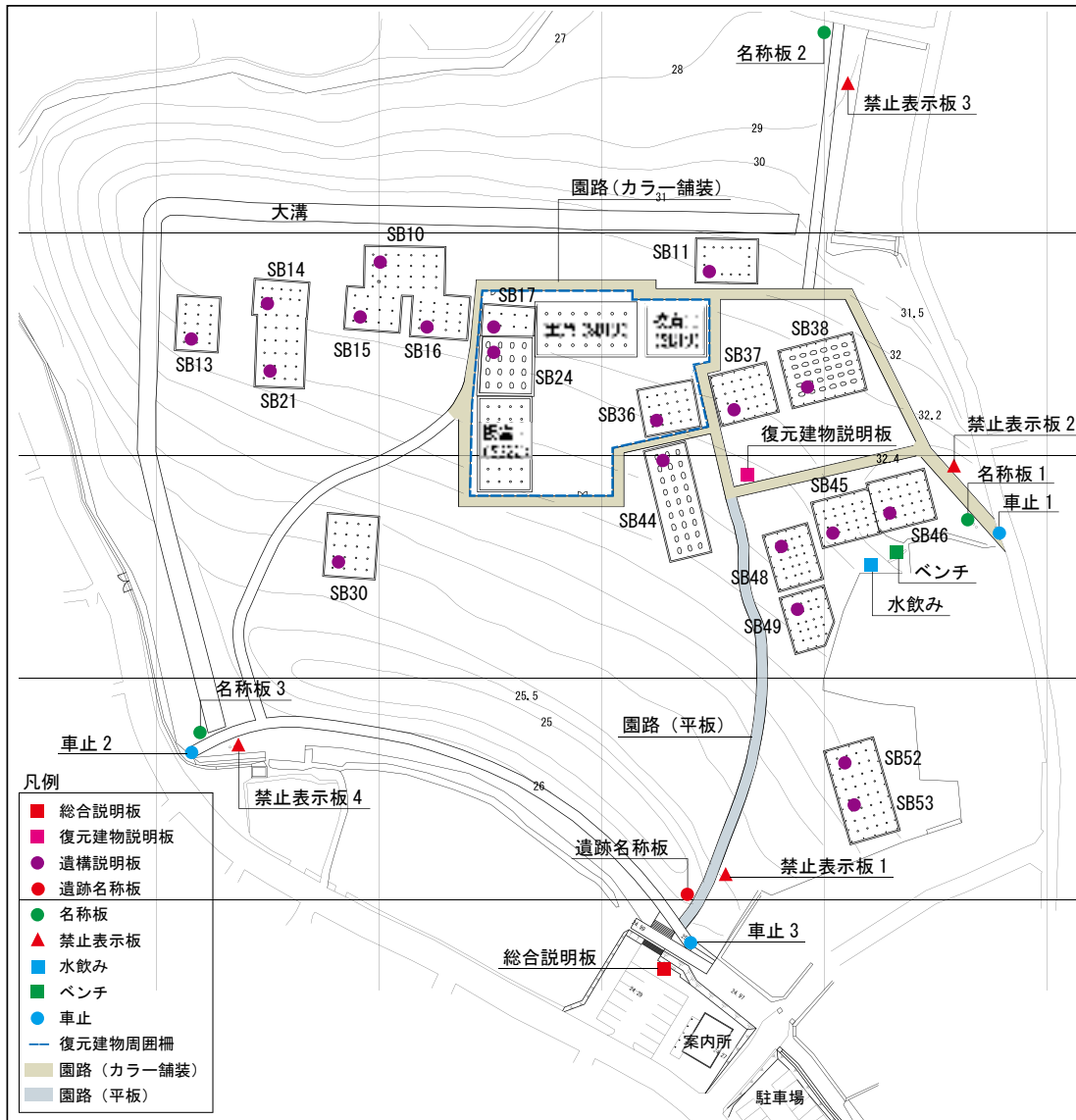
ここでは、再整備検討対象として調査した一覧表と配置図を示す。

再整備検討対象施設 一覧

項目	数量	単位
復元建物		
校倉 (SB19)	1	棟
土倉 (SB18)	1	棟
板倉 (SB33)	1	棟
階段	4	基

項目	数量	単位
案内所		
便器の水圧確保	1	式
情報発信	1	式

項目		数量	単位
造園設備			
柱位置表示		20	箇所
説明板	総合説明板	1	基
	復元建物説明板	1	基
	遺跡名称板	1	基
	名称標識	3	基
	禁止表示板	4	基
	遺構説明板	20	基
鉄柵	高所作業車の進入口	1	箇所
園路	コンクリート洗出平板舗装・透水カラー舗装・舗装止	1	式
その他便益施設	ベンチ	2	基
	車止め	3	組
	水飲み	1	基



再整備検討対象施設 配置図 1 : 1600

2 計画概要

この再整備では、「第4章 基本方針」に述べた通り、施設の機能回復や維持修理とともに、より利用の促進を図り理解を深めることにより、史跡の魅力を高めることを目指している。

ここでは再整備の計画概要を一覧表に整理するとともに、各施設の配置を示す。

尚、実物大復元建物の再整備は文化財建造物という維持修理にあたるものであり、将来も必要になる再度の維持修理や根本修理（半解体修理・解体修理）、また維持管理に向けた基礎資料として、修理の実施にあたっては劣化・損傷状況とともに、実施した修理等の工法・仕様について詳細に記録する。さらに、修理後はチェック項目を定めた経過観察を継続実施する。

再整備の計画概要

実物大復元建物			
	校倉(SB19)	屋根替	当初の通り流し板葺きとし、防腐等の補強措置をとる。
		木部補修	屋内への漏水がみられる校木の亀裂を補修する。
		その他	棟上導体更新 害虫駆除 外壁清掃 小屋裏ボルト締直し
	土倉(SB18)	屋根替	当初の通り茅葺とし、景観に配慮した防鳥ネットを補う。茅葺の厚さについて検討する。
		その他	棟上導体更新 害虫駆除 外壁清掃 小屋裏ボルト締直し 扉割れ補修
	板倉(SB33)	屋根替	当初の樽板葺きとし、防腐等の補強措置をとる。
		木部補修	屋根廻りの腐朽した木材を更新する。
			腐朽した壁板を樹脂により補強する。
			漏水や光漏れのある板壁を補修する。
		建具調整	反りにより開閉に支障を来す扉を一部削り調整する。
	その他	棟上導体更新 害虫駆除 外壁清掃	
階段	新規製作	可搬式の階段(複数人用、車いす対応)を新規に製作する。	
造園的整備施設			
	柱位置表示	Ⅱ期遺構	耐久性のある素材に更新し、腰掛を兼ねた柱表示とする。建物範囲を芝刈管理等により表現する。
		Ⅲ期遺構	実物大復元建物と同時期の遺構であり、Ⅱ期遺構と同様な手法としつつ、違いを表す柱表示とする。
	説明板	周辺文化財案内板	新規に製作し、総合案内板付近に設置する。
		復元建物説明板 倉庫群全容解説板	倉庫群の全容を俯瞰的に解説する「倉庫群全容解説板」を新規に製作し、既設説明板裏面に設置する。
		建物解説板	新規に製作し、復元建物タタキ面に設置する。
		遺構説明板	既設説明板の周囲にコンクリートを補い維持する。
		禁止表示板	内容を追加して更新する。
		総合説明板・遺跡名称板・名称標識	軽微な補修により維持
	鉄柵	出入口	車両の通行可能な出入口に改修する。その他、部分的に塗装補修。
	園路	洗出し平板舗装	法肩付近をモルタルにより再設置する。
		透水性カラー舗装	当面は表層の離脱した砂利を除去して維持する。
	その他便益施設	ベンチ	座板を更新する。
情報発信			パンフレット・インターネット利用の情報発信、多言語対応



第2節 実物大復元建物の再整備

復元建物3棟については、何れも屋根替が必要な状況にある。基本的には当初の復元の材料・工法を踏襲するとともに、大きく仕様を変更しない範囲で補強等を加えて屋根替を行う。

また、校倉の壁（校木）や板倉の板壁、建具等の支障箇所については、現状の材料を維持する範囲で補修する。

復元建物の屋内見学用の可搬式階段については、現状の木造階段の腐朽により、新規に移動の容易な階段を製作する。

なお、建物の現状の劣化・損傷状況については巻末の「現状調査記録」を参照。

1 校倉（1号建物・SB19）

(1) 屋根

目板葺きであり、屋根板 [幅 300mm (1 尺)、厚 60 mm (2 寸)]、目板 [幅 150mm (5 寸)、厚 75mm (2 寸 5 分)]、ヒバ材とする。

棟木・目板・屋根板とも腐朽が進んでおり、小屋裏の観察から雨漏りは生じていないが棟端付近に屋外からの光漏れが確認でき、屋根替えが必要な段階である。

復旧にあたっては、当初と同じ腐朽に強いヒバを用いるとともに、次のことを検討する。

- ・浸透性防腐剤を塗布する。さらに維持管理として3年毎など周期的に塗布する。
防腐剤の説明書には、数年おきに再塗布が必要と記されている。
- ・変形と腐朽を抑制する酸化亜鉛樹脂加圧含浸処理を検討する。

モックル処理液の主成分の効果

モックル処理液は、加熱・水分の蒸発により化学的に安定した難水溶性に変化します。この化学変化により長期に渡って処理効果を維持させることができ、木材の耐用年数を延ばすことが可能となります。

成分	有機酸亜鉛	ポリエチレングリコール
効果	防腐・防蟻	膨張・収縮率の減少 及び変色の減少



酸化亜鉛樹脂加圧含浸処理（メーカー HP より）



酸化亜鉛樹脂加圧含浸処理を用いた整備事例
（新居関跡高札場・静岡県湖西市）



酸化亜鉛樹脂加圧含浸処理を用いた整備事例
（駿府城車御内橋・静岡県静岡市）

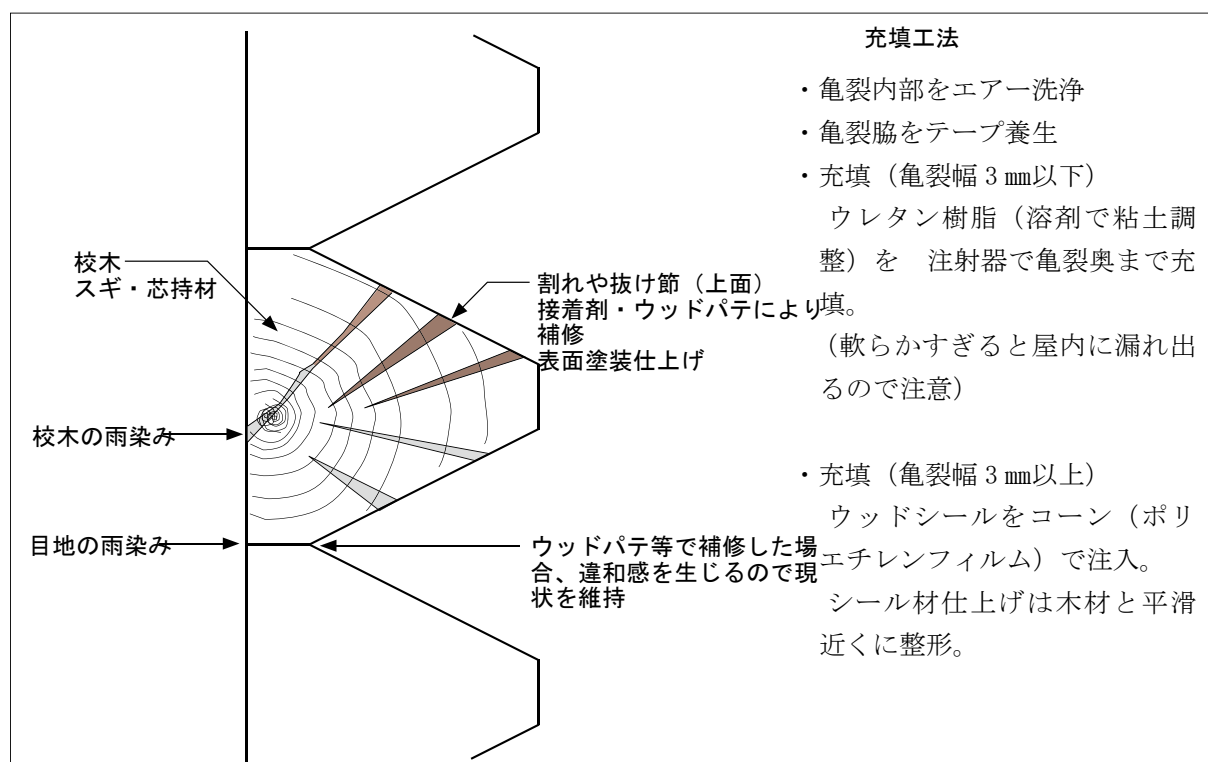
(2) 壁 (校木)

屋内の観察から、校木を組む四隅と校木の割れ目からの雨染みがみられる。スギの芯持材であり、外側には全体的に乾燥収縮によると思われる割れが生じている。また、隅の一部には隙間がみられる。建設後約 20 年を経過しているため、これ以上の変形は生じ難いと思われるが、外側の風蝕は経年的に進むとみられる。

根本修理を要する段階ではないので、校木の割れや抜け節からの雨染みの箇所について外側からのみ樹脂系接着剤・ウッドシールを充填する。この措置により、漏水の軽減とともに校木の劣化を抑制することを意図する。

なお、校木の目地からの雨染みもみられるが、外側からウッドシール等で補修した場合、どうしても景観上の違和感を生じられること、屋内側からでは補修が難しいことから、現状維持することとする。

また、屋内に腐朽菌を繁殖させないよう、日常管理のなかで扉を開けて換気することも重要となる。



壁 (校木) の補修方法

(3) 小屋裏

木部の損傷や顕著な雨漏りの痕跡は見られないが、先にも触れたように棟木端の位置に屋外からの光漏れがある。また、一部に補強金物 (ボルト) のナットが緩んだ状態にある。

光漏れは先述の屋根替えにより解決できる。また、ナットの緩みも容易に修理できる。

一方、下棟木周辺がゴキブリの巣になっているとみられ、その下の天井板上には糞が堆積しており、室内にもゴキブリが多くみられる。これに対しては衛生面から全体的に駆除・清掃を行う。

(4) 束 柱

抜節や丸太材の性質による割れは見られるものの、構造上の影響はないと思われ、当面は現状を維持しつつ経過観察を継続する。

(5) タタキコンクリート舗装

現状ではコンクリート面が表れており、整備当初の化粧砂は剥離してしまったとみられる。

このコンクリート面の風合いは経年変化により落ち着いており、遺跡景観のなかで違和感を生じるものではないと思われるので、現状を維持する。

(6) 軒支柱跡表示

軒支柱跡の遺構表示であり、校倉では簡易なコンクリート柱を土面に若干埋めて立てていた。現状では転倒・移動や遺失したものもある。

再整備では、後述する柱位置表示と同工法により更新する。

(7) 避雷設備

棟上導体端部の突針は上向きとするが、東側が下向きに変形している。
設置後約 20 年を経過しているので、屋根替えに伴い新規に更新する。

(8) その他

西側外部の懸梁付近に鳥が営巣している。

再整備にあたっては巣を除去するが、後述する土倉では茅葺屋根の鳥害が生じており、再整備後にも営巣する場合には専門業者に駆除を依頼するなど検討する。

また、外壁北面や束柱などにみられる苔については、苔・黴用の洗浄剤等で除去できる。木部の腐朽の要因ともなるので、再整備後は例えば年 1 回など、周期的に洗浄を実施する。扉については変形が軽微であり、現状を維持する。

2 土倉（2号建物・SB18）

（1）屋 根

茅葺屋根であり、当初整備の竣工図によると葺き厚約 60 cm である。この地方に伝わる筑波流によるものであり、段葺・通しものと呼ばれる軒の化粧や、割竹を編んだ棟飾りのグシ、キリトビと呼ばれる棟積端部に特徴がある。平成 15 年（2003）公開後、平成 20 年度（2008）に北面のみ葺き替え、南面は差茅を施して現在に至る。

現状では茅葺面の損傷や棟飾りの風蝕・腐朽が進んでおり、小屋裏の観察からも屋外からの光漏れや茅の脱落などがみられ、屋根替えを要する段階にある。茅葺面の損傷は鳥害によるものが大きいとみられ、今回の調査では屋根面に空いた穴周辺に多くのスズメが観察された。

一般的に茅葺屋根の耐用年数は 15 ～ 20 年程度といわれるので、この再整備での葺き替えは標準的な周期と考えられる。伝統工法を継承する意味からも、当初と同様な工法により再整備を行う。

葺き替え後に痛みが目立つ箇所に、過去に行ったように維持修理として差茅を施すことで葺き替えまでの期間をつなぐ。

鳥害対策については後述する。

（2）壁

外壁漆喰面の一部に黒カビがみられる他は、内壁とも健全な状態を維持している。

黒カビについては、校倉の苔と同様に周期的な洗浄により除去する。

また、屋内の台輪に雨染みがみられるので、外壁漆喰の下端にシーリングを施す。

（3）鳥害対策

屋根の茅葺面の損傷や、中央吹き抜け部分の営巣や糞の堆積は建物の維持とともに衛生上の問題となる。

営巣については専門業者に駆除を依頼することも検討されるが、飛来する鳥に対しては屋根面に防鳥ネットを張り、鳥の啄みによる茅の持ち出しを防ぐことを検討する。

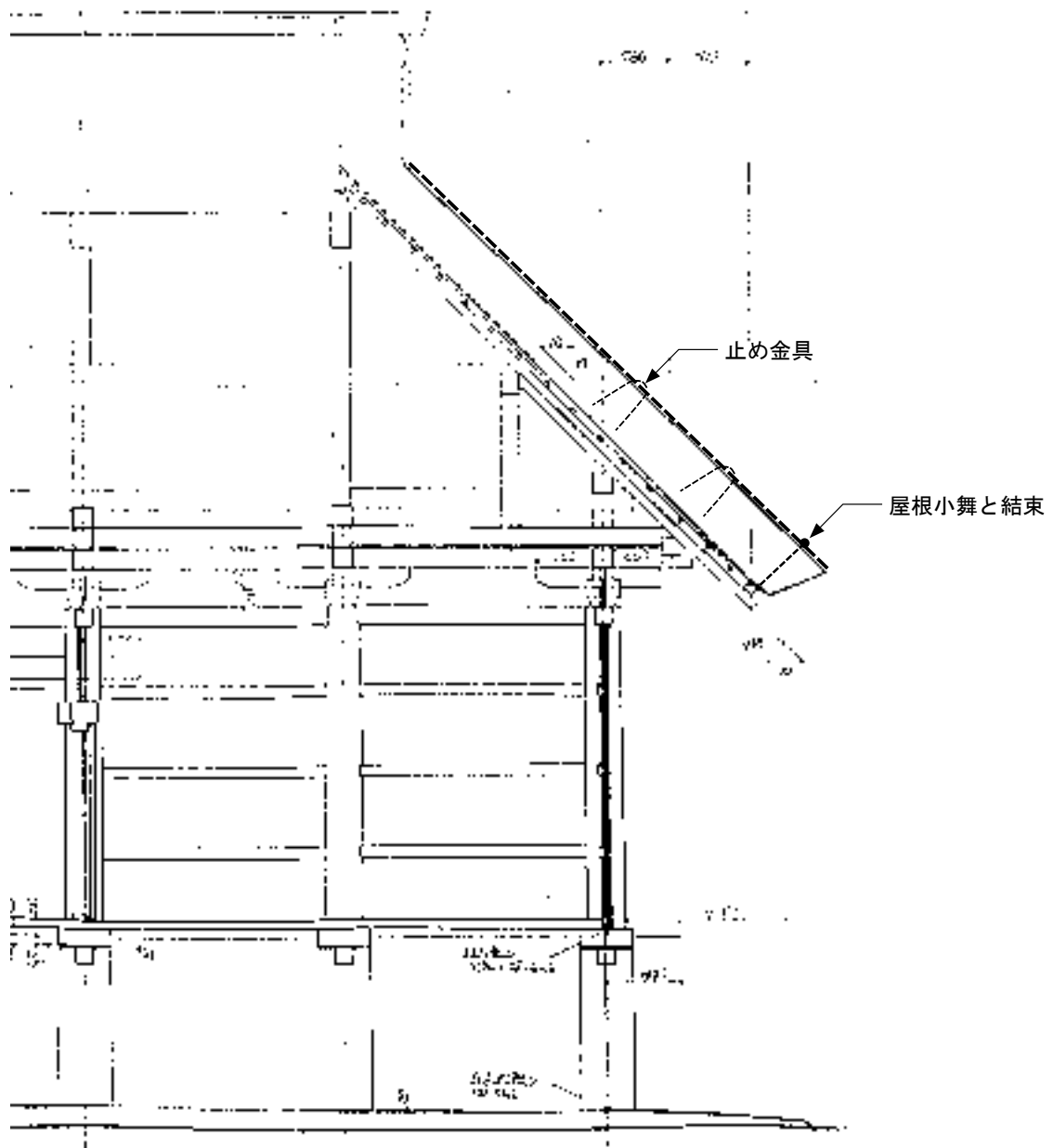
景観上の影響について、事例では遠景ではほとんどネットが見えないと思われ、この土倉では屋根面の見えるのはある程度遠景である。一方、近景では軒部分を見上げることとなるので、ネットが目立つ恐れがある。

この整備では、屋根面のみネットを張り、軒部分には張らないことを計画する。

尚、木部に鳥止まり防止材（バードワイヤー・バードスパイク）を設けることについては、景観上の影響が懸念されるので設置せず、鳥が営巣を始める時期に綿密に対策を行うことで対応する。



防鳥ネット（建築設計社 HP より転載）



防鳥ネット敷設模式図

(4) 建 具

扉は変形もわずかであり概ね健全な状態であるが、東室の北側扉に一部割れが生じている。

木目に沿った軽微な割れであり、接着剤により補修する。

(5) その他

避雷針は校倉と同様に屋根替えに伴って更新する。

束柱及びタタキコンクリート舗装、また苔の除去についても校倉と同様である。

3 板倉（3号建物・SB33）

(1) 屋根

樽板葺きであり、樽板は、長さ 630 mm（2 尺 1 寸）厚さ 18 mm（6 分）のヒバ割板、葺き足 180 mm（6 寸）、板押さえ 39 mm（1 寸 3 分角）、36 mm（1 尺 2 寸）間隔とする。また、屋根材下にアスファルトルーフィングを敷設している。

現状では樽板の腐朽が進み、軒先や平葺面でも欠損箇所が生じている。小屋裏の観察から、ルーフィングのためか雨漏りはあまり見られないが、北室の母屋桁の一部に雨染みが確認され、雨漏りを生じ始めているとみられ、屋根替えが必要である。また、虻羽の宇立木口の腐朽も進んでいる。

同様に屋根板にヒバ材を用いた校倉と比較して、板倉の屋根の腐朽は進行が早い。この要因として、屋根面の苔の繁殖があるとみられる。繁茂した苔が樽板と板押さえの間を塞ぎ、雨水が溜まる。これがさらに苔が繁殖する要因となり、腐朽菌も増殖するという現象が考えられる。

再整備では、当初と同様に樽板葺きとしつつ、腐朽抑制として次のことを検討する。

- ・板押さえの下面に水抜き穴を設ける。
- ・樽板数段おきに敷き込み銅板を設ける。

柿葺きなどで用いられる方法であり、溶出する銅成分が防腐効果を持つ。

- ・樽板割材・押さえ木・宇立材に酸化亜鉛樹脂加圧含浸処理を行う（校倉屋根と同様）。
- ・浸透性防腐剤を周期的に塗布含浸する（校倉屋根と同様）。



当初整備 樽板下のアスファルトルーフィング
「整備事業報告書」より



敷き込み銅板（偕楽園好文亭・水戸市）



敷き込み銅板（箕輪城郭馬出西虎口門・高崎市）



(2) 壁

板壁であり、幅 240mm (8 寸)、厚さ 81mm (2 寸 7 分)、ヒバ材を柱間に落とし混んで横羽目とし、板上下は樋部倉矧ぎとする。

外部は各面とも風蝕を受けており、特に北面、東面が進行しているようにみられるが、維持できる程度である。

屋内や小屋裏を見ると、節からの雨染みが各外壁面にみられる。これに対しては、校倉と同様にウッドパテによる補修を行う。

北室東壁面の一部に板の収縮によると思われる板目地の開きがある。通例では下方の羽目板を上押し上げ、最下段に細材を嵌めるが、板が容易に動かない場合は当該位置に埋め木することも検討される。

建物の維持として最も優先すべきは北室北東隅壁面の雨漏りであり、床面にも広く雨染みがみられ、羽目板の腐朽が進みつつある。一部の板は腐朽により脆弱化している箇所があり、軸部（柱）に影響を及ぼす前に処置する必要がある。

解体することなく壁板の腐朽部分に強度を与えるとともに、柱との隙間についてはウッドパテやシーリングで塞ぐ。

木材の基質を強化する方法として、シリケート系樹脂を塗布含浸させる方法が考えられる。

シリケート系樹脂は石造文化財の保存処理として強化・撥水に多く用いられるが、木材に対しても有効と考えられる。しかしながら、あまり例のない方法であるので、適する製品の選定やアクリル系樹脂との混合などについて、事前に試験する必要がある。

- 工 法**
- ・乾燥養生
 - ・ポリシロキサン・パラロイド混合材を塗布含浸



北室北東隅の状況

(3) 建 具

北室・南室とも扉の反りによる変形が激しく、北室では海老錠が使用できない状況にある。反りは横方向に最大 22mm、縦方向には 2 mm 程度である。

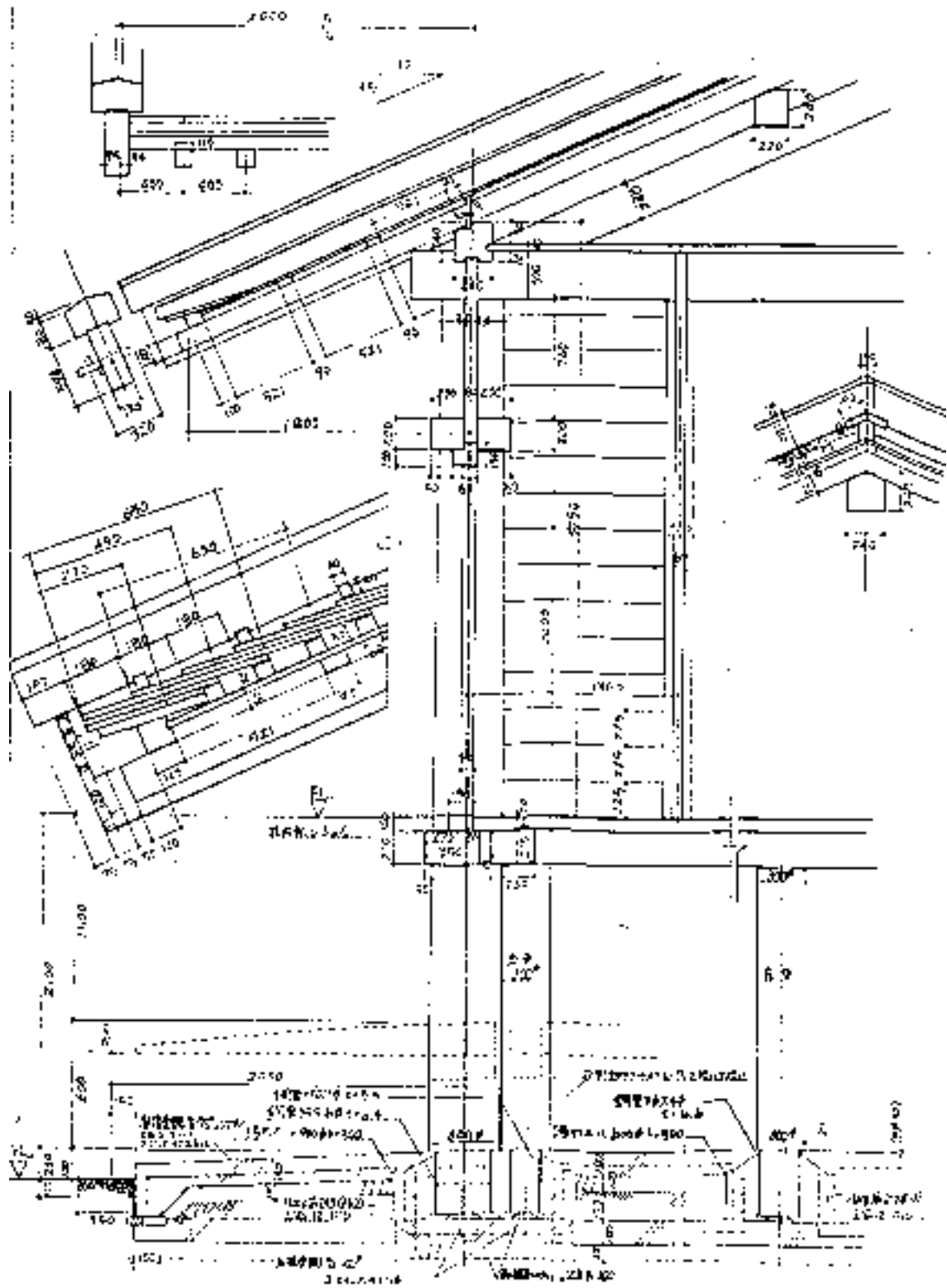
校倉や土倉の扉と異なるのは東外壁に位置することであり、雨掛りや日当たりの影響ではないかと思われる。

この修理としては、一旦取外し、薄くはなるが戸締りに支障がない程度まで戸当り部分を削り直すことも考えられる。この場合、落とし鍵との位置関係を維持するため一部削り残すなどの工夫が必要となる。

(4) その他

束柱及びタタキコンクリート舗装、また苔の除去については、校倉や板倉と同様である。

なお、校倉・土倉は束柱・台輪構造であるのに対し、板倉の軸部は通し柱である。さらに、この柱は基礎コンクリートに埋込となっている。したがって、根本修理が必要となった場合には基礎コンクリートから解体する必要があるため、軸部の腐朽・損傷に対しては特に注視していく必要がある。



板倉 矩計図 (竣工図)

4 階 段

(1) 損傷状況

見学・管理を目的とした取外しできる木造の階段であり、復元ではない。利用時のみに設置するという運用方法が前提とされていた。

当初は校倉に1基、土倉に1基、板倉に2基が設けられていたが、現状では校倉1基、土倉1基を残して腐朽により撤去された。これら残る2基についても腐朽・破損が進んでいる。

木造の階段は重量があるので、当初予定した取外し・移動は容易ではなかった。このため結果的に常設となり、雨掛りとなるため腐朽が進んだものである。



当初の階段（2008年3月）

(2) 再整備

再整備では、利用者の安全性と取扱いの容易さを重視して、丈夫で軽量の階段を新設する。

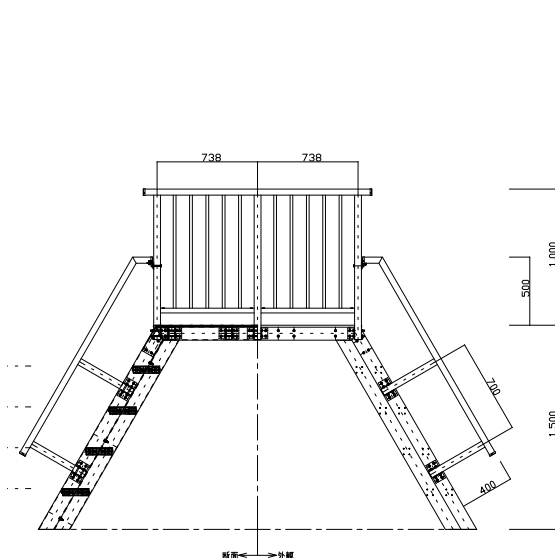
この計画では、軽量のアルミ製階段をそれぞれの高さに合わせて制作する。

また、本来の昇降形態とは異なるが、扉に対して横方法に昇降部分を設けることで、一方向での見学管理が可能であり、多人数に対応できる。尚、土倉については吹抜部分の中央に台輪があることから、現状と同様な昇降形態とする。

また、車いす対応の屋内見学用機器として、車いす用リフトを用意する。

これらの使用形態は、当初整備と同様にイベント等の利用時のみ設置することを想定するため、分解あるいは可搬式のものとする。さらに平坦面に設置する必要があるため、各設置位置に応じた台座を製作する。

地盤から床面の高さ 校倉：1.5 m 土倉：2.2 m 板倉：1.5 m（北）・1.7 m（南）



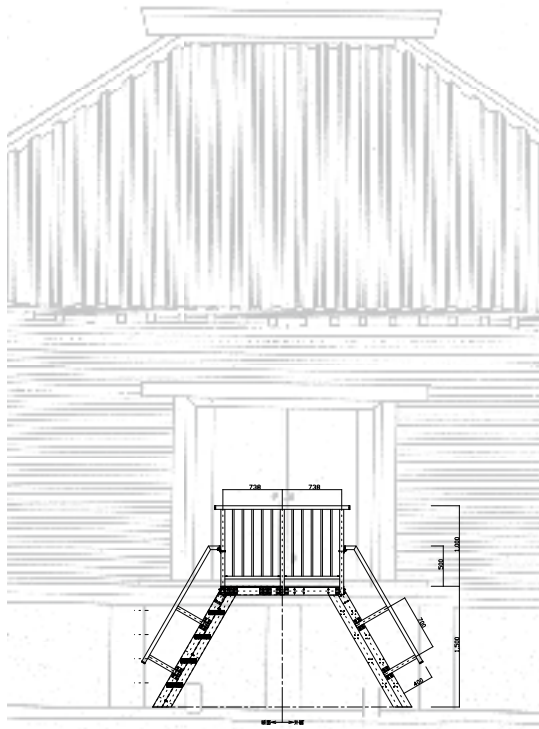
階段：校倉・板倉用



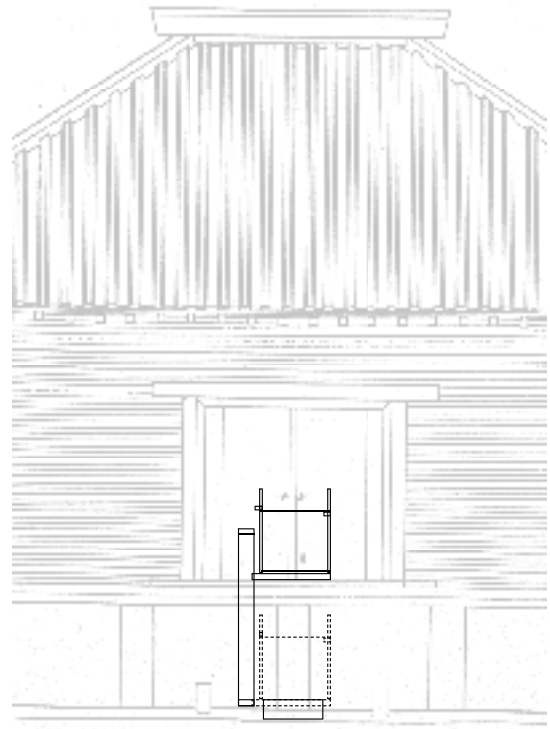
階段：土倉用（市販品）



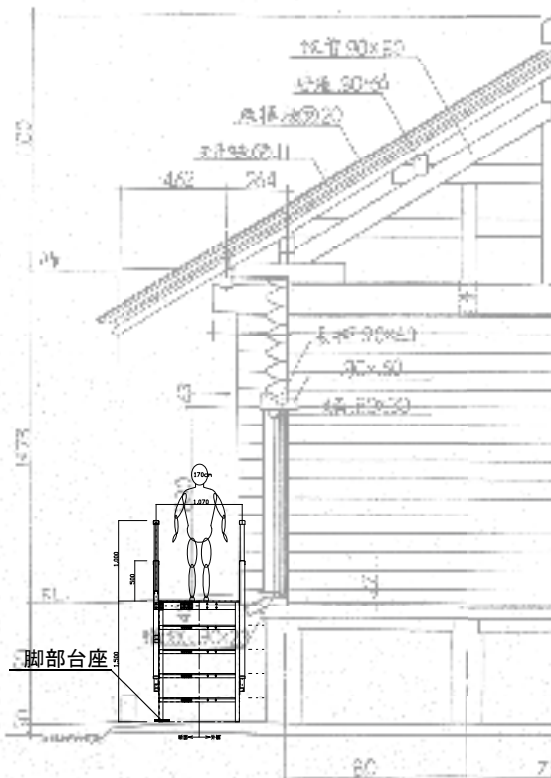
車いす用リフト（市販品）



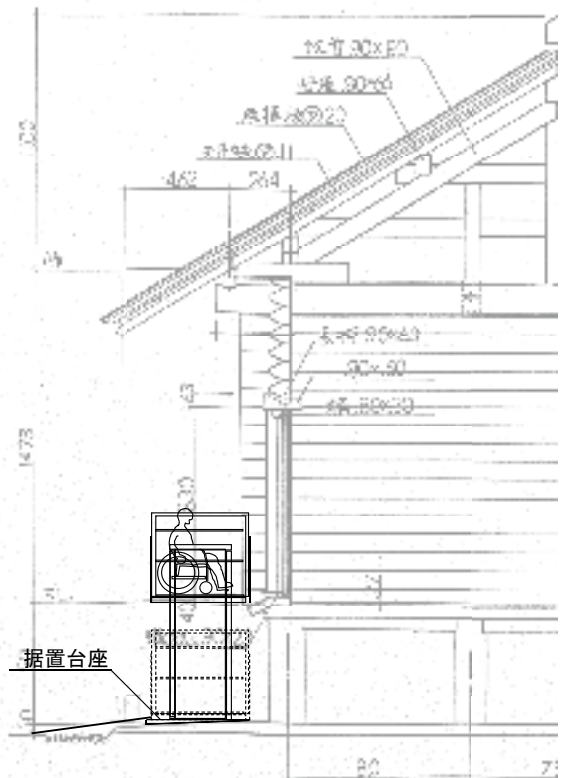
階段設置イメージ
 (校倉・板倉 正面)
 (S=1/100)



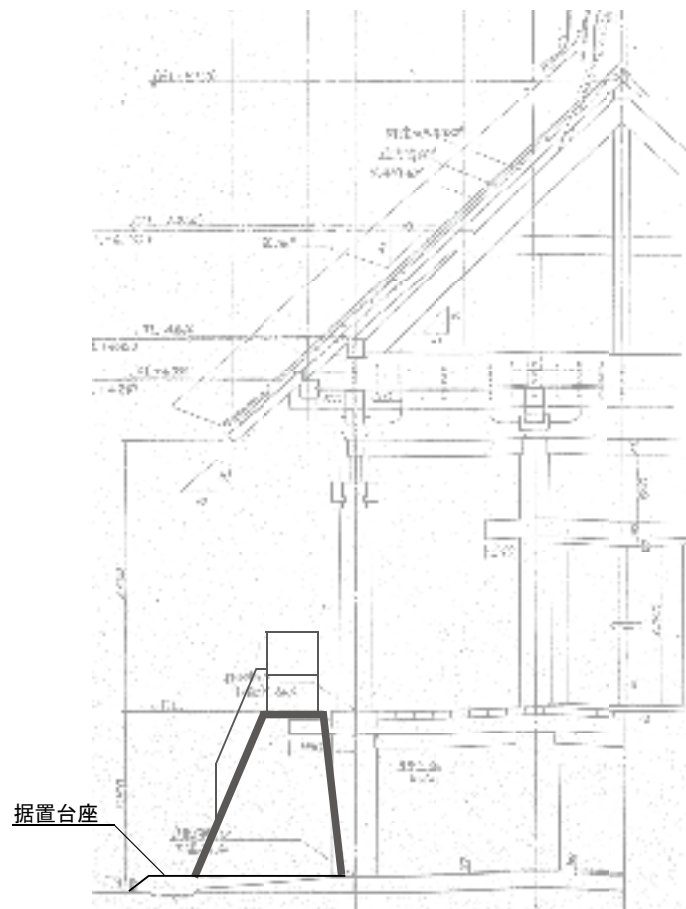
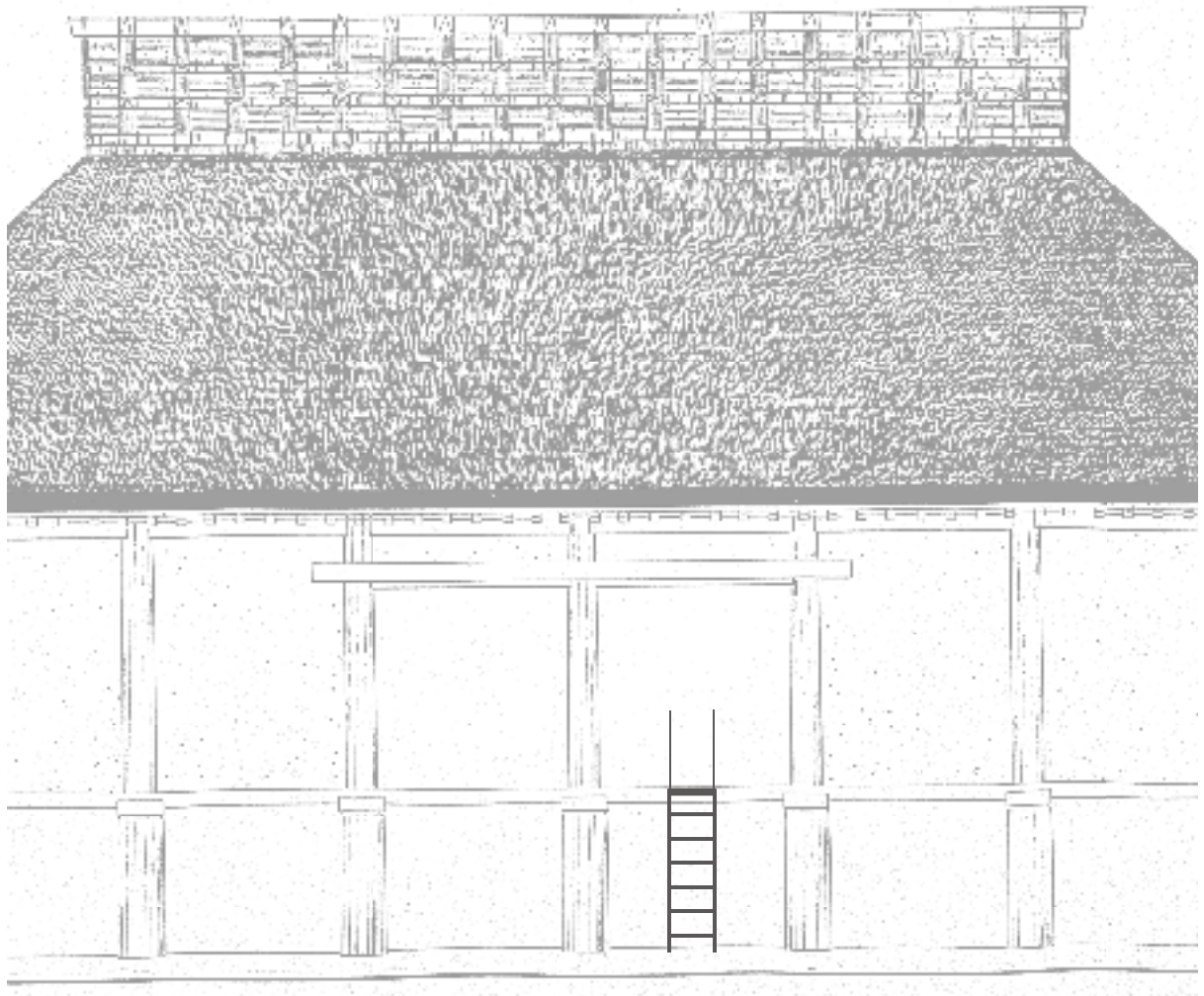
車いす用リフト設置イメージ
 (校倉・板倉 正面)
 (S=1/100)



階段設置イメージ
 (校倉・板倉 側面)
 (S=1/100)



車いす用リフト設置イメージ
 (校倉・板倉 側面)
 (S=1/100)



階段設置イメージ（土倉 上：正面・下：側面）（S=1/100）

第3節 造園的整備施設の再整備

1 柱位置表示

(1) 損傷状況

当初は木柱（タモ材）を用いた掘立柱の位置表示であったが、腐朽によりすべて撤去された。現状では簡易的に竹筒で代用したものとなっているが、その破損も進んでいる。なお、基礎コンクリートとボルトについては維持しているものが多い。

また、建物の軒下範囲の表示としてタマリユウを植栽したが、これもすべて失われ芝（つくばグリーン）に置き換わっている。なお、タマリユウの外周には芝との見切り材として畦畔シートを敷設していた。

現状の詳細については巻末の「現状調査記録」を参照。

旧柱位置表示 一覧

		柱			外周柱		
		φ	H	数量	φ	H	数量
Ⅱ期	SB13	350	200	15	—		
	SB14	350	200	11	—		
	SB15	350	200	12	—		
	SB16	350	200	16	—		
	SB17	350	200	8	—		
	SB30	350	200	20	—		
	SB45	350	200	20	200	200	17
	SB46	350	200	20	200	200	18
	SB48	350	200	20	200	200	18
	SB49	350	200	18	200	200	15
	SB52	350	200	16	200	200	11
SB53	350	200	16	200	200	13	
計			192			92	
Ⅲ期	SB10	350	450	24	—		
	SB11	350	450	16	—		
	SB21	350	450	24	—		
	SB24	礎石表示			—		
	SB36	350	450	20	—		
	SB37	350	450	20	200	350	18
	SB38	礎石表示			200	350	26
	SB44	礎石表示			—		
計			104			44	

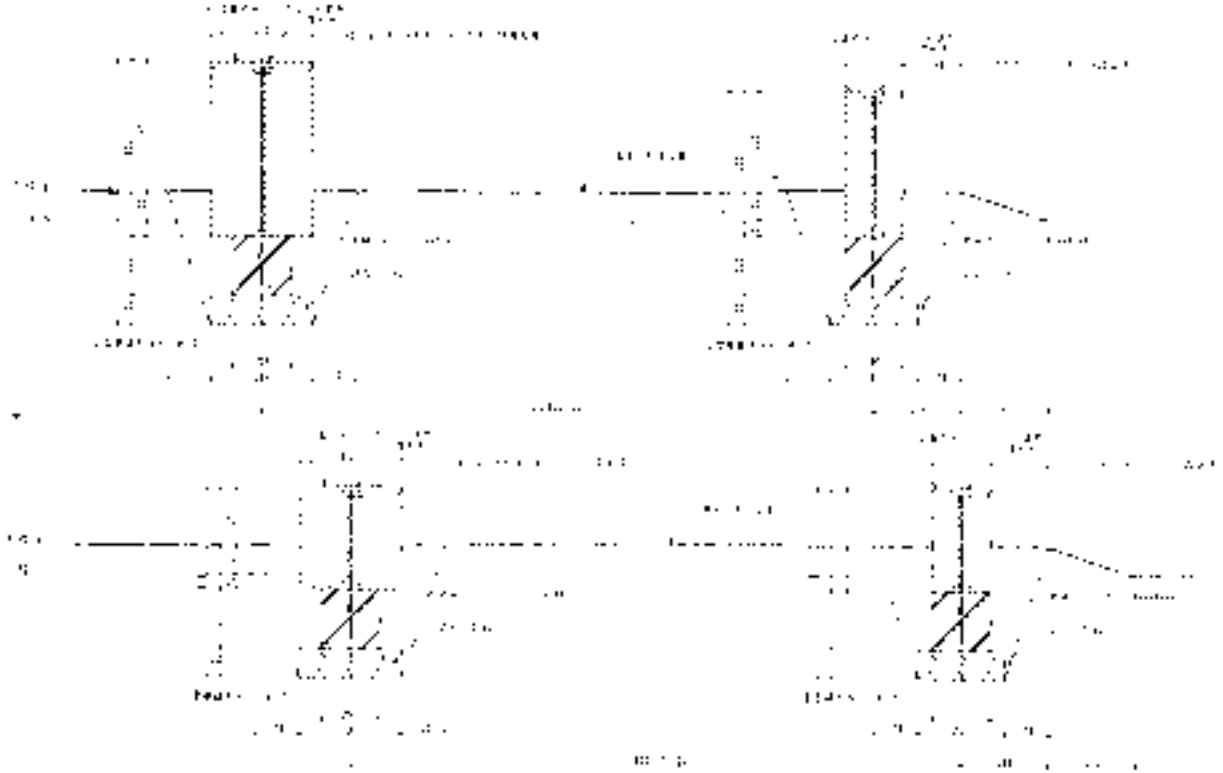
(2) 再整備

当初の整備の遺構表示は次の寸法としていた。またこの表示は、正倉院の倉庫群が林立する様相を表現した整備として、整備当時の見学者から評価されていた。

【当初整備の柱位置表示寸法】

Ⅱ期遺構 柱表示：径 350 mm・高 200 mm、外周柱：径 200 mm・高 200 mm

Ⅲ期遺構 柱表示：径 350 mm・高 450 mm、外周柱：径 200 mm・高 350 mm



当初整備詳細図

再整備では、倉庫群の様相をより積極的に表現することを目指して、実物大復元建物と同時期のⅢ期遺構については、時期差による建物配列をより明確にするため当初設計よりも東柱表示をさらに高く改め、色にも差をつける。また、両時期とも表示物の素材は木質にこだわらず、耐久性のあるコンクリート製、自然の風合いを出すビシャン仕上とし、当初整備同様腰掛にも用いることができるものとする。



当初整備の柱位置表示（2008 撮影）

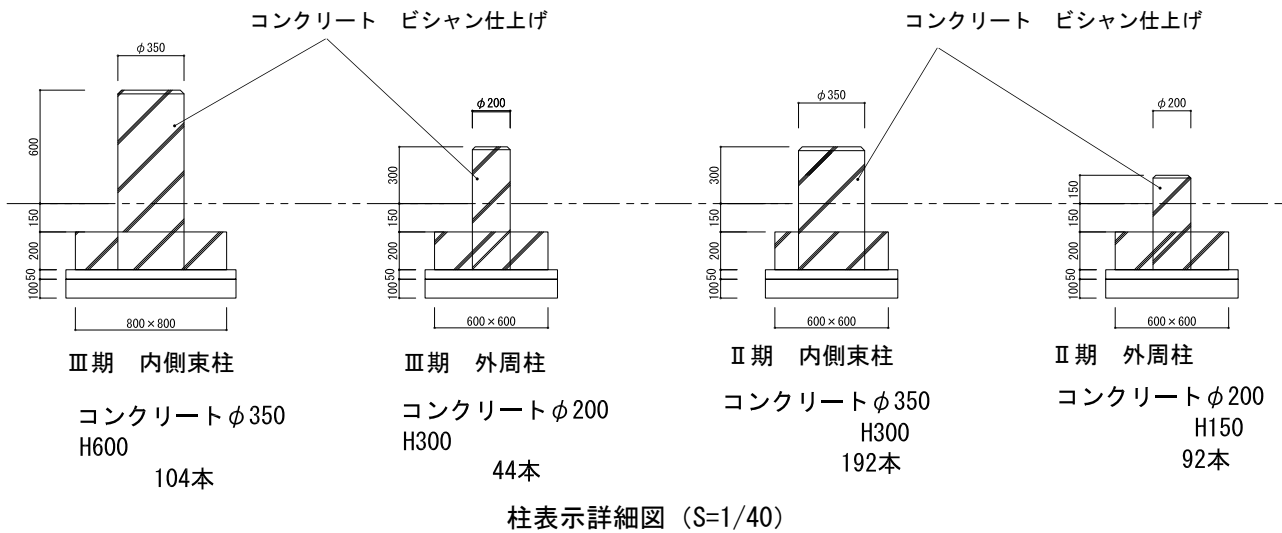
当初整備において機械的な寸法で設けたほぼ屋根軒下を含む建物範囲を表現した亀腹状の盛土部分は、排水機能として建物に水が来ないことを表示するために大切であるためそのままとする。軒下範囲の現在は芝に浸食されてしまったタマリユウによる表示については、現状の芝は史跡景観に調和しており、舗装等による景観の変更や芝の張替えを避けることから復旧せず、現状の芝を維持する。ただし、全面芝面の中で柱が立つという唐突感をなくすため、盛土範囲の外縁に目印として石で境界線を敷設し、芝で隠れないようにその付近の一定幅での芝刈り頻度を高め低茎の環境を維持する。

以上による計画案を基本とし、実施設計での再検討は否定されない。

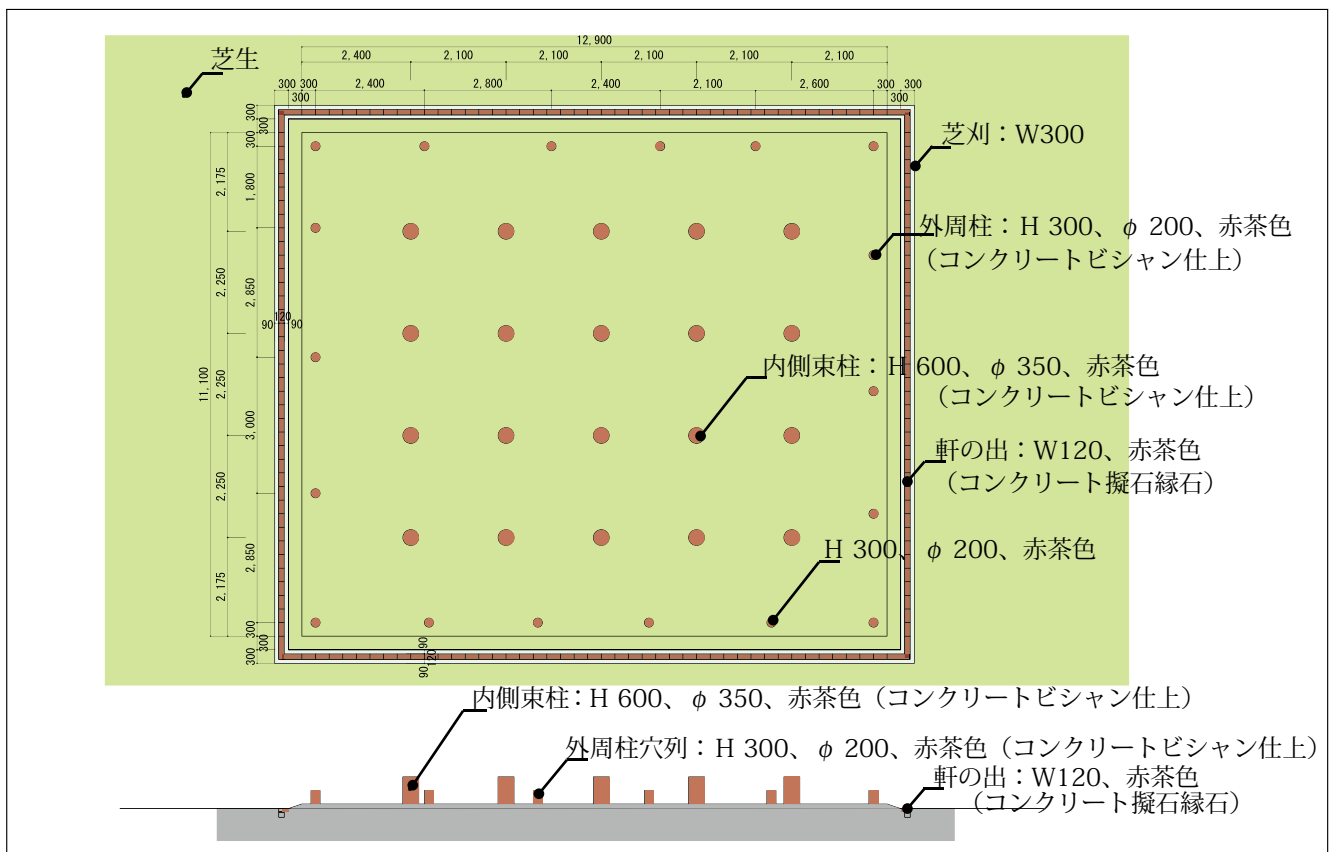
【再整備の柱表示寸法（案）】

Ⅱ期遺構 柱表示：径 350 mm・高 300 mm、外周柱：径 200 mm・高 150 mm

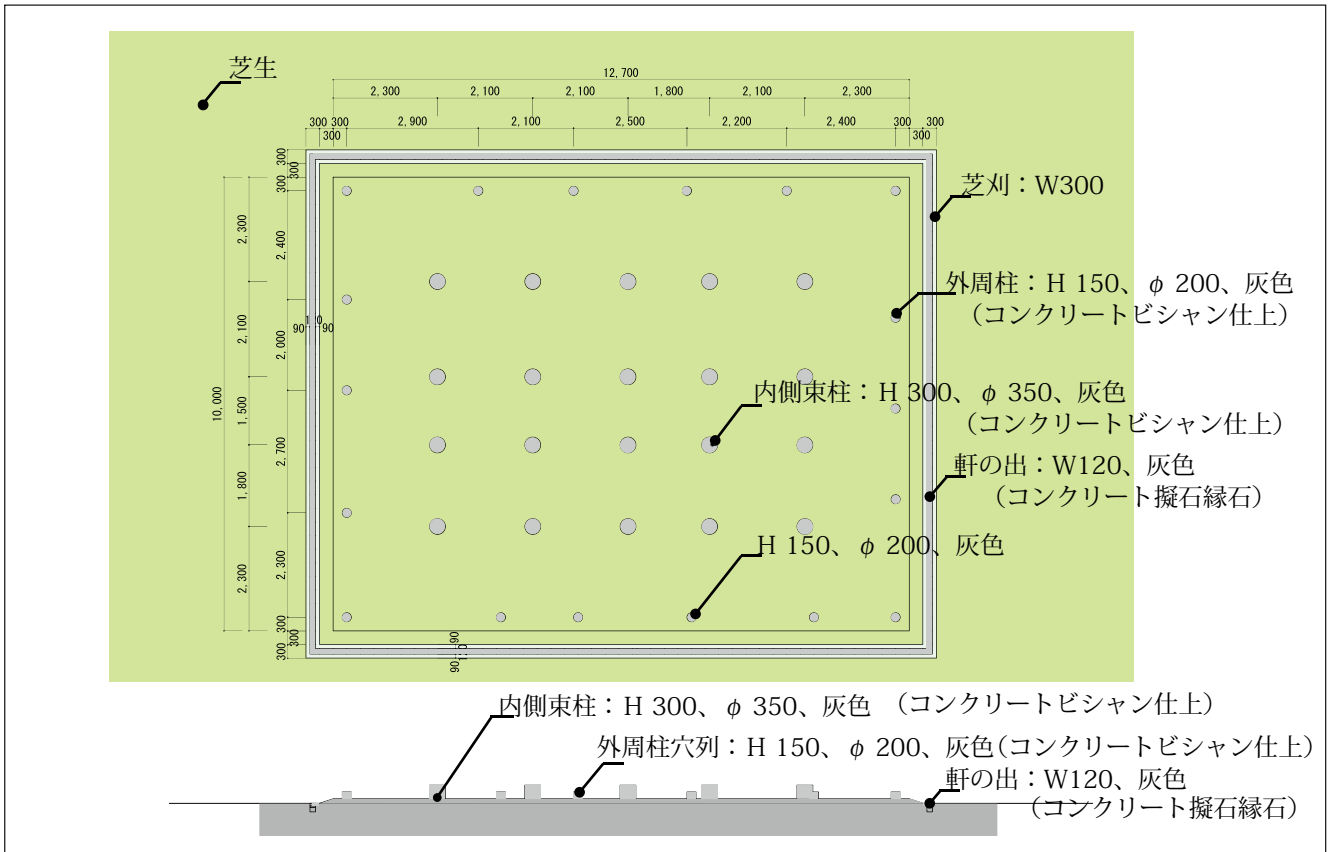
Ⅲ期遺構 柱表示：径 350 mm・高 600 mm、外周柱：径 200 mm・高 300 mm



コンクリートビシャン仕上げ参考例
 (例はツツキ仕上げ)



III期 (SB37) 柱表示 平面図・断面図 (S=1/200)



Ⅱ期 (SB48) 柱表示 平面図・断面図 (S=1/200)



Ⅲ期 (SB36) 柱表示

柱位置表示再整備イメージ



Ⅲ期 (SB37) 柱表示



Ⅱ期 (SB48) 柱表示

柱位置表示再整備イメージ

2 説明板

(1) 損傷状況

史跡内には利用上の案内や遺構表現の解説を目的とした説明板類を多く設置している。

遺跡環境への調和から立ち上がりのあるものは木材を多用し、遺構説明板は地盤面に置くように設置されている。

概ね表示面は健全に維持されているが、木部の腐朽が進みつつある。また、遺構説明板は周囲の芝が延びて所在が分かりにくく、また芝刈り管理の際に表示面を損傷することもあるとみられる。さらに、禁止表示板のいくつかのように転倒・破損したものもある。

現状の損傷等については巻末の「現状調査記録」を参照。

- | | | |
|-----------|------|-----------------------------|
| ① 総合説明板 | 1 基 | (木部に軽微な損傷) |
| ② 復元建物説明板 | 1 基 | (木部の腐朽等) |
| ③ 遺跡名称板 | 1 基 | (木部根元付近の軽微な腐朽等) |
| ④ 名称標識 | 3 基 | (良好。一部埋没) |
| ⑤ 禁止表示板 | 4 基 | (1 基欠け、1 基ぐらつき、1 基脱落、1 基割れ) |
| ⑥ 遺構説明板 | 20 基 | (概ね良好。数基端部の割れ) |

(2) 再整備

既設の案内解説板は、表示面に高耐久性の工法を用いることから部分的な補修により維持できるものが多い。これらは当面軽微な補修等により維持する。

さらに、この再整備では既設の解説内容を補完する目的で新規の案内解説板等を設置する。なお、禁止表示板は内容更新の必要があるので更新する。

導入部	総合説明板	周辺文化財案内板	・ ・ 新規
倉庫群	復元建物説明板	倉庫群全容解説板	・ ・ 新規 (復元建物説明板裏面に追加)
		遺構解説板 (20基)	
		建物解説板 (3基)	・ ・ 新規 (復元3棟のタタキ面に設置)
出入口	名称標識 (3 基)		
	禁止表示板 (4 基)		・ ・ 更新 (内容追加)

① 総合説明板・周辺文化財案内板

【総合説明板】

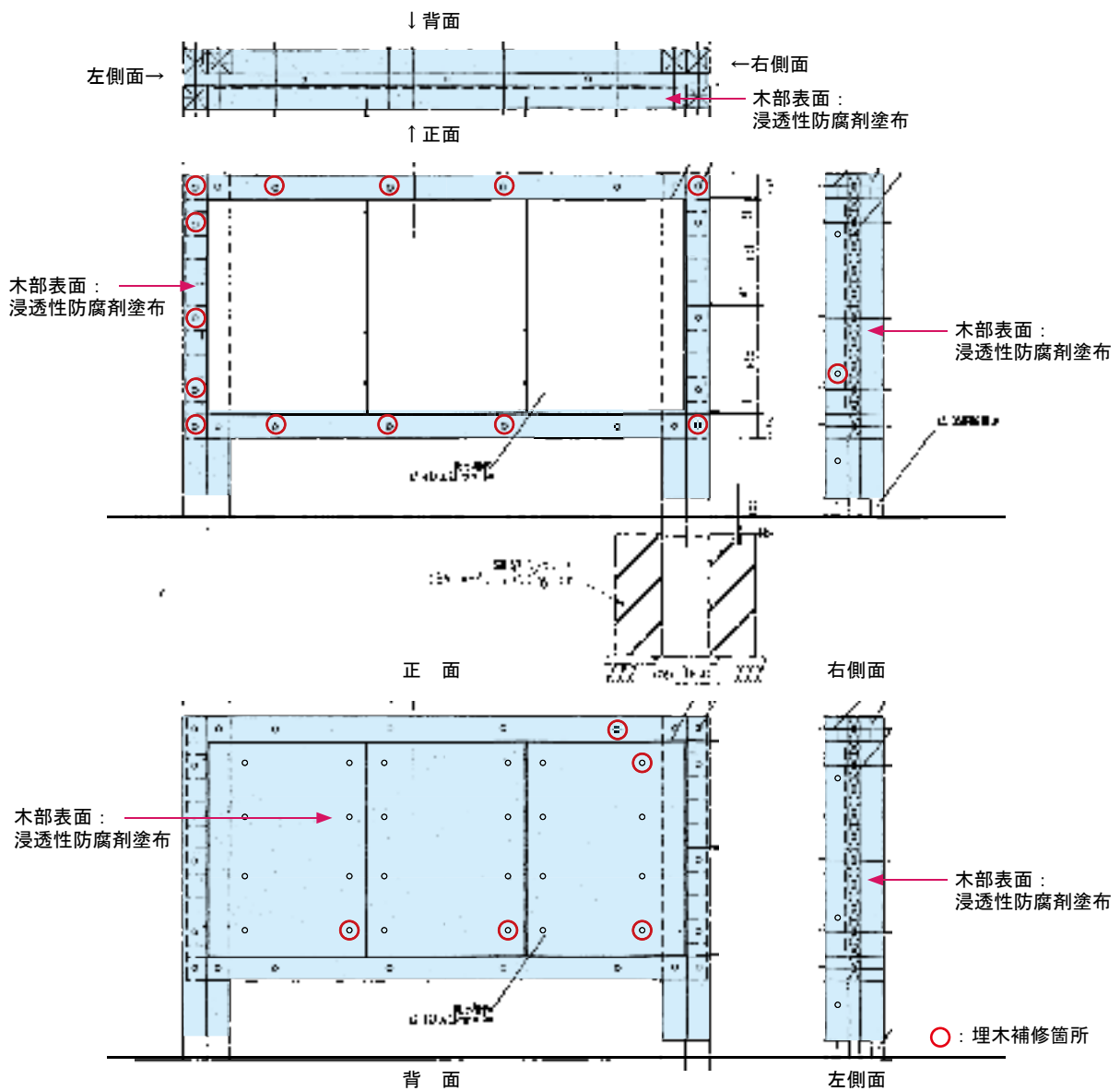
当初整備の木フレームはレッドウッド（欧州赤松）の角材をボルトで固定し、柱脚部はコンクリート巻きとし、地盤と接する部分には銅板巻を施す。表示面はステンレスホーローパネルである。

表示面・木フレームとも特に異常はなく、ボルトを隠す埋め木が欠損している程度である。

再整備に伴っては、埋め木を補修するとともに、木部に浸透性防腐剤を再塗装する。先にも述べたように、防腐剤は数年の周期で再塗布が必要となる。

【周辺文化財案内板】

平沢官衙遺跡とかかわる周辺の遺跡や文化財の紹介と散策案内を目的とする案内板を案内所駐車場付近に設置する。フレームの形状・仕様は上記の総合説明板に倣う。表示面は20年程度での内容更新を想定した仕様として、電子線印刷パネルとする。



表示面仕様の耐用年数	
対候性インクジェット印刷	13～15年程度で更新
電子線印刷	20年以上
ステンレスホーロー	半永久

② 復元建物説明板・倉庫群全容解説

【復元建物説明板】

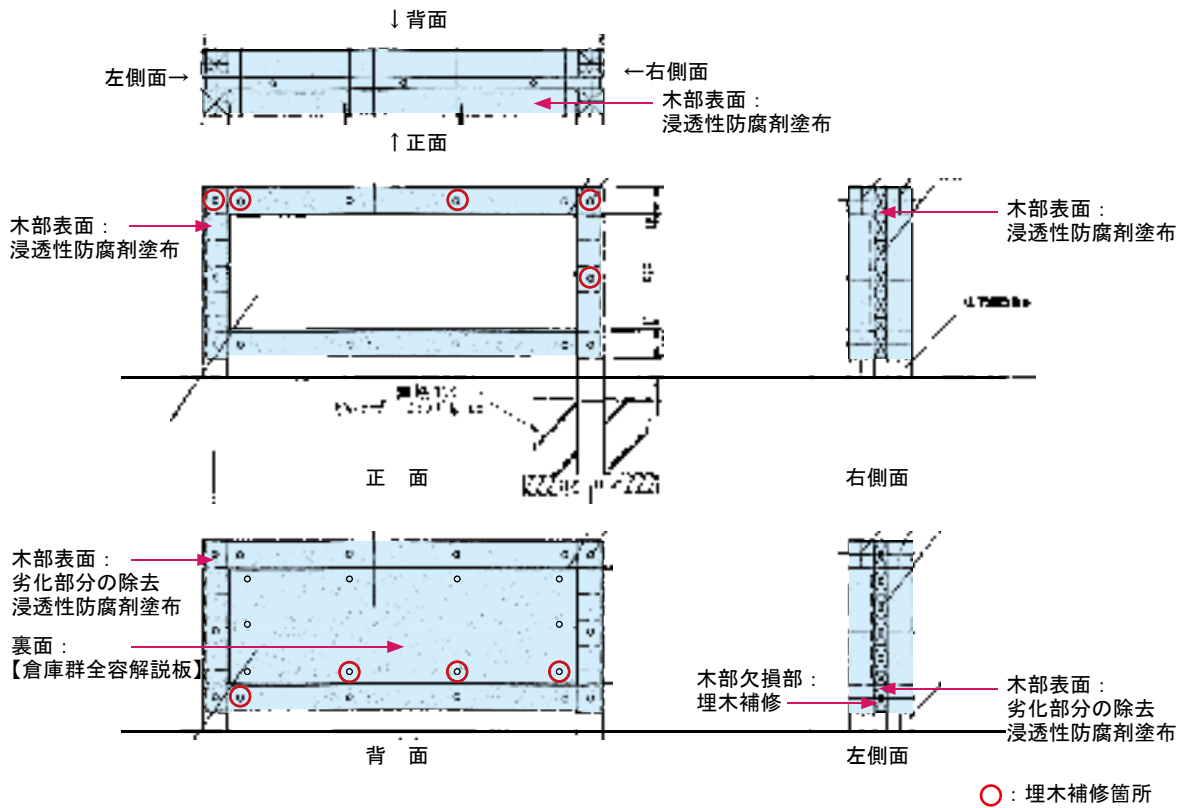
総合説明板と同様に、木フレームに表示面はステンレスホーローパネルである。なお、柱脚部には銅板巻を施していない。

木部に苔が発生し、埋め木の欠損箇所もあり、やや腐朽が進みつつある。表示面には損傷はない。同仕様の総合説明板と異なるのは、芝生の中に設置されることと銅板巻を施していないことである。

再整備では、木部表面の劣化した部分をグラインダー等で薄く削り、欠損した木部を埋め木で補い、浸透性防腐剤を塗布する。また、柱脚の地中部分や地盤に近い下框下面には、アスファルト系塗料を塗布し土壌からの水分供給を防ぐ。

【倉庫群全容解説板】

実物大復元建物や柱位置表示の全体を包括する倉庫群の全容を俯瞰する解説板であり、上記の復元建物説明板の裏面に新設する。当初の整備の通り、史跡内で立上りのあるものは極力遺構の表現物に限定すべきであり、高さのある説明板は限定すべきと考え既設説明板のフレームを利用する計画とする。また、この表示面の仕様は周辺文化財案内板と同様に電子線印刷パネルとする。

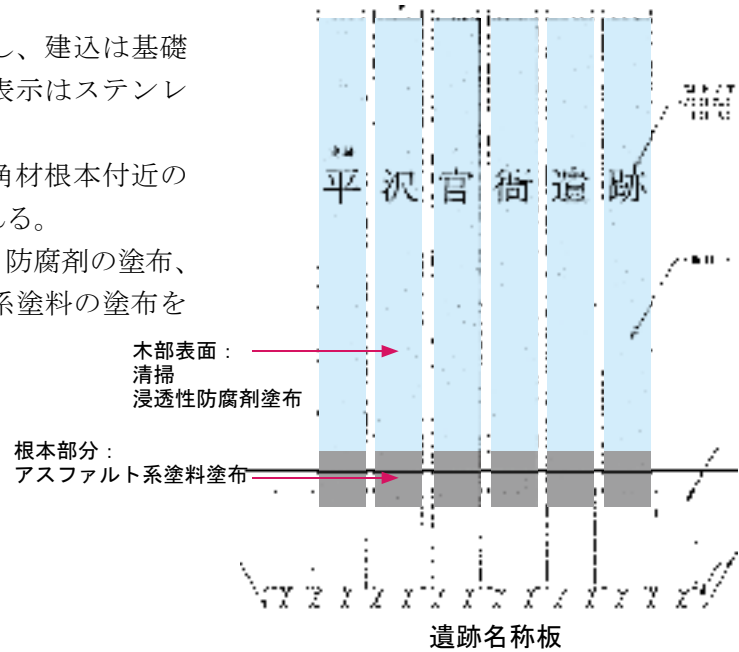


③ 遺跡名称板

本体はヒバ角材に防腐処理とし、建込は基礎コンクリート巻きとする。文字表示はステンレス切り文字である。

補修を要する異常はないが、角材根本付近の若干の腐蝕と苔類の発生がみられる。

再整備に伴って、木部の清掃と防腐剤の塗布、また根本部分へのアスファルト系塗料の塗布を行う。



④ 名称標識

白御影の石柱堀文字であり、史跡への出入口3箇所それぞれ設置している。

何れも異常はないが、北側出入口にある1基は最下段の文字が半ば埋まっているので、周辺土の鋤取りを行う。



名称標識 2

⑤ 禁止表示板

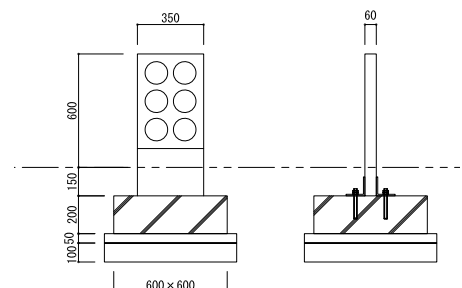
史跡内での利用制限をピクトサインで表示するもので、クラフト磁器製であり、出入口4箇所付近にそれぞれ設置している。

この禁止表示板については、現状の利用実態に即して内容を追加する必要があることから、構造・内容とも更新する。

表示内容は次を想定し、ピクトサインを印刷する。表示面は周辺文化財案内板等と同様に電子線印刷パネルとする。

禁止表示内容

- ・火気禁止 ・タバコ禁止 ・ゴミ捨て禁止
- ・ペットノーリード禁止
- ・ペットフン捨て禁止 ・ドローン禁止



禁止表示板 (S=1/40)

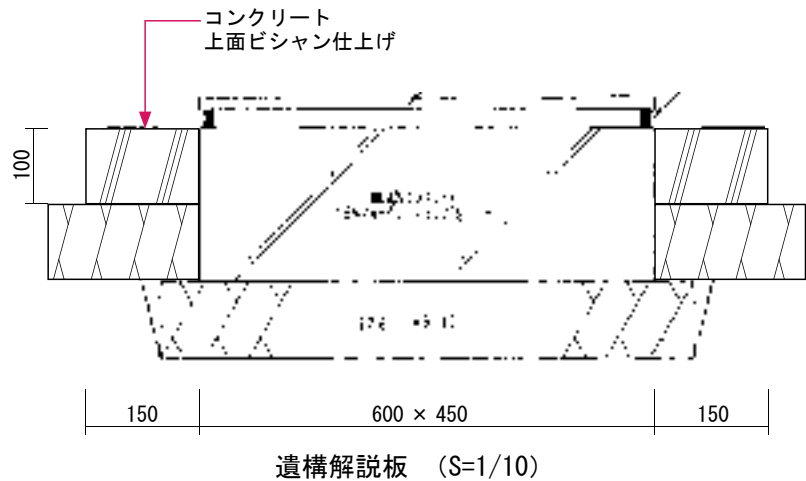
⑥ 遺構説明板

掘立柱跡の表示遺構 20 か所にそれぞれ設置している。基礎コンクリートを設け、磁器板だけが見えるように設置している。整備当時の図面では、磁器板（厚さ 14 mm）の表面は地盤面から 4 cm の高さに設定されている。

概ね健全ではあるが、端部に小さい割れを生じたものが多い。また、周囲の芝が伸びた状態では利用者が存在に気づき難いこと、芝刈り時に損傷することがあることが問題となっている。

再整備にあたっては、解説板の直近に芝が及ばないように、周囲 15 cm をコンクリートで縁取りし、この上面はビシャン仕上げとする。これにより解説板に対する視認性も高まると思われる。若干の欠けについては、再製作を要するほどではなく、部分的な補修も難しいことから現状を維持する。

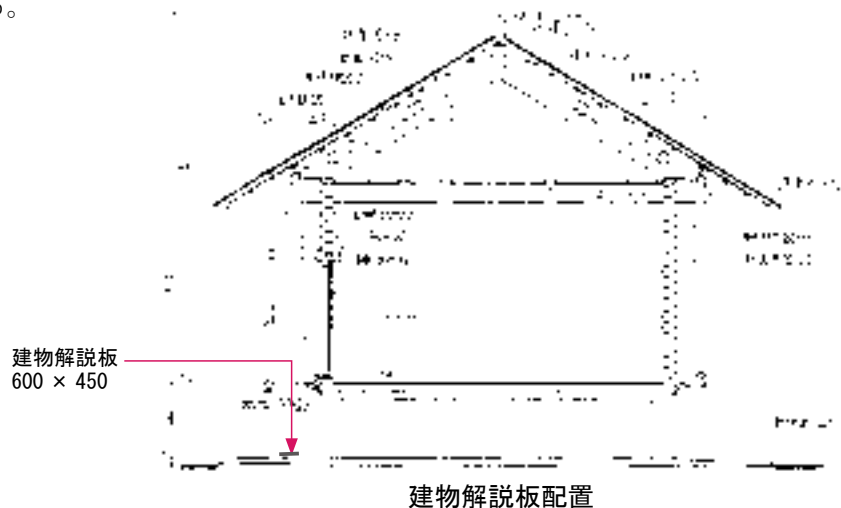
化粧砂利も検討したが、現状の芝の状況から簡易な見切り材では対応できないと思われること、また立ち上がりのある見切り材は利用者の躓きの要因となることから採用しない。



⑦ 建物解説板

実物大復元建物 3 棟について、それぞれの位置で構造や屋内の様子などを解説するものを新設する（現在木階段に設置している簡易説明に替わるもの）。

遠景では目立たないものとして、既設コンクリートタタキ面を一部研磨して設置する。解説板は遺構説明板と同様の大きさ（60 cm × 45 cm）とし、踏圧等を考慮してステンレス板に電子線印刷とする。



3 鉄 柵

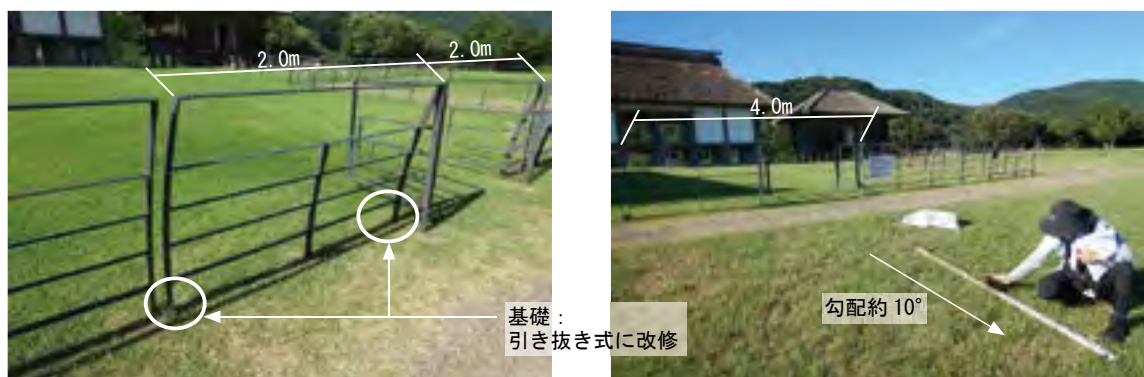
実物大復元建物の一帯を取り囲む鋳物製の柵であり、高さ 1.1 m で、開口幅 2.0 m の扉が東辺と南辺にそれぞれ設けられている。

この鉄柵に異常はないが、車両の出入口が無いことが管理上の問題となっている。実物大復元建物の維持修理や日常的な維持管理には、高所作業車をはじめとする工事用車両が進入できる必要がある。

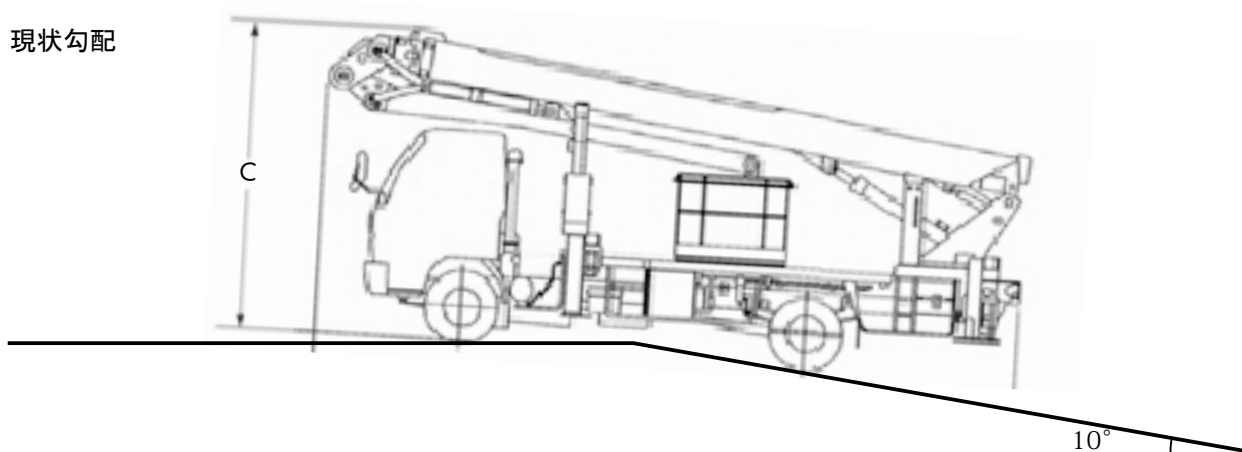
再整備にあたっては、南面の出入口付近にある鉄柵の切れ目を利用して、車両が進入できる開口に改修する。

両開き門扉の西側の軸を吊る支柱と、その西側 1 間目の支柱の基礎を改修し、工事等の必要に応じて上に引き抜くことができるようにする。これにより合計 4.0 m の開口が確保できる。

この開口への進入路は、史跡の東側の出入口から入り、南面の芝生斜面を経ることを想定する。鉄柵南面は園路を挟み約 10° の勾配であり、下図の検討から 16m クラスの高所作業の登坂に支障はないと考えられる。さらに大型の車両も想定するならば、法肩付近を若干掘削することも考えられるが、当面必要ないと考えられるので掘削は行わない。



現状勾配



高所作業車乗入検討図 1/60

4 園 路

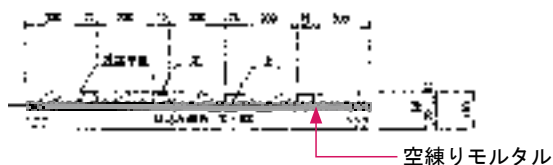
史跡内にはコンクリート洗出し平板舗装と、透水性カラー舗装の園路が敷設されている。

洗出し平板は厚 40mm、敷き砂 30mm、碎石路盤 100 mm であり、透水性カラー舗装は表層 40 mm、路盤 150 mm で、舗装止には台形状にモルタルを施している。

(1) コンクリート洗出し平板舗装

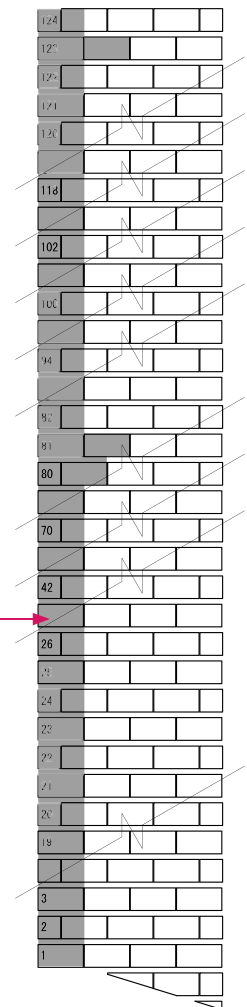
歩行に支障があるほどではないが、南側園路の低地側などに若干の不陸を生じたものが 18 枚ほどある。

敷き砂の流失、あるいはモグラなどによるものとみられるので、法肩付近の平板を一旦取外し、敷き砂を補足のうえ据え直す。この際、砂の流失を防ぐために貧配合の空練りモルタルを用いる。



傾いている平板

空練りモルタルを用いて再設置



平板に問題のある部分

(2) 透水性カラー舗装

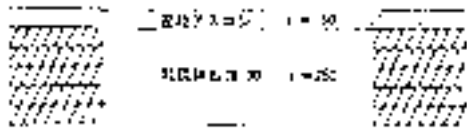
表層材は化粧砂利を固化転圧して表面を洗い出したものとみられる。現状では大半の範囲で表面の砂利が分離しており、利用者がこの砂利で滑りやすいことが問題となっている。

化粧砂利の離脱はあるものの、表層本体は強度を維持している。また、砂利下は土系の色調ではあるが砂利があり、遺跡景観にもよく調和すると思われる。

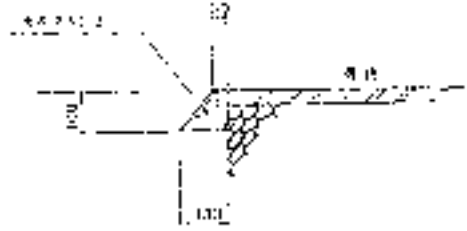
この再整備では、分離した化粧砂利だけを除去して引き続き現状の舗装を利用する。やがて微細な土部分がはがれ、内部の化粧砂利が表れると考えられる。

また、芝の舗装面への進入に対しては、舗装止モルタルの外側に立上りのある芝止め用の見切り材を敷設する（柱位置軒下範囲表示の見切り材に同じ）。

離脱した砂利の除去は再整備後も周期的に必要となる。またやがて表層材の摩滅等により舗装の打ち替えが必要になる時期に至るが、新規舗装に要する費用と、舗装初期に予測される景観上の不調和を考えると、現時点では打ち替えの必要性は低いと考えられる。



透水カラー舗装標準断面図



舗装止断面図



透水カラー舗装（分離した化粧砂利と表層）



舗装止



舗装止と芝

5 その他便益施設

史跡内の管理・便益施設として、車止め（3基）、水飲み（1基）、ベンチ（2基）を確認した。水飲み、車止めには異常は見られない。ベンチについては、座面の板の腐朽・破損がみられた。なお、脚部コンクリート及び鋼材部分は健全とみられる。

ベンチについては、座面の板のみ更新する。

(1) ベンチ

- ・2基とも、脚部は問題なし。座面に汚れ・苔が見られ、端部が一部欠けている。

(2) 水飲み

- ・問題なし。

(3) 車止め

- ・車止1：問題なし。カラーコーンが設置されている。
- ・車止2：問題なし。パイプガードが設置されている。
- ・車止3：問題なし。



ベンチ



水飲み



車止 1



車止 2



車止 3

第4節 情報発信

平沢官衙遺跡の情報発信のあり方として、インターネットを利用したシステムを新規に導入する。このことは保存活用計画に位置付けているほか、本年7月に実施したアンケート調査においても市民要望の多いものである。

この情報発信はインターネット上に平沢官衙遺跡の専用サイトを設け、随時更新・追加しながら運用していく。提供する情報には次のような項目が考えられる。

- ・遺跡の情報 考古学的価値
現地表現と連動した遺構解説
遺物の解説
- ・整備の情報 利用案内・アクセス情報
整備施設の解説（実物大復元建物・遺構表示）
- ・イベント情報 体験学習の案内
季節イベントの案内
- ・周辺の情報 周辺の文化財や文化施設の案内

利用者が情報を取得する方法として、最も簡便なものはQRコード（二次元バーコード）を端末で読み取って専用サイトにアクセスするものである。端末は利用者のスマートフォンを利用する。

既設の解説板にQRコードを印刷したシールを貼ることや、リーフレットに印刷することなどが考えられる。QRコードからアクセスするWEBページは画像と文字情報を主として、多言語への対応も可能である。また、静止画像と文字情報であれば現状の通信環境でもストレスなく利用できる。発掘調査時の写真や出土遺物の解説、また柱位置表示する建物の復元画像など、さらにはイベント情報や周辺文化財などの情報も提供できる。

また、再整備の完成に合わせて、内容を更新したパンフレット制作する。このパンフレットは案内所で配布するほか、公共施設、公共交通機関等での配布や、インターネットを介してダウンロードできるようにするなど、多方面に活用する。

Wi-Fi設備については、今回の整備では設置しないこととする。今後コンテンツの充実によって検討する。

なお、現在、筑波大学（世界遺産学学位プログラム）が、平沢官衙遺跡歴史ひろばにおいて、復元建物の3次元計測データを基礎として様々な情報を集積したBIMを構築し、市民等からのスマートフォンを用いた計測データ等の提供を受けて更新していく仕組みについて、実証実験をしている。この成果は、遺跡の公開・管理の両面で利用できるものとなる見込みであり、将来的な活用の方法を検討する。

第6章 活用・維持管理計画

第1節 公開活用計画

平沢官衙遺跡歴史ひろばは、再整備事業を経て、より安全でわかりやすく、多様な方々に利用されることとなる。また、開園から約20年を経て、公開活用についても経験の蓄積ができ、近隣や周辺での文化財の調査や小田城跡歴史ひろばの開園、金田官衙遺跡の国指定、りんりんロードの開通等の、開園後の変化もある。

ここでは、これらのことを考慮した公開活用を計画する。

1 見学利用の拡充

利用者への日常的な解説は、管理を受託している地元NPO法人平沢歴史文化財フォーラム（以下「文化財フォーラム」とする）が担っているが、平常時は1名勤務を基本としており、団体等からの解説依頼に際しては別に解説員を用意する必要がある。現状では解説できる人員が不足しているため、文化財フォーラムの会員や市文化財解説ボランティア登録者を対象に講座を実施し、解説員を養成することで拡充を図る。

小中学校・義務教育学校へは、今回の再整備事業にあたって整備したインターネットのコンテンツや、新規作成する子ども向けパンフレットを提供し、歴史の授業だけでなく課外活動や自由研究等での活用を積極的に呼びかける。また、文化財フォーラムから提案があった、子ども向けに内容を易しく、時間を短くした解説映像ソフトの製作も検討していく。

また、筑波大学の実証実験の際に計測した復元建物の3次元データは、現状の詳細な記録だけでなくVRやARなど様々な利用が可能であり、今後作成するコンテンツの基礎資料として活用していく。

2 活用イベントの充実

再整備し安全に活用できるようになった史跡を利用し、文化財フォーラムとともに四季毎の史跡周知のイベントを継続して実施していく。

また、実物大復元建物や柱位置表示等の歴史的空間を生かした古代をテーマにしたストーリー性のある体験活用をイベントとして展開していく。内容については、例えば、古代の税としての稲や穀物を復元した建物まで運ぶ儀式や、古代の衣装体験、古代の土器を用いた食体験、古代の工具を用いた木工体験など、多様なことが考えられ、実施可能なものを検討していく。

さらに、再整備に際して、土倉の茅葺にかかわる作業や、板倉の葺き板に名前を墨書すること、また再整備後の維持管理として行う毎年の大掃除などを、市民が参加できるイベントにすることで、史跡への愛着を育む重要な体験とする。

学術的なイベントについて、現在も行っている実物大復元建物の特別開扉に加え、再整備事業をきっかけとしてシンポジウムや説明会・市民講座などを実施して、史跡の価値を伝える機会を増やしていく。

また、ユニバーサルデザインへの配慮として再整備事業で導入する車いす用のリフトを使用して、障がい者や高齢者を対象とした見学会を実施し、より多様な方々による史跡利用を拡充していく。

3 近隣・周辺地域の文化財・施設等との連携

再整備事業では、インターネットやQRコードによる情報発信を整備することで、幅広い文化財や施設の紹介が可能となる。このことを利用して、筑波山や小田城跡・金田官衙遺跡等の市内の史跡、隣接市の土浦城跡、上高津貝塚、真壁城跡などを関連付けることで、平沢官衙遺跡の歴史的な価値をより豊かに伝えていく。

また、周辺の文化財についても、新設する解説板での紹介やインターネットコンテンツを活用することで、より詳細な内容を提供することができる。これらを活用した見学コースを設けて、散策へ誘導することで、見学者に古代筑波郡の中心地を体感してもらう。

また、再整備を経た平沢官衙遺跡歴史ひろばは、地域観光の資源としても、より高い価値を有することとなる。筑波山観光との関連に加え、つくば霞ヶ浦りんりんロードや筑波山地域ジオパークなどの当初整備後に加わった地域資源、さらに旧筑波東中学校に計画されている筑波山地域ジオパーク・自転車の拠点施設とも連携し、相互に周知・活用していくことで、さらなる史跡への誘客を促す。

観光資源としての平沢官衙遺跡については、歴史的な価値以外にも平沢地区の農村風景も大きな魅力となっており、現在も好評な文化財フォーラムによる地元産の米や農作物の販売を継続的に実施していくとともに、お土産となるようなオリジナル商品の開発を検討していく。

第2節 維持管理計画

開園以来20年近くの維持管理を実施してきた実績はあるものの、実物大復元建物や柱位置表示を中心に劣化や破損を来したことを契機に今般の再整備に至ったのが現状である。

施設を長期にわたり維持するには、これまでに実施してきた維持管理や小規模な修繕、不測の破損等に対する措置のほかに、今回再整備する施設の維持管理の改善が必要となる。保存活用計画で定めた、「市文化財担当による点検を毎年、業者による点検を5年毎に行い、必要に応じた修繕等の措置をしていく。また、部分的で現状を変えない修理工事は10年毎、部分的な修理とともに新たに検討を加え付加価値をつける再整備工事は20年毎を目安に予定」を基に、今回の再整備で付加した内容を検討し、維持管理の計画を検討する。

1 実物大復元建物

(1) 年間維持管理

害虫駆除や外壁清掃を、毎年1回程度実施する。この外壁清掃は、鳥害抑制にも有効となる。これらの清掃は市民が安全に参加できる範囲でのイベントとすることで、史跡への愛着をはぐくむ活動ともなる。

ただし、外壁清掃などで、高所作業車を用いて壁面を水拭き等により清掃するものについては、専門業者へ発注する。

(2) 防腐剤塗布

再整備において木部へ塗布する防腐剤の再塗布を、3年程度を目安に実施する。塗装の範囲については、検討が必要であるものの、屋根をはじめ雨に濡れる束柱や外壁など、状況を観察しつつ建物の構造に応じて実施する。

(3) 差茅・棟修繕と葺替え工事

土倉の茅葺屋根について、状況に応じた差茅修繕を行う。鳥害や風害等の状況にもよるので一概にはいえないが、5年に一回程度は必要と思われる。

また、差茅に併せて棟や防鳥ネットの状態を確認し、必要に応じて修繕・取替えを行う。これらの作業は高所作業車ではできず、足場の架設が必要となるため、差茅以外の作業も併せて実施できるよう調整が必要となる。

今回は、20年程度で全面的な葺替えとなったが、適切な時期に差茅を行うことで、今回の再整備と同規模で実施すると直接工事費だけで約3,000万円の再整備工事を、先延ばしすることが可能であると考えられる。

2 造園的施設

再整備で設置する柱位置表示は耐久性があるため、表示自体の定期的な維持管理は不要である。ただし、建物範囲を示すための周囲の芝刈り管理は、年3回程度増加する。1回約300㎡の増加となる。

そのほか、現在までの状況から数年毎に鉄柵の塗装修理を予定する。また園路舗装については、当面、表層の剥離した砂利を除去しながら維持する。いずれも毎年の観察を通じて適切な時期に修繕対応を行うこととなる。

3 その他

QRコードからアクセスするWEBサイトについて、携帯端末のOS（オペレーションシステム）のバージョンアップに対応するためのメンテナンスを実施していく。また、新しい知見の追加やコンテンツの充実など、常に内容を更新していく必要がある。

第7章 事業計画

第1節 整備事業計画

史跡平沢官衙遺跡整備事業は、国庫補助を受け、実施設計及び整備工事等を令和4年（2022年）度から同8年（2026年）度までの5ヵ年にわたって実施する計画とする。

令和4年（2022年）度には整備工事全体にかかる実施設計を行い、翌5年（2023年）度には工事車両の搬入に必要な鉄柵出入口改修を先行し、茅葺屋根の土倉の再整備を完了する。併せて、板倉の再整備に要する木材を先行して購入する。これは木材の伐り出しは秋以降が適期であることや乾燥に要する期間を確保するためである。また、茅葺屋根の葺き替えにあたっては茅材の運搬や束揃えなどに市民参加を検討する。

令和6年（2024年）度には前年度に購入した木材を用いて板倉の再整備を完了するとともに、翌年度予定する校倉再整備の木材を購入する。

令和7年（2025年）度には校倉の再整備を完了するとともに柱位置表示等の造園的整備に着手する。

令和8年（2026年）度には柱位置表示や解説板等の造園的整備を完了するとともに、史跡の有効な活用に供するWEBシステムを構築し、整備事業報告書を刊行する計画とする。

上記の整備工事の間、工事に支障がなく危険のない範囲は史跡内を公開しつつ進めるとともに、実物大復元建物の工事にあたっては適宜工事の状況を公開する。

整備事業計画

(単位：円)

項目		R4	R5	R6	R7	R8	計
委託	実施設計	15,370,000					15,370,000
	工事監理		4,051,000	4,219,000	3,690,000	1,890,000	13,850,000
	WEBシステム					5,000,000	5,000,000
	委託計	15,370,000	4,051,000	4,219,000	3,690,000	6,890,000	34,220,000
工事	建築工事		53,850,000 土倉修理 ・板倉木材	56,020,000 板倉修理 ・校倉木材	31,420,000 校倉修理		141,290,000
	造園的整備		193,000 鉄柵出入口		30,850,000 Ⅱ期柱表示	53,997,000 Ⅲ期柱 ・解説板他	85,040,000
	工事計		54,043,000	56,020,000	62,270,000	53,997,000	226,330,000
その他	報告書印刷代					450,000	450,000
	その他計					450,000	450,000
合計	税抜	15,370,000	58,094,000	60,239,000	65,960,000	61,337,000	261,000,000
	税込	16,907,000	63,903,400	66,262,900	72,556,000	67,470,700	287,100,000

第2節 活用・維持管理事業計画

令和2年(2020年)度策定の『史跡平沢官衙遺跡保存活用計画』を基に、本計画によって新たに追加した事業(太字ゴシックで表記)を加筆している。保存活用計画策定時を基準に、再整備事業中のおおむね5年間の早期と、整備後にあたる5～10年間の中・長期に分けて示す。令和12年(2030年)度以降は、保存活用計画の一部として更新する。

活用・維持管理事業計画

事業	継続	早期	中・長期	備考
活用	史跡内	<ul style="list-style-type: none"> 文化財サポーターの養成、説明・ガイドの実施 小中学校向けの映像教材等の提供 再整備事業への市民参加を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 史跡周辺を含めたシンポジウム等の実施 体験学習等の実施を検討 専用HPでの写真の閲覧や解説内容の充実 古代をテーマにしたイベントの検討 障がい者・や高齢者を対象として見学会の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 継続・早期の実施とした事業のうち、可能なものは中・長期以降も継続する
	史跡外	<ul style="list-style-type: none"> 「筑波山地域ジオパーク推進協議会」との協働による活用事業 	<ul style="list-style-type: none"> 市内・隣接市の史跡との連携 自転車道を利用した活用事業の検討 周辺文化財へ見学コースなどを設定し誘導 	
維持管理	<ul style="list-style-type: none"> 軽易な修繕等 緊急時の修繕等 		<ul style="list-style-type: none"> 施設の定期点検の実施 部分的で形状を変えない修理工事の実施 定期的な修繕・補修の実施 維持管理イベントへの市民参加を実施 	

